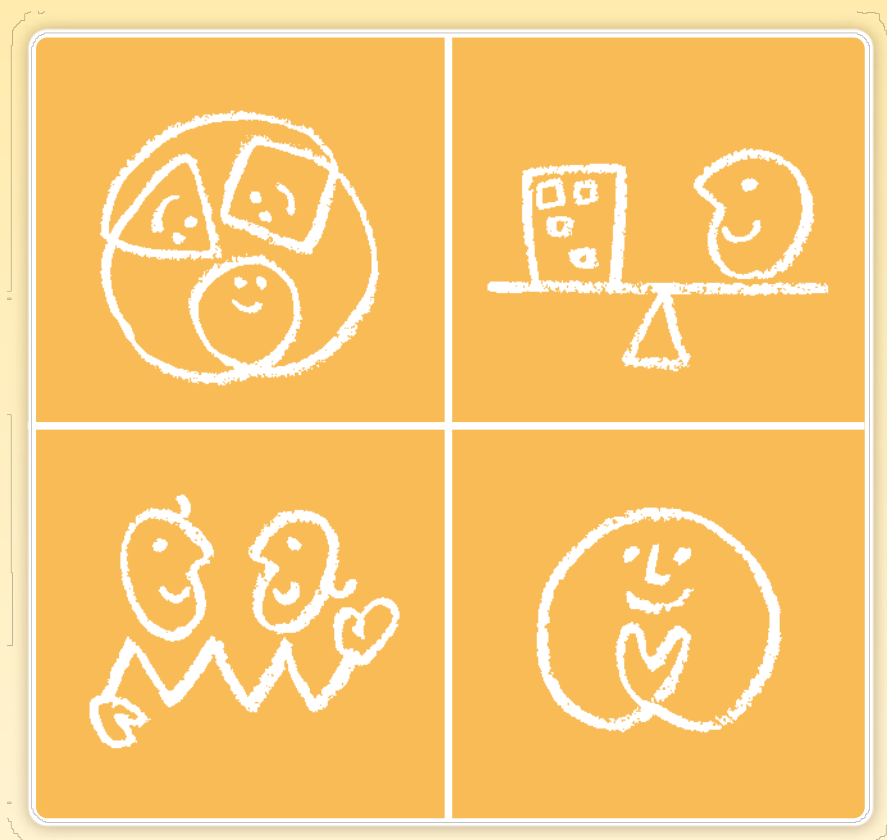


武蔵野市第四次 男女平等推進計画

すべての人が
互いに人権を尊重し
性別等にかかわらず
いきいきと暮らせるまちづくり



平成 31(2019)年3月

武蔵野市

本市では、一人ひとりが自分らしい生き方のできる男女平等社会を実現し、次世代につないでいくため、平成 29（2017）年 4 月 1 日に市民参加での策定による「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」を施行いたしました。



今年は、国連総会において「女子差別撤廃条約」採択 40 周年を迎えます。日本においては、法の下では男女の平等はほぼ果たされていると言われておりますが、依然として、性別役割分担の意識、当該役割分担が反映された社会慣行、性別等に起因する暴力、政策等への参画格差、賃金格差、教育格差など男女平等を取り巻く状況は様々な課題が多く残されております。

「男性は」、「女性は」といった性に関する人々の意識や、結果として男女の差を生んでしまう社会状況を変えていかなければなりません。こうした課題は女性だけのものではなく、男女ともに自分らしく生きるための選択の幅が狭められ、多様性と活力のある社会の実現を阻害する原因となっています。

本市も男女平等を目指し、昭和 60（1985）年に婦人問題懇談会を設置し、様々な取組を進め、また、数次にわたる男女共同参画計画を策定、実施してまいりました。平成 29（2017）年には男女平等社会の実現を加速させるため、市や市民、事業者等の責務を明らかにした条例を制定し、このたび、これまでの第三次男女共同参画計画を引き継いだ、計画期間 5 年間の本計画を策定いたしました。

本計画の目指す将来像として、「すべての人が、互いに人権を尊重し、性別等にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮して、生涯にわたり、いきいきと暮らせるまち」を掲げ、基本目標として「男女平等の意識を育むまち」、「生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち」、「人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち」、「男女平等推進の体制づくりに取り組むまち」を設定いたしました。この計画に基づき、男女平等社会の実現を、市民の皆様とともに推進してまいりますので、これまで以上のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました武蔵野市男女平等推進審議会の皆様、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様ならびに関係者の皆様に心から御礼申し上げます。

平成 31（2019）年 3 月

武蔵野市長 松下 玲子

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景（はじめに、国・都の動向、本市の取組）	3
第2章 計画の基本的な考え方	7
1 計画の位置付け	9
2 計画の性格	9
3 計画の期間	9
4 計画の推進	10
第3章 施策の展開	13
1 計画の目指す将来像	15
2 計画の基本理念	15
3 計画の基本目標	16
4 計画の体系	18
第4章 基本目標ごとの基本施策・事業計画	21
基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育むまち	23
基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち	33
基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち	57
基本目標Ⅳ 男女平等推進の体制づくりに取り組むまち	75
数値目標	85
資料編	89

※「性別等」の表記について

人間の性には、からだの性やこころの性、恋愛感情がいずれの性別に向かうか、など多様な性があります。本計画においては、「性別等」という表現で、男女の別だけではない多様な性のあり方を表しています。

※元号「平成」の表記について

政府は、退位特例法の施行日を「2019年4月30日」とする政令を閣議決定し、翌日の5月1日から新しい元号に改元されます。本計画においては、市民にわかりやすいよう元号と西暦を併記しました。なお、改元後の表記については、新たな元号が決定していないことやわかりやすさを優先して、一部「平成」の表記を残していますが、新元号の施行後は、「平成」の表記は新元号に読み替えます。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景(はじめに、国・都の動向、本市の取組)

(1) はじめに

武蔵野市が男女平等社会を実現するためには、多様な個人を理解し尊重しあい、すべてのひとが、その個性と能力を生かして、生涯にわたりいきいきと、健康な生活を営み、豊かで安心して生活することができる地域社会をつくっていくことが必要です。

本市では、平成 29 (2017) 年に制定された「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」(以下、「男女平等推進条例」という。)に基づき、武蔵野市男女平等推進審議会(以下、「推進審議会」という。)が男女平等施策の推進状況の評価を行うことにより、課題を明らかにしながら、事業を推進してきました。本計画は同条例第9条に基づき、男女平等を推進する施策を総合的かつ計画的に実施するため、策定するものです。計画策定にあたっては「推進審議会」に諮問するものと定められており、「武蔵野市第三次男女共同参画計画」(以下、「第三次計画」という。)を引継ぐものです。また、同条例第9条に基づき、計画の名称を「男女平等推進計画」へと改めます。

(2) 国の動向

国は、平成 11 (1999) 年6月に「男女共同参画社会基本法」を施行し、男女共同参画社会形成についての基本理念や国、自治体、国民の責務を明確にするとともに、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国における重要課題として位置付けています。

男女共同参画に関する取組は世界でも進められており、近年においては、平成 27 (2015) 年にニューヨーク国連本部において開催された「国連持続可能な開発サミット」で、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。このアジェンダでは、17 の目標からなる「持続可能な開発目標 (SDGs)」を掲げており、そのうちのひとつである「ジェンダー平等を実現しよう」という目標に向けた取組が各国で進められています。このような世界の動きの中、国では働き方改革や女性の活躍推進などに向けた取組が進められていますが、世界経済フォーラム (World Economic Forum) が公表している各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数 (GGI) をみると、平成 30 (2018) 年の日本の順位は 149 か国中 110 位と依然として低い状況です。

また、国は、男女共同参画社会基本法が施行される以前からこれまで、様々な取組を行っていますが、本市の第三次計画策定後の男女共同参画に関する法律の動きは次のとおりです。

男女共同参画基本計画に関する動きとしては、男女共同参画社会基本法に基づき、平成 12 (2000) 年「男女共同参画基本計画」を策定してから改定を重ね、平成 27 (2015) 年 12 月に「第4次男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。「第4次男女共同参画基本計画」では、政策目的を明確化し、効果的な計画の推進を図るために「あらゆる分野における女性の活躍」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「推進体制の整備・強化」という4つの政策領域を設け、取組を進めています。

職場における男女平等の取組や、仕事と育児・介護の両立に関する法律の動きとしては、「男女雇用機会均等法」と「育児・介護休業法」が、平成 29（2017）年 1 月に一部改正され、事業主に対し、妊娠・出産等を理由とした上司や同僚からのハラスメントの防止に対しての措置義務が規定されました。「育児・介護休業法」はその改正と同時に、育児休業などの対象となる子の範囲の拡大や、介護休業の分割取得、介護休暇・子の看護休暇の取得単位が柔軟化されました。さらに、同年 10 月にも一部改正され、子が 1 歳 6 か月に達する時点で保育所に入れない場合などには、子が 2 歳に達する日まで育児休業の取得を可能とすることになりました。

女性活躍推進に関する法律の動きとしては、平成 27（2015）年 8 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が 10 年間の時限立法として制定され、国・地方公共団体、従業員 301 人以上の企業の事業主に女性の採用・昇進・能力開発等のための事業主行動計画の策定が義務付けられました（従業員 300 人以下では、努力義務）。

配偶者からの暴力の防止等に関する法律の動きとしては、平成 13（2001）年 10 月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が制定され、平成 19（2007）年の一部改正により、市区町村における「配偶者暴力対策基本計画」の策定が努力義務となりました。その後、平成 25（2013）年 6 月にも一部改正され、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」と名称が改められるとともに、配偶者間の暴力に限らず、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても法の適用対象となりました。

(3) 東京都の動向

東京都は、平成 12（2000）年 3 月に全国に先駆け「東京都男女平等参画基本条例」を制定し、この条例に基づき、平成 14（2002）年に男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス&サポート 東京プラン 2002」、平成 19（2007）年に「同 東京プラン 2007」、平成 24（2012）年に「同 東京プラン 2012」を策定してきました。

配偶者からの暴力の防止等の取組については、平成 18（2006）年 3 月に「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定し、平成 21（2009）年、平成 24（2012）年に改定をしています。

平成 29（2017）年 3 月には、女性活躍推進法に基づく「東京都女性活躍推進計画」と、DV防止法に基づく「東京都配偶者暴力対策基本計画」の両計画で構成する「東京都男女平等参画推進総合計画」を策定しました。「東京都男女平等参画推進総合計画」では、「働く場における女性に対する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の促進」、「働き方の見直しや、男性の家庭生活への参画促進を通じたライフ・ワーク・バランスの実現」、「地域社会とのかかわりを通じた働く場にとどまらない活動機会の拡大」、「男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた多様な主体による取組」を重点課題としています。

平成 30（2018）年 10 月には、性自認や性的指向等を理由とする差別の解消及び不当な差別的言動の解消への取組について規定する「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を策定しました。

(4) 本市の取組

本市では、平成2（1990）年に「武蔵野市女性行動計画」を策定し、平成10（1998）年に「武蔵野市第二次女性行動計画」へと改定しながら、女性の地位向上と男女共同参画社会の実現に向けて全庁的に施策の推進に取り組んできました。その後、平成11（1999）年の男女共同参画社会基本法の制定に伴い、市区町村では努力義務となる「市町村男女共同参画計画」に該当する「武蔵野市男女共同参画計画」を平成16（2004）年に策定してから、平成21（2009）年には「武蔵野市第二次男女共同参画計画」（以下、「第二次計画」という。）、平成26年（2014）には「武蔵野市第三次男女共同参画計画」へと改定を重ねてきました。第三次計画からは、「男性の家庭・地域活動への参画推進」、「セクハラやストーカーへの対策」、「ひとり親家庭、高齢者・障害者、性同一性障害のある人などへの支援」の施策を追加し、「配偶者暴力対策基本計画」を本計画の中で位置付けることとしました。

男女共同参画社会の実現を目指し、市民や団体の自主活動とネットワーク化を支援する拠点として平成10（1998）年に開設した「むさしのヒューマン・ネットワークセンター」は、開設以来、市民団体に管理運営を委託してきましたが、平成21（2009）年4月に専門スタッフを配置し、平成24（2012）年4月に市の直営といたしました。平成28（2016）年10月に市民会館に移転するとともに、相談や調査研究機能を備え、名称も「男女共同参画推進センター」（愛称：ヒューマンあい）へと改称しました。

さらに、これまで第二次計画、第三次計画において記載されていた男女共同参画に関する条例の制定について検討を重ね、平成29（2017）年4月には「男女平等推進条例」が施行されました。それに伴い、推進審議会を設置するとともに、施設の名称も条例の名称に合わせ「男女平等推進センター」へと改称し、条例に基づく男女平等社会の実現を目指す拠点施設として、新たな展開を迎えています。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の位置付け

- (1) 本計画は、「男女平等推進条例」第9条に基づき策定する計画です。
- (2) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- (3) 本計画において、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」を位置付けます。
- (4) 本計画において、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」を位置付けます。

2 計画の性格

- (1) 本計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえて策定します。
- (2) 本計画は、市の長期計画・調整計画や子どもプラン武蔵野、その他の関連する分野別計画との整合性を図り、第三次計画を引き継ぎます。
- (3) 本計画は、推進審議会の意見を尊重するとともに、これまでの計画の推進状況や課題を整理し、市民意識調査の結果やパブリックコメントによる市民参加のもとに策定します。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成31（2019）年度から平成35（2023）年度までの5年間としています。ただし、社会状況の変化や推進審議会及び武蔵野市男女平等庁内推進会議（以下、「庁内推進会議」という。）の意見などにより、必要に応じて見直しを図ります。

男女平等推進計画及び関係計画の策定期間

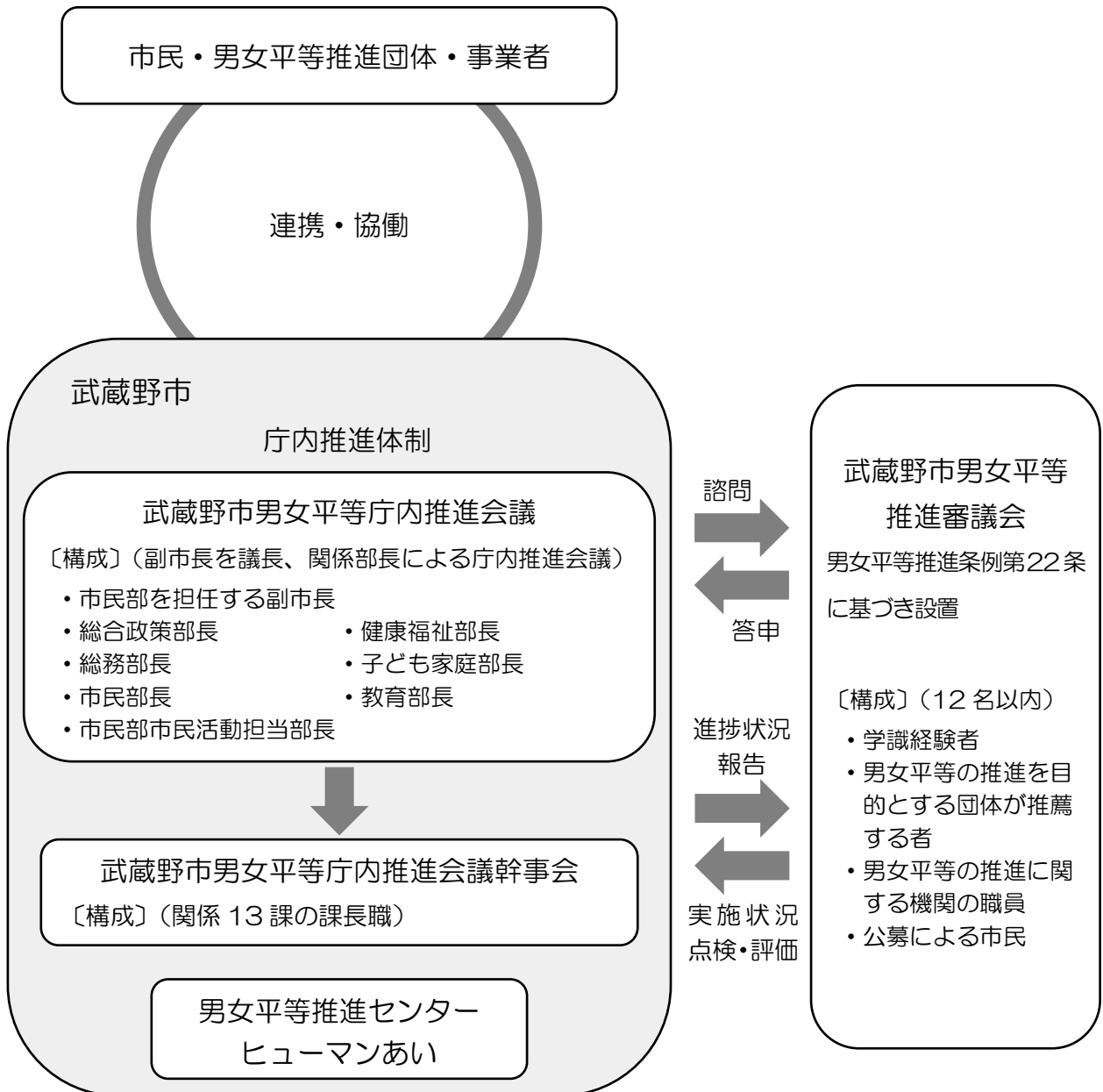
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
第5期長期計画			第5期長期計画・調整計画			次期長期計画			
第3次男女共同参画計画					第4次男女平等推進計画				
第四次子どもプラン武蔵野						次期子どもプラン武蔵野			
健康福祉総合計画2012				第3期健康福祉総合計画・第5期地域福祉計画					
第二次特定事業主行動計画前期計画 (次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく)						次期特定事業主行動計画			

4

計画の推進

(1) 推進体制

- ① 「男女平等推進条例」に基づいて設置される推進審議会において、推進計画の策定や計画の進捗状況、施策に関わる重要事項について、専門的または市民の見地から審議し、市長に答申します。推進審議会からの答申を踏まえて、男女平等推進施策を展開します。
- ② 推進審議会は、学識経験者、男女平等の推進を目的とする団体が推薦する者、男女平等の推進に関する機関の職員、公募による市民の計 12 名以内で構成します。
- ③ 全庁にわたる横断的な推進体制として、庁内推進会議により、互いに計画の進捗状況を点検し、計画の効果的な推進に努めます。



(2) 連携と協働

男女平等社会の実現に向けた施策の推進にあたっては、国や東京都、関係機関との連携を図るとともに、市民、事業者等と協働して取り組みます。

(3) 推進計画の効果的な進行管理

- ① 年度ごとに進捗状況を確認し、「男女平等推進条例」第22条により推進審議会から評価を受け、年次報告書を作成し、公表します。
- ② 進捗状況の評価は、計画の見直しや施策の次年度以降の取組に反映します。

(4) 計画の区分

本提言書では第三次計画から引き続き実施する事業のほか、すでに各課において実施している事業で男女平等の推進に関係する事業や新規事業を、次の4つに区分しています。

「継続」：すでに実施している事業で、レベルを落とすことなく推進する事業
「充実」：すでに実施している事業で、計画期間内で内容を充実する事業
「新規」：今回計画で新たに取り組む事業
「見直し」：すでに実施している事業で、規模の縮小や見直しを行う事業

また、事業の対象者を明確にするため、市民向け事業を「市民」、団体及び事業者向け事業を「事業者等」、市役所内の取組を「市」として表記しています。

(5) 計画の数値目標

本計画の進捗状況をわかりやすく見える化するため、数値目標を設定しています。本計画独自の数値目標以外は、個別計画における進行管理を優先しつつ、本計画と連携を図ります。

第3章 施策の展開

1 計画の目指す将来像

本計画の目指す将来像を次のとおりとします。

すべての人が、互いに人権を尊重し、性別等にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮して、生涯にわたり、いきいきと暮らせるまちを目指します。

2 計画の基本理念

本計画の基本理念を、「男女平等推進条例」第3条に基づき、次のとおりとします。

- (1) 人権の尊重
- (2) 固定的な性別役割分担意識から自由になること
- (3) 立案・意思決定の場への平等な参画
- (4) ワーク・ライフ・バランスの実現
- (5) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
- (6) 国際的な取組への理解
- (7) 特に困難な状況にある人などへの支援
- (8) 教育や学習の場における意識や態度の形成

3

計画の基本目標

基本理念を達成するために、4つの基本目標を設定し、具体的な施策・事業計画を掲げています。なお、重点施策として9施策を指定しています。

基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育むまち

男女平等社会の実現のためには、すべての市民が、性別等にかかわらず個人を尊重する男女平等の意識を持ち、自分らしい生き方や働き方を柔軟に選択できる仕組みづくりが重要です。

そのため、男女平等推進の拠点施設である男女平等推進センター「ヒューマンあい」を中心に、生涯を通じて男女平等について学び、参画できる場の提供を行います。また、男女平等のみならず性の多様性を含め、それぞれの性を理解し尊重する意識づくりをするためには、子どもの頃からの教育が大切であり、これまで培ってきた人権を尊重し生きる力をはぐくむ武蔵野市の学校教育を、より一層推進します。

重点施策 I-1-(1) 男女平等の意識啓発
I-3-(1) 性の多様性に関する理解の促進

基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち

一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら、仕事や家庭生活における責任を果たすためには、子育て期や中高年期などライフステージに応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指し、家庭・地域・事業者などと協働し環境の整備を図る必要があります。

職場における女性の活躍を進めることにより、新しい発想による新たな価値や社会的な変化を促すことも期待されます。一方で、男性の子育てや介護等家庭生活へのかかわりや地域活動への参画を促進し、男女それぞれの能力や状況に応じて仕事と生活の調和を図るための支援が必要となっています。

そのため、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及・啓発に努め、市内の事業者と協働しながら、働きやすい職場づくりや、男性の家庭・地域活動への参画促進を図ります。また、女性の再就職支援や起業支援、政策・方針決定の場や地域活動・防災活動の場における女性の参画など、あらゆる分野における女性の活躍を推進します。

重点施策 II-1-(1) ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発
II-3-(1) 子育て支援施策の充実
II-4-(1) 政策・方針決定の場への女性の参画の促進

基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち

配偶者や交際相手からの暴力（DV、デートDV）や性に関するハラスメント、ストーカー行為等は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。その被害者の多くは女性であり、女性の尊厳を傷つけ、男女平等社会の実現を著しく妨げるものです。

そのため、配偶者等からの暴力を防止し、被害者の安全確保と自立に向けた切れ目のない支援を総合的・体系的に取り組むとともに、その他の暴力の防止と被害者支援に取り組んでいきます。また、多様な人が安心して暮らせるよう、ひとり親家庭や高齢者、障害者への支援に努めるほか、それぞれの性を理解し尊重し合い、個人の自己決定権や権利としての健康が生涯にわたり保障されるよう、必要な支援を行います。

重点施策 Ⅲ－１－（１）暴力の未然防止と早期発見
Ⅲ－１－（２）相談事業の充実
Ⅲ－３－（１）ひとり親家庭等への支援

基本目標Ⅳ 男女平等推進の体制づくりに取り組むまち

男女平等の堅実な推進には、「男女平等推進条例」に基づき、推進計画や推進拠点を整備し、それぞれの特性を生かしつつ相互に関連させる必要があります。さらに、地域の男女平等を推進する拠点として男女平等推進センター「ヒューマンあい」の強化・充実が求められています。

そのため、「男女平等推進条例」の周知・活用に努め、男女平等推進センター「ヒューマンあい」では、市民との協働・参画を推進し、市民団体を支援するとともに、計画の推進体制を整備・強化します。さらに、男女平等の視点に立った表現の浸透に努めます。

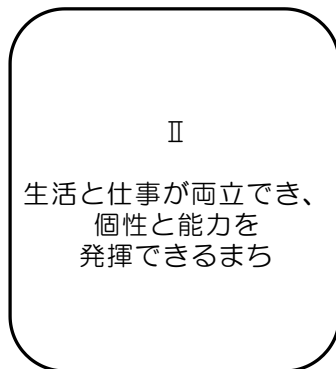
重点施策 Ⅳ－１－（４）男女平等推進センター「ヒューマンあい」の充実

基本目標

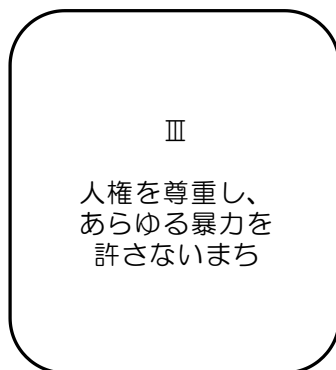
基本施策



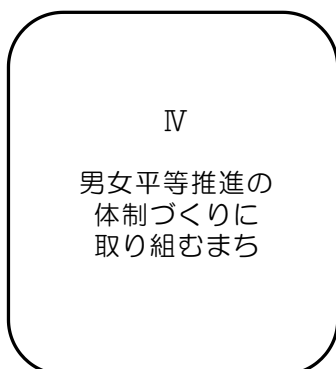
1. 男女平等の意識づくり
2. 男女平等教育の推進
3. 性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくり（新規）



1. ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発
2. 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進
3. 子育て及び介護支援の充実
4. あらゆる分野における女性の活躍の推進



1. 配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援
2. 性に関するハラスメントやストーカー等への対策
3. 特に困難な状況にある人への支援
4. 女性の生涯にわたる健康施策の推進



1. 計画推進体制の整備・強化
2. 男女平等の視点に立った表現の浸透

施策（★は重点施策）

(1) 男女平等の意識啓発★

(1) 男女平等の視点に立った学校教育の推進

(1) 性の多様性に関する理解の促進★
 (2) 性的マイノリティ等への支援（新規）

武蔵野市女性活躍推進計画

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発★
 (2) 男性の子育て、介護、地域活動等への参画促進

(1) 地域企業等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進
 (2) ワーク・ライフ・バランスのモデル事業所としての市役所の取組

(1) 子育て支援施策の充実★
 (2) 介護支援施策の充実

(1) 政策・方針決定の場への女性の参画の促進★
 (2) 女性の再就職支援・起業支援
 (3) 女性の地域活動・防災活動への参画促進

武蔵野市第二次配偶者暴力対策基本計画

(1) 暴力の未然防止と早期発見★ (4) 自立支援
 (2) 相談事業の充実★ (5) 推進体制の整備
 (3) 安全の確保

(1) 性に関するハラスメントやストーカー等への対策

(1) ひとり親家庭等への支援★
 (2) 高齢者・障害者の方への支援

(1) 各種健康診断の充実
 (2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発

(1) 「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」の定着の推進
 (2) 市民参加による男女平等の推進
 (3) 庁内推進体制の整備
 (4) 男女平等推進センター「ヒューマンあい」の充実★
 (5) 男女平等推進情報誌等の発行と周知

(1) メディア・リテラシーの向上

第4章 基本目標ごとの基本施策・事業計画

基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育むまち

基本施策1 男女平等の意識づくり

現状と課題

本市では、男女平等の意識づくりのため、男女平等推進情報誌「まなこ」の発行や、中央図書館・武蔵野プレイスでの関連図書展示などを通じて情報提供を行ってきました。また、男女共同参画週間に合わせて講演会や映画上映などを実施する男女共同参画フォーラムを開催しています。

「武蔵野市男女平等に関する意識調査」（以下、「意識調査」という。）によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という質問に対し、「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合計した賛成側の回答は39.0%、「反対」と「どちらかといえば反対」を合計した反対側の回答は45.0%となっています。特に女性は反対側の回答が5割程度であり、男性より高くなっています（図表Ⅰ-1）。

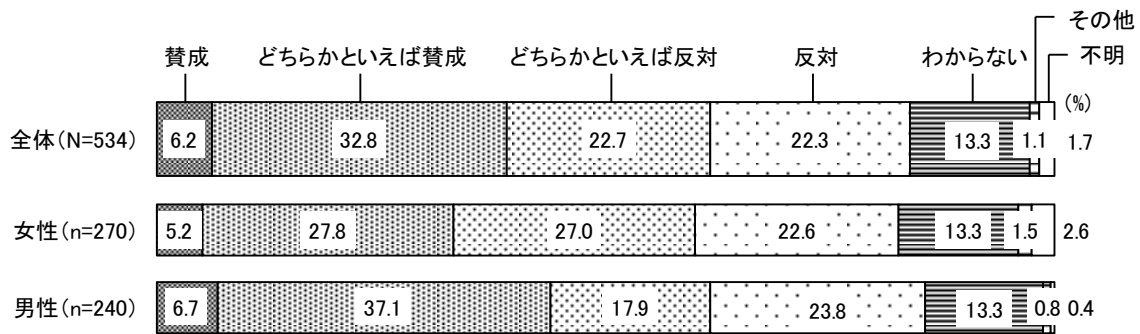
また、同調査における男女の地位の平等感についてみると、男女が平等になっていると半数以上の人が感じているのは『学校教育の場で』のみとなっており、「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合計した男性優遇側の回答は、『社会通念・習慣・しきたりなどで』と『政治の場で』、さらに『社会全体では』で7割を超えており、社会の様々な場において、男女が平等になっていると感じている人は依然として少ない状況です。（図表Ⅰ-2）。

このように、固定的な性別役割分担意識に基づく社会通念や慣習は未だ根強く残っていることから、男女平等の意識づくりに向け、引き続き市民が男女平等について学ぶ機会を提供するとともに、積極的に情報提供をする必要があります。

施策の方向性

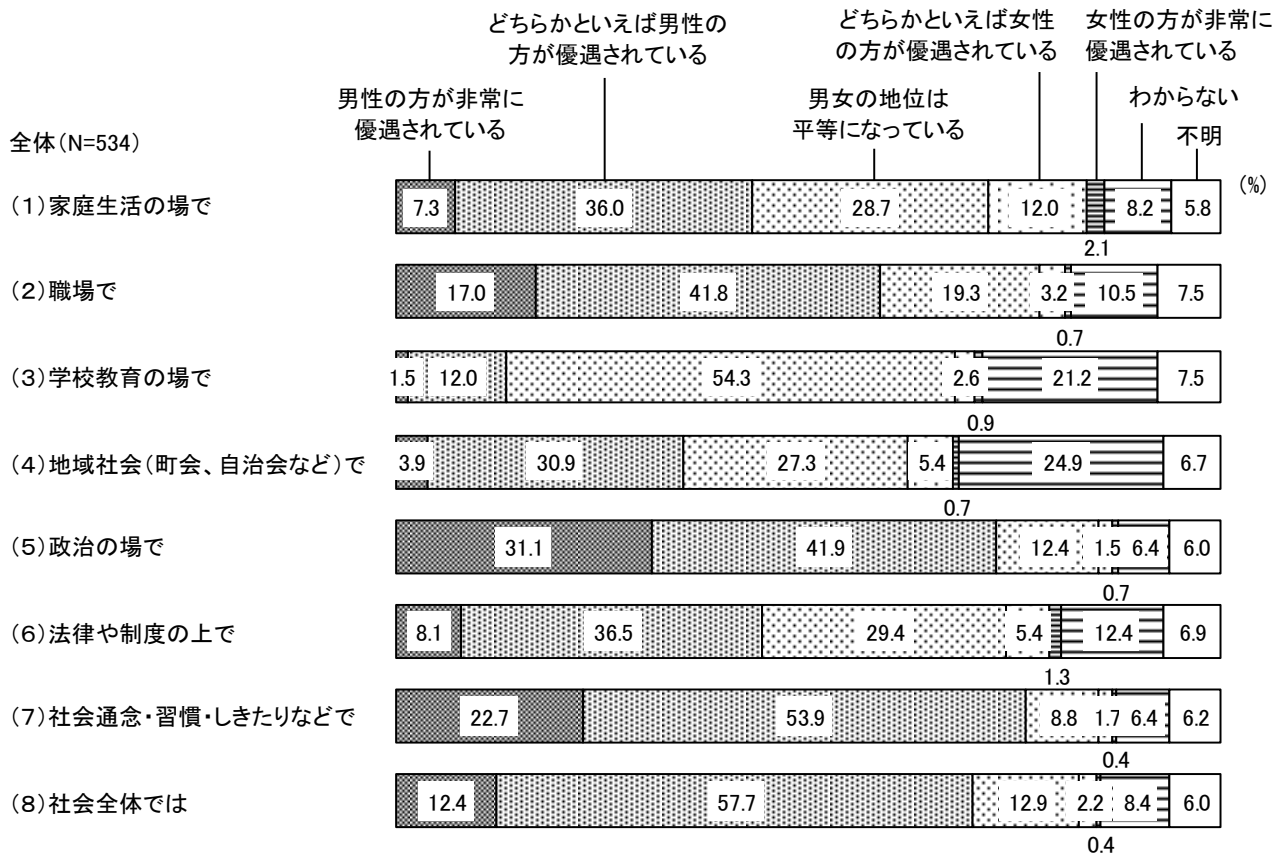
互いの人権を尊重し、男女平等意識の醸成を図るため、男女平等推進センター「ヒューマンあい」は、男女平等推進拠点施設としての専門性を生かし、多様に学び、参加できる学習の機会を継続して提供します。また、男女平等推進情報誌「まなこ」を発行し認知度を向上させることに加え、同センターと図書館等が連携し、相互の専門性を発揮して市民に情報提供する取組を進めます。

図表 I-1 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について
(全体、性別)



資料：「武蔵野市男女平等に関する意識調査」(平成 29 年度)

図表 I-2 男女の地位の平等感 (全体)



資料：「武蔵野市男女平等に関する意識調査」(平成 29 年度)

施策(1) 男女平等の意識啓発(★)

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
1	男女平等意識の醸成のための講座や研修等の開催	男女平等意識を醸成するため、武蔵野地域自由大学を中心とした五大学との共同事業をはじめ、男女平等推進センターなどの各種講座を開催する。	生涯学習スポーツ課 男女平等推進センター	市民	継続
2	男女共同参画週間事業の実施	男女平等推進センター企画運営委員会が中心となり、関係団体や市民と協働して男女平等社会実現のための週間事業を実施する。	男女平等推進センター	市民	継続
3	国際的理解を深めるための取組	先進諸国の女性の地位向上に関する取組を周知するほか、国際協力活動を行う団体を支援する。	男女平等推進センター	市民	継続
4	図書館における情報提供	男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動に合わせ、図書館で特設コーナーを設置するなど啓発に努める。	図書館	市民	継続
5	男女平等推進情報誌「まなこ」の発行と周知	男女平等の推進を図るため、男女平等推進情報誌「まなこ」を発行するほか、市報でとりあげるなど広く周知を図ることにより、認知度を向上させる。	男女平等推進センター	市民	継続

基本施策2 男女平等教育の推進

現状と課題

本市では、これまで市立小学校、中学校における人権教育を中心に、男女が互いに理解、協力し、高め合う教育を推進するとともに、個性の尊重や男女平等の視点から生活指導や進路指導を図っています。また、教員に対しては、男女平等について理解を深めるため、研修を充実しています。

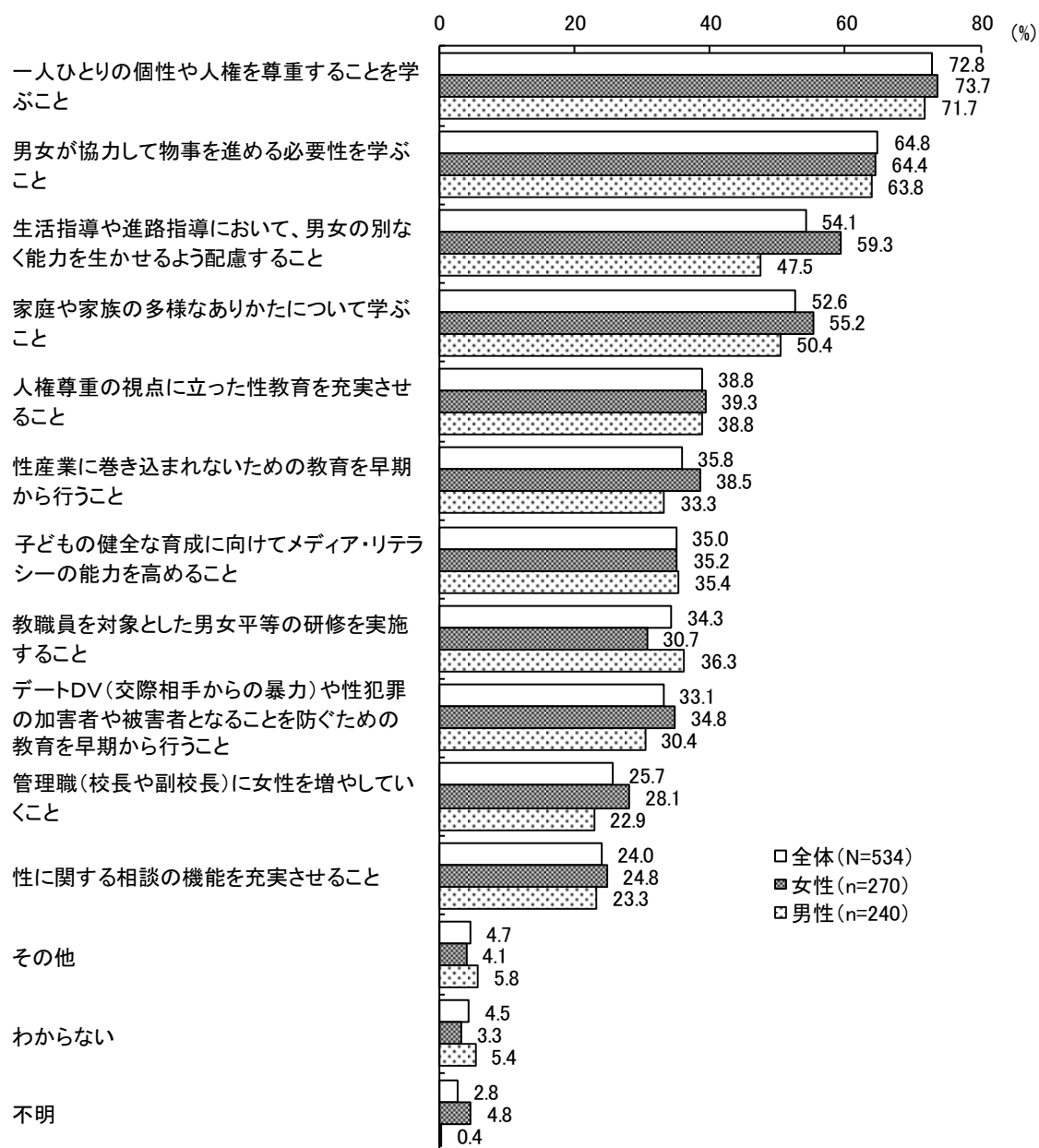
意識調査によると、男女平等意識を育てるために学校教育で必要な取組として、「ひとりひとりの個性や人権を尊重することを学ぶこと」が最も多く、「男女が協力して物事を進める必要性を学ぶこと」、「生徒指導や進路指導において、男女の別なく能力を生かせるよう配慮すること」、「家庭や家族の多様なありかたについて学ぶこと」と続いています（図表Ⅰ－3）。

そのため、性別等にかかわらず、一人ひとりの個性や人権を尊重することを学べる教育を推進する必要があります。

施策の方向性

公立の学校教育においては、性別等にかかわらず、個人を尊重する意識を持った児童・生徒を育成し、その個性と能力を伸ばすことができるよう、人権教育の観点から児童・生徒の発達状況に応じた男女平等教育を実施します。また、教員に対しては、人権に関する様々な研修を実施するなかで、男女平等観を高めます。

図表Ⅰ－3 男女平等意識を育てるために学校教育に必要な取組
(全体、性別：複数回答)



資料：「武蔵野市男女平等に関する意識調査」(平成29年度)

施策(1)男女平等の視点に立った学校教育の推進

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
6	男女平等教育の推進	道徳教育、人権教育を中心として、子どもたちに対して、男女が互いに理解、協力し、高め合う教育を推進する。	指導課	市民	継続
7	人権教育の充実を図る研修の実施	教職員に対し、男女平等についての理解を深めるため、研修を充実させ、人権尊重・男女平等教育を推進する。	指導課	市	継続
8	生活指導や進路指導の充実とキャリア教育の推進	個性尊重、男女平等の視点から生活指導や進路指導を行うとともに、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる。	指導課	市民	継続
9	発達の段階を踏まえた性に関する指導の実施	子どもたちの発達の段階を踏まえて、学習指導要領に示された性に関する指導を行う。	指導課	市民	継続

基本施策3 性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくり(新規)

現状と課題

本市では、これまで性の多様性に関する講座を開催し、理解促進を図るとともに、学校教育においては、子どもたちのニーズに基づいた個別的対応を行ってきました。

意識調査によると、性的指向や性自認など性について悩んだことのある人の割合（「悩んだことがあり、周囲にも悩んでいる人がいた」と「悩んだことはあるが、周囲に悩んでいる人はいなかった」の合計）は2.0%、性について悩んだことはないが、周囲に悩んでいる人がいた人の割合は11.8%となっています（図表Ⅰ-4）。

同様に、性的マイノリティの人々の人権を守るために必要な方策としては、「性的マイノリティであっても不利な取り扱いをうけないような法律や制度を整備する」、「正しい理解を深めるための教育を学校で行う」が約5割、「相談・支援体制を充実させる」、「正しい理解を深めるための啓発活動を行政が行う」と続いています（図表Ⅰ-5）。

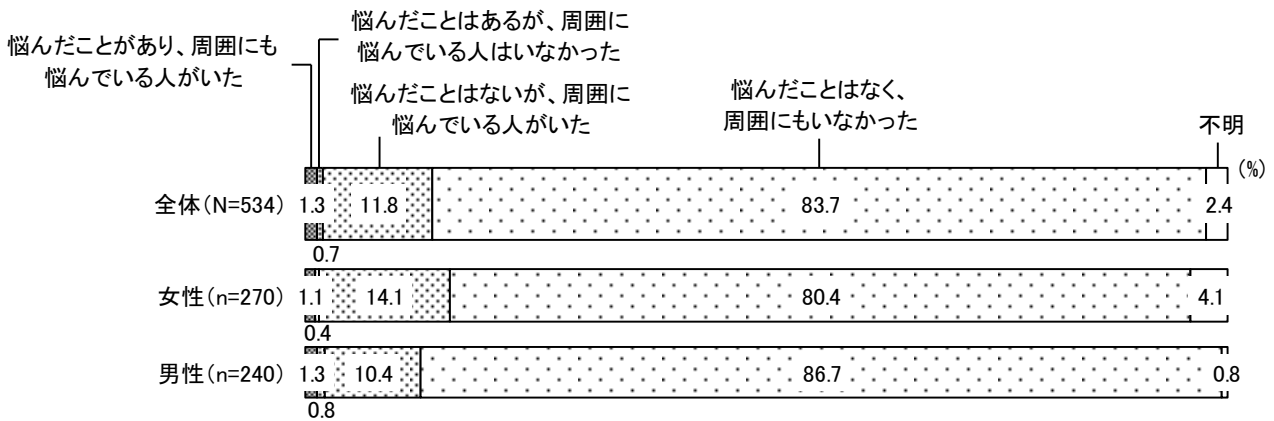
そのため、子どもの頃から多様な性について正しい理解を深め、尊重する意識づくりに向けた教育を推進するとともに、市と市民、事業者等に向けた意識啓発が求められます。また、相談窓口などの整備を含め、支援体制づくりを進めていく必要があります。

施策の方向性

公立の学校教育においては、性の多様性に関する正しい理解を深め、それぞれの性を尊重することができるよう、人権教育を推進していきます。また、子どもたちが相談しやすい環境づくりに努め、安心して学校生活を送ることができるよう配慮します。市と市民、事業者等に向けては、人権尊重の立場から理解を深めるための講座や研修等を実施します。

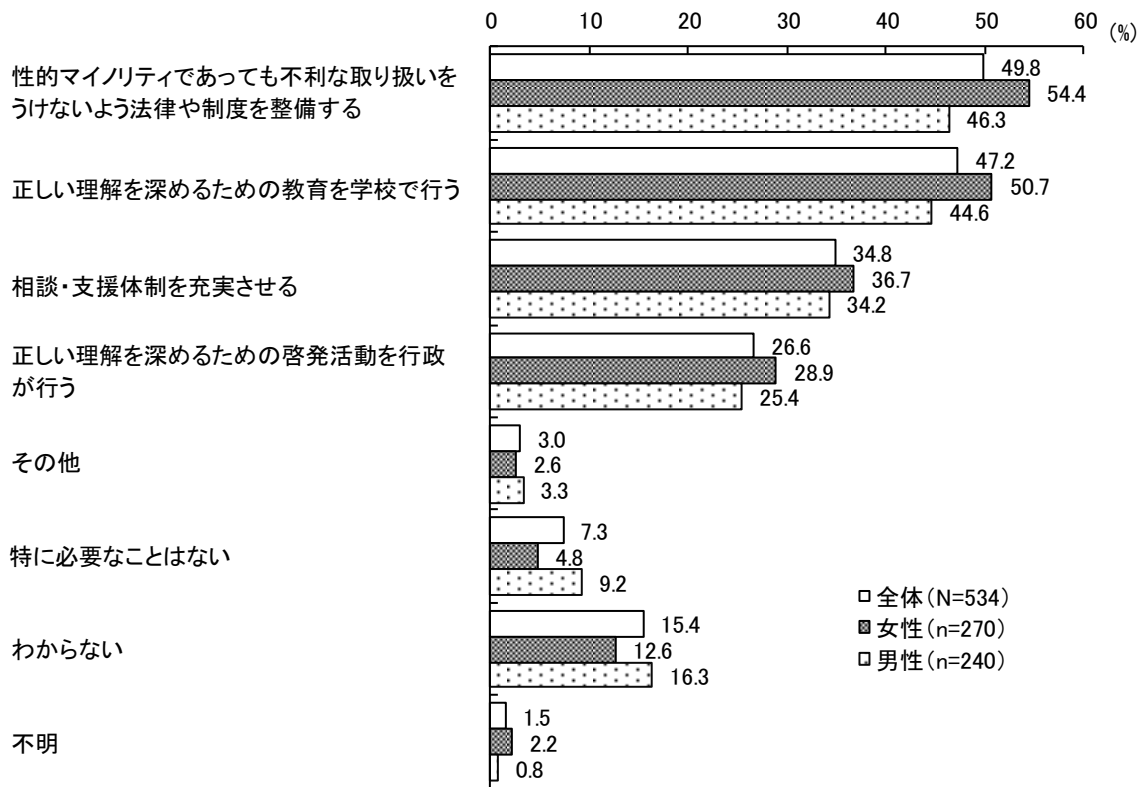
そして、支援体制づくりに向けには、悩みを抱えている人が相談できるよう、相談窓口を整備するとともに、性的マイノリティ等の人々を支えるための制度の導入を検討します。

図表 I-4 性についての悩みの有無（全体、性別）



資料：「武蔵野市男女平等に関する意識調査」（平成 29 年度）

図表 I-5 性的マイノリティの人々の人権を守るために必要な方策（全体、性別：複数回答）



※調査で用いた「セクシュアル・マイノリティ」という文言については、本計画において「性的マイノリティ」へと名を改めた。

資料：「武蔵野市男女平等に関する意識調査」（平成 29 年度）

施策(1)性の多様性に関する理解の促進(★)

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
10	男女平等推進センター「ヒューマンあい」における講座	多様な性に関する講座を開催し理解促進を図る。	男女平等推進センター	市民	継続
11	人権週間における取組	人権週間に、性の多様性に関わる講演会や図書展示等を実施する。	男女平等推進センター	市民	新規
12	LGBTやSOGIの理解に向けた取組	多様な性に関する正しい理解を広めるため、ガイドラインを作成するとともに、理解促進のための研修等を実施する。	男女平等推進センター	市 事業者等	新規

施策(2)性的マイノリティ等への支援(新規)

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
13	学校教育における個別的支援	性的マイノリティなどについて、児童生徒の人権の尊重を最大限に考慮し、ニーズに基づいた個別対応を行うとともに、教育相談と連携し、配慮する。	指導課	市民	継続
14	にじいろ相談の実施	当事者やその周囲の人々を対象とした専門相談を実施する。	男女平等推進センター	市民	新規
15	パートナーシップ制度(仮称)の検討	同性婚等を公的に認めるパートナーシップ制度(仮称)の導入を検討する。	男女平等推進センター	市民	新規

基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち

武蔵野市女性活躍推進計画

基本施策1 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

現状と課題

市民の一人ひとりが、仕事や家庭、地域での活動のバランスをとりながら、やりがいや生きがいを実現することは、男女を問わず重要です。そのため、本市では、これまでに関係各課との協働により実施した講座や講演会、男女平等推進情報誌「まなこ」などを通じて市民に情報を提供し、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発に努めてきました。

意識調査によると、ワーク・ライフ・バランスの希望と現実としては、全体で『「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」すべて』を優先したい人が32.0%と最も多い一方で、現実として『「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」すべて』を優先している人は7.6%となっています。また、『「仕事」を優先』している人が現実には37.8%いる一方で、希望している人は3.2%と、いずれも希望と現実には大きな差が生じており、平成24（2012）年度と比べても大きな変化はありません（図表Ⅱ-1）。

子育て、介護、地域活動等への参画状況についてみると、家事・育児・介護等の実施率は、男性が女性より低くなっています（図表Ⅱ-2）。また、地域活動の参加状況についてみると、男性の参加率は女性よりも低くなっています。活動領域としては、男女共に「趣味、スポーツ、習い事、文化活動など」が最も多くなっていますが、女性は「子育て関係の活動」、男性は「自治活動」が続いています（図表Ⅱ-3）。男性が家事、育児、介護、地域活動に参加するために必要なことは、夫婦や家族間でのコミュニケーションを図ること、職場の上司や周囲の理解を進めること、男性自身の抵抗感をなくすことが上位に挙がっています（図表Ⅱ-4）。

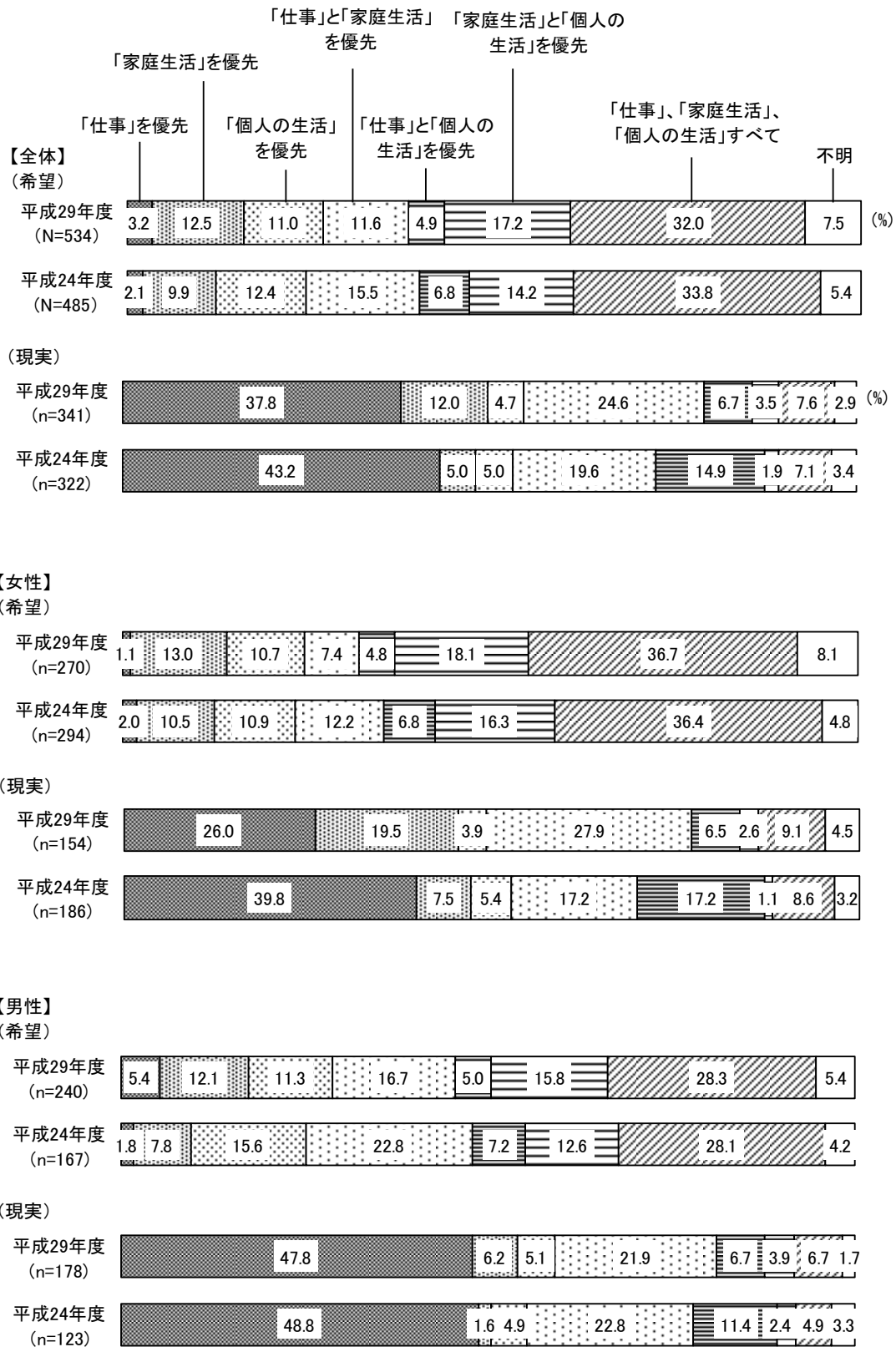
そのため、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、講座や情報誌を通して、市民の理解を深めていく必要があります。また、男性の子育て、介護、地域活動等への参画促進を図るため、男性向けの講座の実施や情報提供などを行っていくことも重要です。

施策の方向性

仕事と生活の調和が実現した社会を目指し、引き続きホームページや男女平等推進情報誌「まなこ」を活用し、一人ひとりの働き方や生き方を見直すための情報を提供します。家事・育児は女性の役割、仕事は男性の役割といった固定的な役割分担の意識を変革し、男性の家事・子育て・介護・地域活動への参加等、男性のライフへの参画促進に向けた意識づくりを進めます。

また、各世代の男性がライフステージに応じ、その個性と能力を生かすことができるように積極的に支援します。

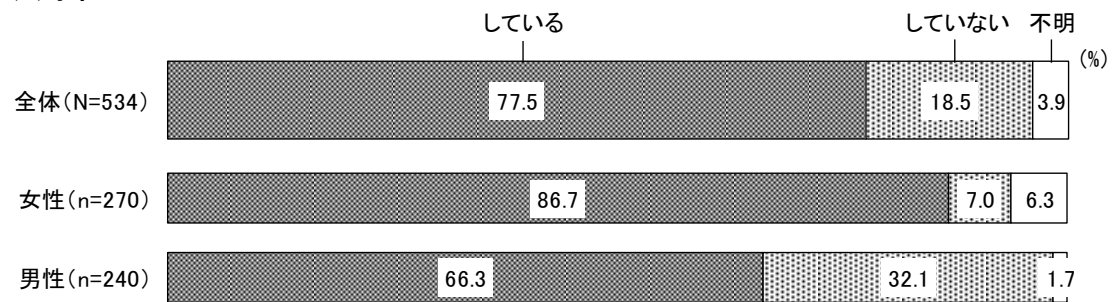
図表Ⅱ-1 ワーク・ライフ・バランスの希望と現実（全体、性別）
（平成29年度、平成24年度）



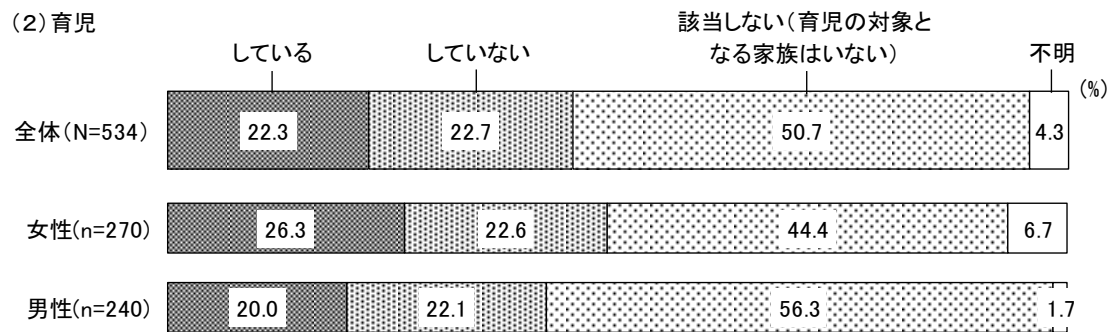
資料：「武蔵野市男女平等に関する意識調査」（平成29年度）、「武蔵野市男女共同参画に関する意識調査」（平成24年度）

図表Ⅱ－2 日常生活における家事・育児・介護などの従事（全体、性別）

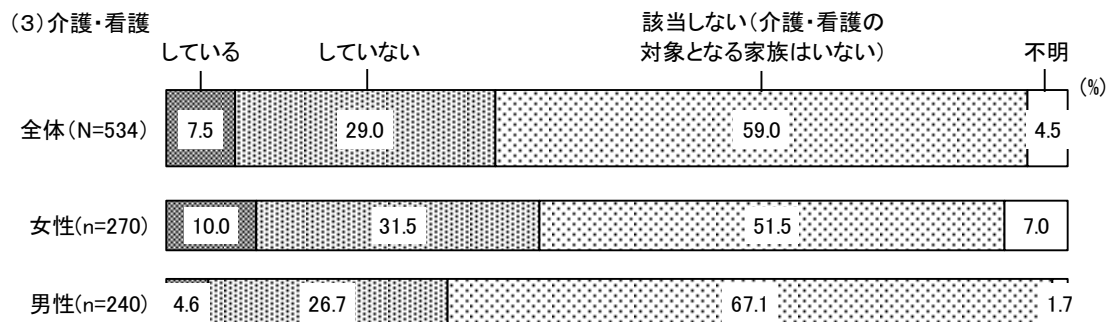
(1) 家事



(2) 育児

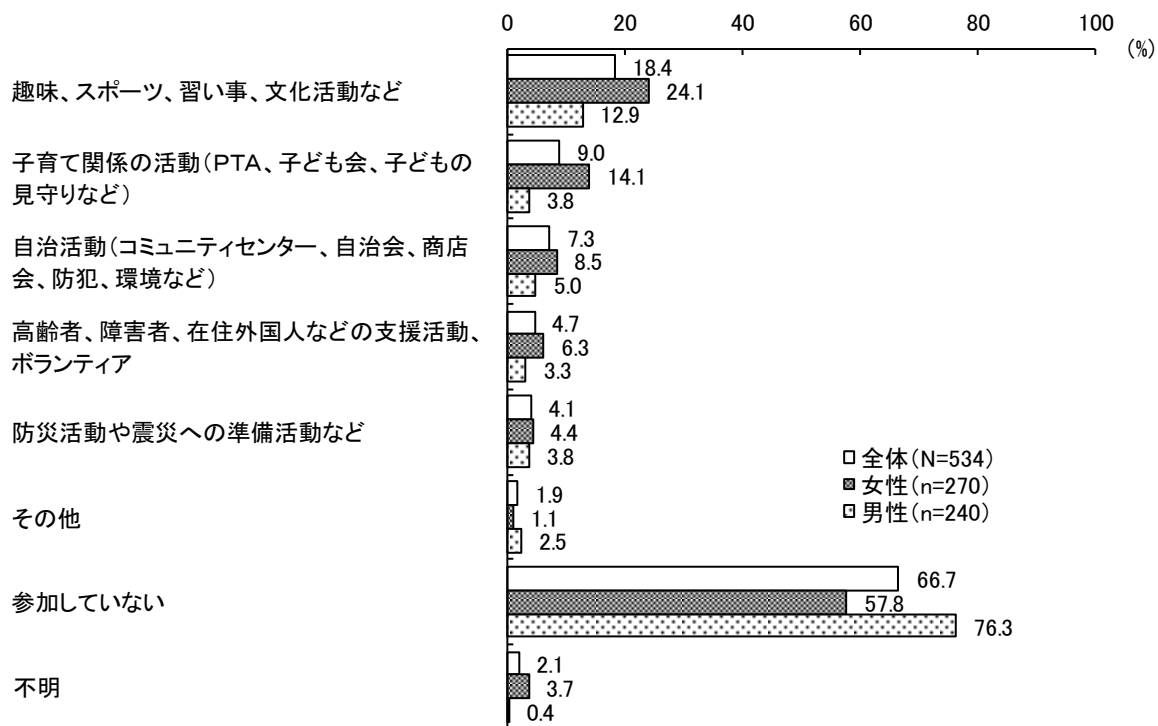


(3) 介護・看護



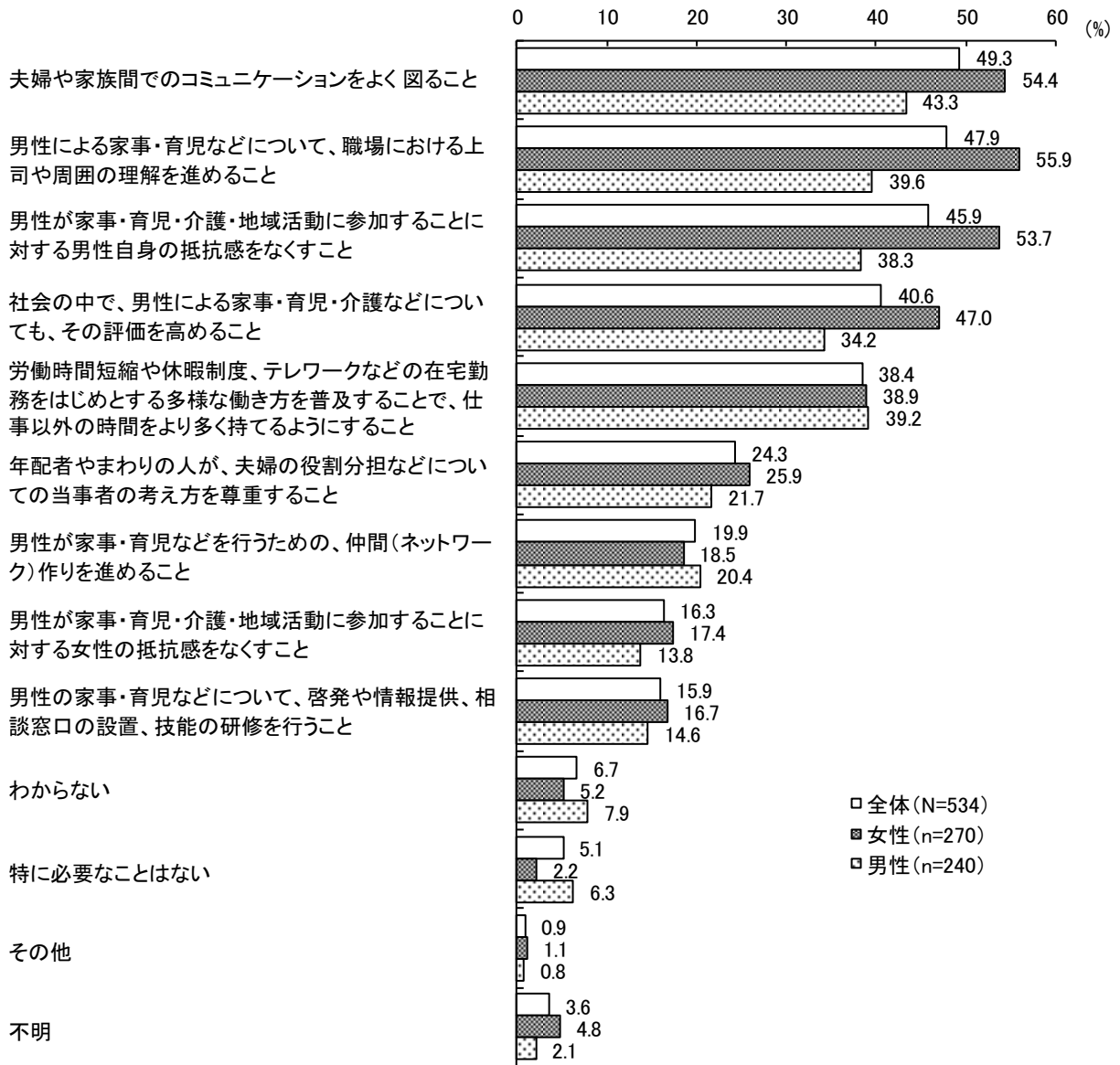
資料：「武蔵野市男女平等に関する意識調査」（平成 29 年度）

図表Ⅱ－3 地域活動の参加率（全体、性別：複数回答）



資料：「武蔵野市男女平等に関する意識調査」（平成 29 年度）

図表Ⅱ-4 男性が家事、育児、介護、地域活動に参加するために必要なこと
(全体、性別：複数回答)



資料：「武蔵野市男女平等に関する意識調査」(平成 29 年度)

施策(1)ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発(★)

F	事業名	内容	主管課	対象者	区分
16	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた講演会や情報提供の実施	ワーク・ライフ・バランス実現に向けた理解を深めるため、講演会や情報提供などを実施する。	子ども政策課 男女平等推進センター	市民	継続
			人事課	市	
			生活経済課	事業者等	
17	ワーク・ライフ・バランスに関する情報の掲載	男女平等推進情報誌「まなこ」で、男性の地域参加促進や女性の就労などワーク・ライフ・バランスに関わる情報を提供する。	男女平等推進センター	市民	継続

施策(2)男性の子育て、介護、地域活動等への参画促進

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
18	男性向けワークショップなどの実施と活動・学習グループ等への支援	男性の子育てを支援する講座や体験学習を実施し、育児への参加を促進するとともに、自主学習グループの支援を行う。父親の参加が促進されるようニーズの把握を行う。	子ども政策課 児童青少年課 健康課	市民	継続
19	家族介護支援事業の拡充	介護の知識や対応方法が得られる講座や、相談・情報交換の機会を提供し、精神面と介護の負担軽減の面から家族介護者を支援する。	高齢者支援課	市民	継続
20	男女平等推進情報誌「まなこ」や男女平等推進センター「ヒューマンあい」を活用した、男性の地域活動に関する情報提供と啓発活動	男女平等推進情報誌「まなこ」や男女平等推進センター「ヒューマンあい」を通じて、男性の育児・介護への参加呼びかけ、ワーク・ライフ・バランスについての情報提供を行う。	男女平等推進センター	市民	継続
21	男性の地域参加へのきっかけづくり	「お父さんお帰りがさしパーティー」や男性のための料理教室等、男性の地域参加のきっかけとなる事業を実施する。	地域支援課 高齢者支援課 児童青少年課 生涯学習スポーツ課	市民	継続
22	P T A 活動への男性の参加促進	P T A 活動に男性の参加を促進するための働きかけに努める。	生涯学習スポーツ課	市民	継続

基本施策2 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

現状と課題

本市では、市内企業の両立支援を促進するために、両立支援に関する企業活動の事例紹介や男女平等の推進を評価項目に盛り込んだ総合評価方式の試行などを行ってきました。

東京都が平成27(2015)年度に実施した「企業における男女雇用管理と男性のワークライフバランスへの取組に関する調査」によると、7割以上の事業所がワーク・ライフ・バランスに取り組んでいますが、成果が十分でないと回答した事業所もあります(図表Ⅱ-5)。取組の内容は、「長時間労働の削減」、「有給休暇の取得促進」などとなっています(図表Ⅱ-6)。

意識調査によると、男女が共に働きやすくなるために必要なこととしては、「在宅勤務やフレックスタイム制などの柔軟な働き方ができること」、「長時間労働を容認する職場の雰囲気は是正すること」、「育児や介護をすることに対する職場の理解と協力を深めること」が上位に挙がっています(図表Ⅱ-7)。

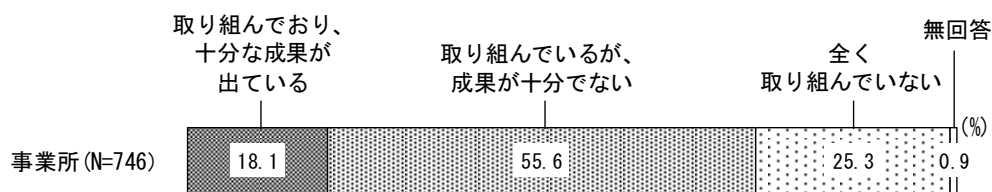
そのため、商工会議所と協力して市内企業への効果的な啓発方法を検討するとともに、市内企業等との協働により、働く人のニーズに沿ったワーク・ライフ・バランスを推進していく必要があります。また、本市における事業所は、従業員数10人未満の事業所が7割を超えており、従業員規模の小さい事業所に向けても、働きかけていく必要があります(図表Ⅱ-8)。

施策の方向性

市内事業所の実態やニーズを把握し、ワーク・ライフ・バランスを推進するためのモデルとなる取組などの情報を効果的に発信するとともに、産業振興計画と連動し、事業所のワーク・ライフ・バランス推進の取組を支援します。

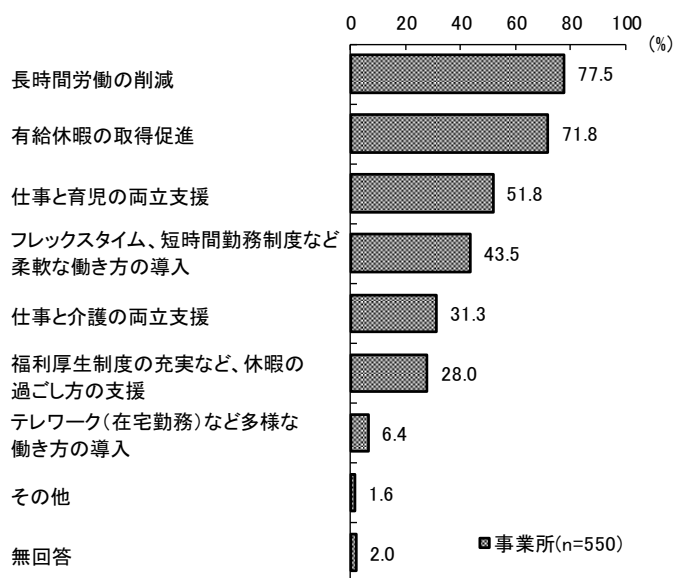
また、本市も次世代育成支援対策推進法に基づき、特定事業主行動計画を策定して、職員のワーク・ライフ・バランスを推進し、超過勤務の縮減状況や男性職員の育児休業取得率などの実績を市民に公表します。

図表Ⅱ-5 ワーク・ライフ・バランスへの取組状況（東京都）（事業所全体）



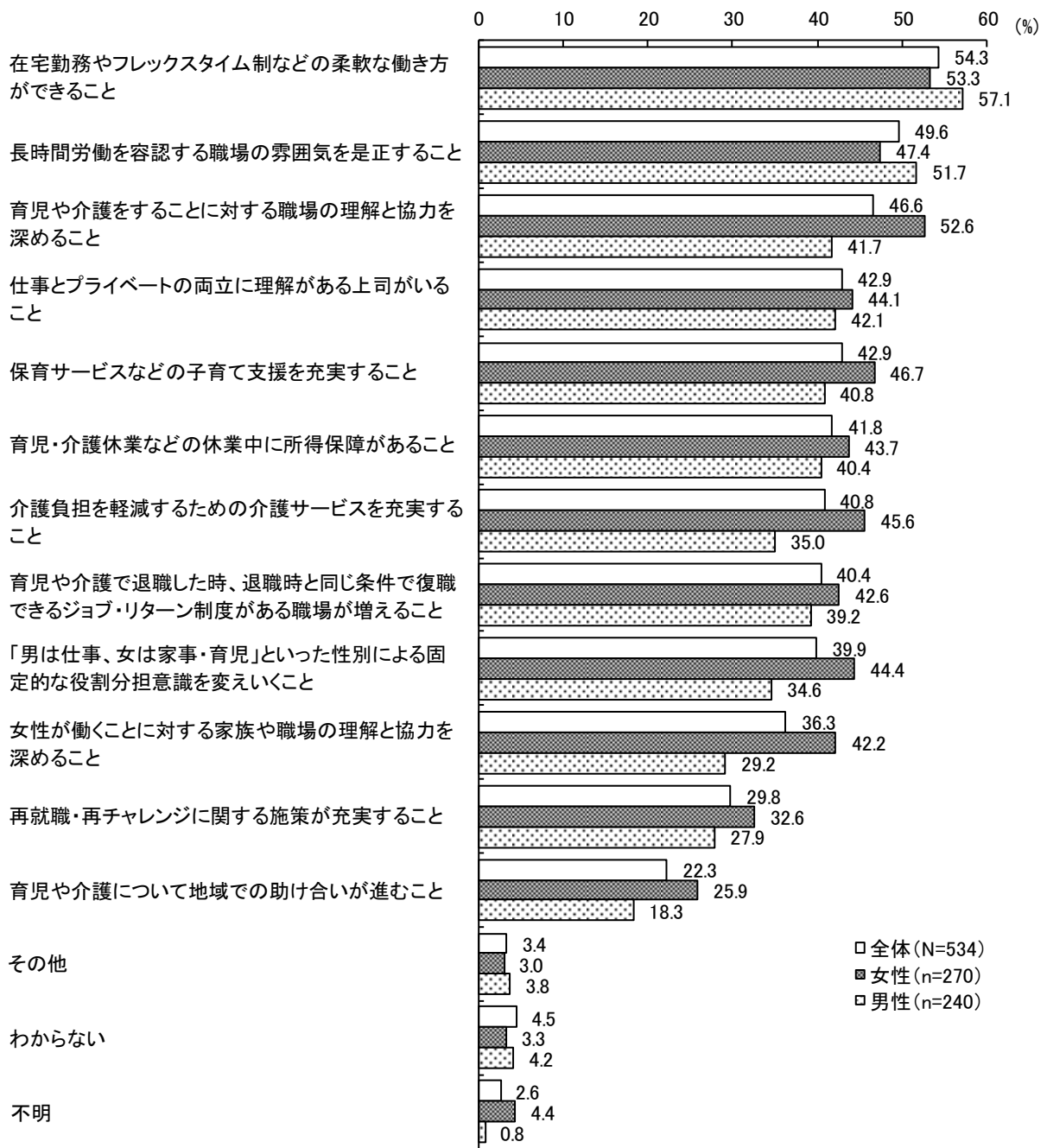
資料：東京都産業労働局「企業における男女雇用管理と男性のワークライフバランスへの取組に関する調査（事業所調査）」（平成 27 年度）

図表Ⅱ-6 ワーク・ライフ・バランスへの取組内容（東京都）（事業所全体：複数回答）
 <ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる事業所>



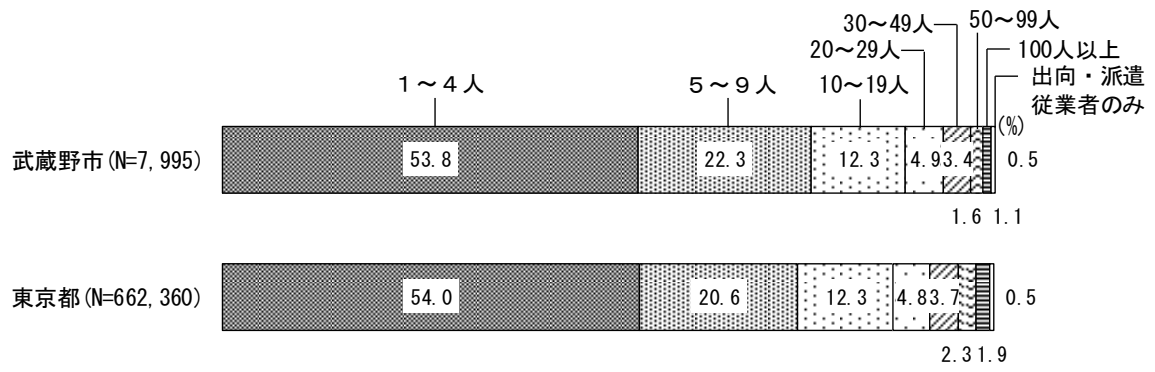
資料：東京都産業労働局「企業における男女雇用管理と男性のワークライフバランスへの取組に関する調査（事業所調査）」（平成 27 年度）

図表Ⅱ-7 男女が共に働きやすくなるために必要なこと（全体、性別：複数回答）



資料：「武蔵野市男女平等に関する意識調査」（平成 29 年度）

図表Ⅱ－８ 従業員規模別にみた事業所の割合（武蔵野市、東京都）



資料：総務省統計局「経済センサス」（平成26年）

施策(1)地域企業等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
23	両立支援推進企業・団体に対する公契約上の優遇に関する総合評価方式の試行実施	工事請負契約の入札において、総合評価方式を試行し、男女平等の推進を評価項目に入れ企業の育児休業等を促進する。	管財課	事業者等	見直し
24	両立支援に関する事例紹介や情報発信	他の事業所が参考になるような優れた両立支援に関する企業活動の取組について、事例紹介や情報発信を行う。	生活経済課 男女平等推進センター	市民 事業者等	継続
25	育児・介護休業制度の企業への普及の推進	育児・介護休業制度について企業に向けた啓発や働きかけを行う。	生活経済課	事業者等	継続

施策(2)ワーク・ライフ・バランスのモデル事業所としての市役所の取組

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
26	男性の育児休業等の取得促進	男性の育児参加や育児休業取得を促進し、男女共に仕事と育児・介護を両立できる環境整備を進める。	人事課	市	継続
27	タイムマネジメント力の向上	年次有給休暇の取得や超過勤務の縮減を促進し、タイムマネジメント力の向上を図る。	人事課	市	継続
28	働き方の見直し促進	ファミリーデーや育児・介護経験のある職員を交えた職員同士の座談会など自身の働き方を見直す機会を創出する。	人事課	市	継続

基本施策3 子育て及び介護支援の充実

現状と課題

本市では、これまで子育て支援の施設や事業、高齢者福祉や介護保険サービスの充実、家族介護者の負担軽減などに努めてきました。

本市の人口は微増傾向にあり、平成 31（2019）年 1 月 1 日現在で 146,399 人となっており、年齢 3 区分別の人口構成比をみると、0～14 歳の割合と 65 歳以上の割合が増加しています（図表Ⅱ－9）。

本市の待機児童数をみると、平成 26（2014）年度までは増加していましたが、認可保育所をはじめとした保育施設の開設により定員増を図った結果、平成 27（2015）年度以降は減少しています。待機児童数の年齢別の内訳を見ると、0 歳児と 1 歳児が約 7 割から 8 割を占めています（図表Ⅱ－10）。

社会生活基本調査によると、全国の介護者数は、平成 28（2016）年で 698 万 7 千人となっており、男女共に増加する傾向にあります（図Ⅱ－11）。また、就業構造基本調査によると、全国の介護・看護を理由とする離職者数は、平成 28（2016）年 10 月から翌年の 9 月までで 99,100 人となっており、年間約 10 万人となっています（図表Ⅱ－12）。

意識調査によると、男女平等社会を実現するために市の施策に望むこととしては、「保育・介護制度の充実」が最も多くなっています（図表Ⅱ－13）。また、男女が共に働きやすくなるために必要なこととして、柔軟な働き方など職場の環境改善に加え、女性では「保育サービスなどの子育て支援を充実すること」や「介護負担を軽減するための介護サービスを充実すること」も上位に挙がっています（図表Ⅱ－7、41 ページ）。

そのため、待機児童対策をはじめとする子育て支援や介護サービスの充実を図るとともに、担当課と連携して情報を発信し、市民に周知していく必要があります。特に、子育て支援策においては、産前・産後支援事業や育児援助を行うファミリー・サポート事業の充実などにより、切れ目のない支援を検討する必要があります。

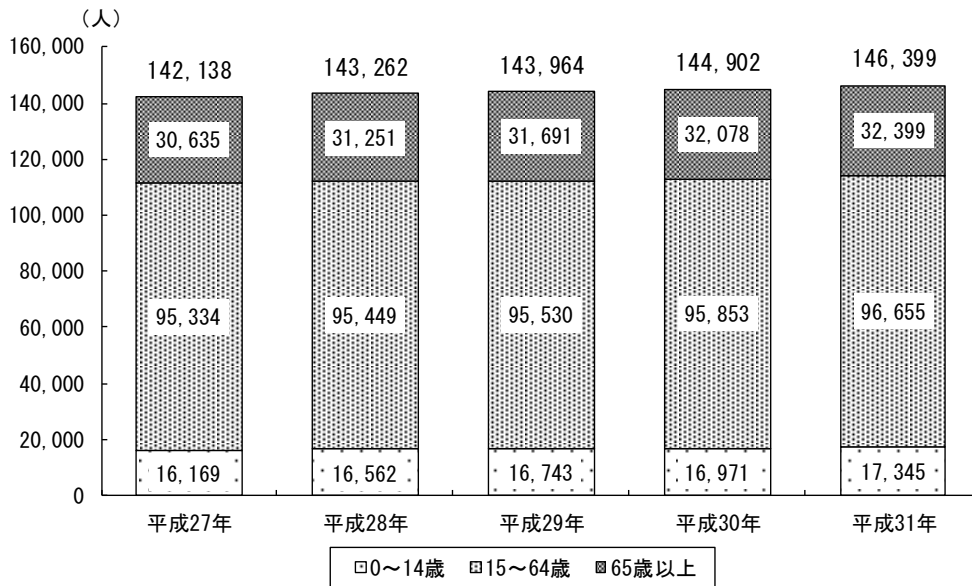
施策の方向性

継続就労支援を希望する女性にとって待機児童は大きな問題であるため、共働き家庭の増加等にともなう待機児童対策や子育て家庭への支援についてさらに充実します。また、保育所等を利用していない母親の子育てに関する悩みを解消し、孤立を防止するための支援の充実を図ります。

また、「地域包括ケア人材育成センター」において、介護に関わる人材の確保と養成を一体的に行っていきます。

さらに、介護をしながら仕事を続けられる環境づくりが大きな課題となっているため、子育てと介護を同時に担う、いわゆる“ダブルケア”をしている人への支援なども含め、介護離職の防止に向けた支援の充実を図ります。

図表Ⅱ－9 年齢3区分別人口構成・構成比（武蔵野市）

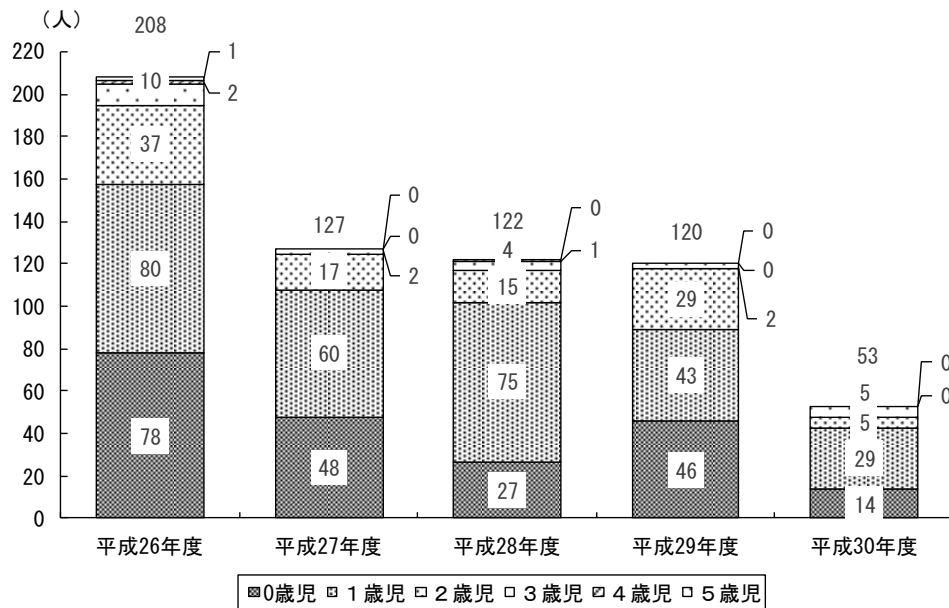


(%)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0～14歳	11.4	11.6	11.6	11.7	11.8
15～64歳	67.1	66.6	66.4	66.2	66.0
65歳以上	21.6	21.8	22.0	22.1	22.1

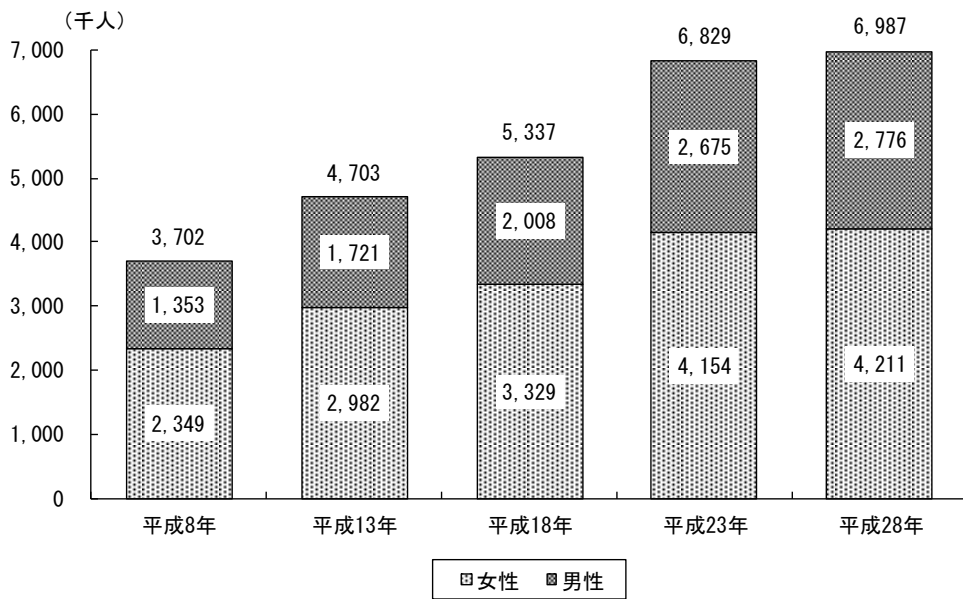
資料：「住民基本台帳」（各年1月1日現在）

図表Ⅱ－10 待機児童数（武蔵野市）



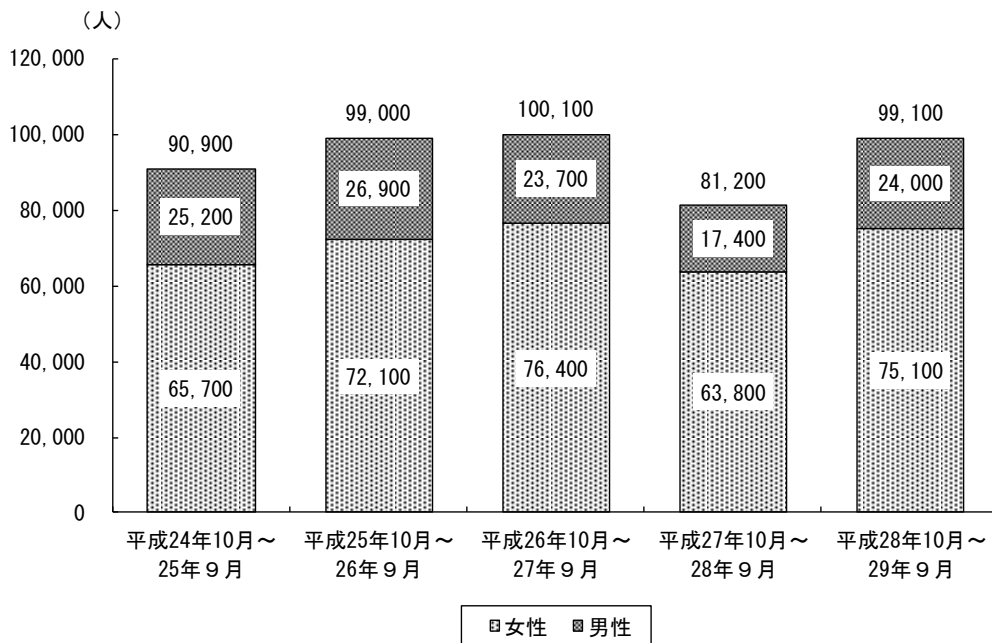
資料：「保育概要」（平成30年）

図表Ⅱ－11 介護者数の推移（全国、性別）



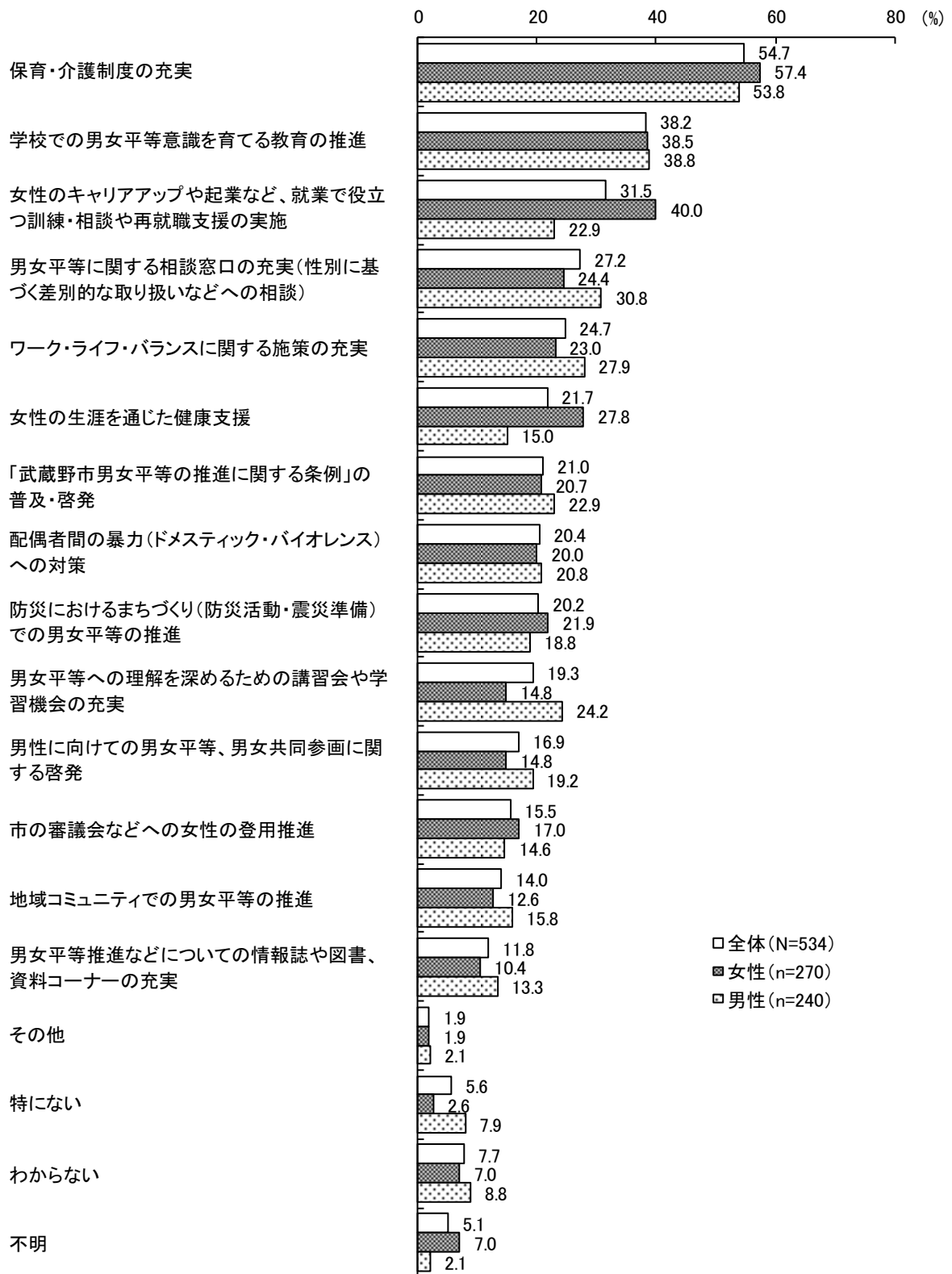
資料：総務省統計局「社会生活基本調査」（平成8年、平成13年、平成18年、平成23年、平成28年）

図表Ⅱ－12 介護・看護を理由とする離職者数（全国、性別）



資料：総務省統計局「就業構造基本調査」（平成29年）

図表Ⅱ－13 男女平等社会を実現するために市の施策に望むこと（全体、性別：複数回答）



資料：「武蔵野市男女平等に関する意識調査」（平成 29 年度）

施策(1)子育て支援施策の充実(★)

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
29	子育て支援施設の整備	孤立しがちな子育て家庭を支援するため、親子の交流の機会を提供する施設の整備を行う。	子ども政策課	市 市民	充実
30	子育て支援サービスの充実	認可保育所における専門職の活用による相談事業などを実施する。	子ども育成課	市民	継続
31	子育て支援団体の育成支援と連携強化	子育てひろばのスタッフ研修やボランティア育成を行い、施設や団体・関係機関等のネットワークによる連携を図る。	子ども政策課	市民	充実
32	ファミリー・サポート・センター事業の実施	育児の援助を受けたい「ファミリー会員」と、育児の援助をしてくださる「サポート会員」の、地域の相互援助活動を支援する。	子ども政策課	市民	充実
33	子ども家庭支援センター事業の機能の充実	子どもとその家庭に関するあらゆる相談を受け、子育てに関する情報提供や支援を行う。	子ども家庭支援センター	市民 事業者等	継続
34	病児・病後児保育の拡充	病児・病後児をはじめとする様々な保育ニーズへの対応を推進する。	子ども育成課	市民	継続
35	待機児童の解消に向けた多様な保育ニーズへの対応	多様な保育ニーズを的確に捉え、地域性を考慮しながら適所に保育施設を整備するなどにより待機児童の解消を図る。	子ども育成課	市民	充実
36	児童施設の機能の充実	地域子ども館（あそべえ・学童クラブ）等で子どもたちが安全に過ごせるように、環境や施設の整備により地域での子育て支援の機能を充実させる。	児童青少年課	市民	継続
37	産前・産後支援ヘルパー事業の実施	産前・産後の体調不良等のため、家事や育児が困難な妊産婦のいる家庭にヘルパーを派遣し、家事援助などを行う。	子ども家庭支援センター	市民	継続
38	障害児の放課後対策の充実	障害児を対象とした放課後等デイサービス事業所などの参入を促進して基盤整備を図る。	障害者福祉課	事業者等	充実

施策(2)介護支援施策の充実

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
39	介護に関わる人材の確保と養成	総合的な人材確保・養成機関である「地域包括ケア人材育成センター」において、介護人材・福祉人材の発掘・養成、質の向上、相談受付・情報提供、事業所・団体支援までを一体的に行っていく。	地域支援課 高齢者支援課 障害者福祉課	事業者等	充実
40	介護保険・医療・福祉の連携による介護サービスと生活支援の充実	介護保険サービス提供事業者と医療関係者の介護情報提供の仕組みを充実し、連携を強化する。	地域支援課 高齢者支援課 障害者福祉課	事業者等	充実
41	介護に関わる相談体制と情報提供の充実	サービス相談調整専門員の一層の活用を図る。認知症相談や在宅介護・地域包括支援センター等窓口をさらに周知するとともに、24時間365日の相談体制を継続していく。	高齢者支援課	市民	充実
42	ダブルケア・トリプルケアへの支援や介護離職防止のための取組の検討	子と親、子と自分の親と配偶者の親など、複数の家族に対する介護や育児の担い手を支えるための取組を検討する。	高齢者支援課 障害者福祉課	市民	継続
43	家族介護支援事業の拡充（事業19再掲）	介護の知識や対応方法が得られる講座や、相談・情報交換の機会を提供し、精神面と介護の負担軽減の面から家族介護者を支援する。	高齢者支援課	市民	継続

基本施策4 あらゆる分野における女性の活躍の推進

現状と課題

【政策・方針決定の場への女性の参画】

本市では、これまで各課に対し、審議会における女性委員の割合を高めるよう、働きかけてきました。また、庁内においては、女性活躍推進研修を実施するほか、女性職員のみならず、教員においても管理職試験を受験することを奨励してきました。

本市の審議会・委員会等委員に占める女性委員の割合は、平成30（2018）年4月1日現在、「地方自治法第202条の3に定める審議会」は32.9%、「地方自治法第180条の5に定める委員会」は29.0%、「その他審議会等」は55.8%となっており、東京都区市町村合計よりもそれぞれ高い割合となっています（図表Ⅱ-14）。

また、本市の管理職に占める女性の割合は、平成30（2018）年4月1日現在、11.4%となっており、東京の区部（17.6%）、市部（17.2%）を下回っています（図表Ⅱ-15）。

そのため、政策・方針決定の場への女性の参画を進めるには、女性が参画しやすい環境づくりに取り組み、審議会・委員会等委員や、市役所の管理職に占める女性の割合をさらに高めていくことが必要です。

【女性のキャリア形成支援】

本市では、これまでハローワークや東京しごとセンターと連携し、女性の就職・再就職を支援する講座や地域での起業を支援する情報提供などに取り組んできました。

本市の労働力率を年齢階級別にみると、男性の労働力率は、25～29歳から55歳～59歳まで一定の割合を保ち、台形を描いているのに対し、女性の労働力率は、25～29歳が最も高く、40～44歳で最も低くなり、45～49歳で再び高くなるM字形を描いています。平成22（2010）年と比べて平成27（2015）年はすべての年齢階級で高くなり、特に35～39歳、40～44歳の労働力率が上昇していることから、働き続ける女性が増えていることがうかがえますが、全国、東京都と比べると、本市の女性の労働力率は低くなっています。（図表Ⅱ-16、図表Ⅱ-17）。

また、意識調査によると、男女平等社会を実現するための武蔵野市の施策として、女性は保育・介護制度の充実に続き、キャリアアップや起業・再就職支援等を求めています（図表Ⅱ-13、47ページ）。

そのため、引き続き関係機関との連携を図り、女性が子育てをしながら働き続けられるような環境づくりや再就職・起業支援など、生涯を見通したキャリア形成に向けた取組を推進していく必要があります。特に支援の際には、託児付等のよりきめ細やかな支援を検討する必要があります。

【地域活動・防災活動の場への女性の参画】

本市では、これまで地域福祉ファシリテーター養成講座を実施し、地域福祉を担う人材の発掘・育成に努めてきました。また、女性の視点を取り入れた避難所運営手引きの作成や訓練の実施を通して、地域防災への女性の参画を進めてきました。

意識調査によると、女性の約4割、男性の約3割が「趣味、スポーツ、習い事、文化活動など」、「子育て関係の活動」、「自治活動」など、市や地域でのなんらかの活動に参加しています（図表Ⅱ-3、36ページ）。また、地域で活動している団体の課題として、「活動している参加者の性別に偏りがある」が男女共に最も多く、「活動の準備や後片付けなどは女性が行う慣行がある」、「男性は団体の長に就き、女性は補助的役職に就く慣行がある」が続いています（図表Ⅱ-18）。

本市の防災会議における女性委員の割合は、平成29（2017）年4月1日現在で14.3%となっています（図表Ⅱ-19）。意識調査によると、災害対策に男女平等の視点を生かすために重要なことでは、「性別に応じてプライバシー（トイレ・更衣・授乳・就寝スペース等）が確保できる避難所運営を行えるようにする」、「消防職員・消防団員・警察官・自衛官・自治体職員などについて、防災現場に女性が十分に配置されるよう、採用・登用段階を含めて留意する」、「災害や復興において女性の視点が生かされるよう、女性リーダーを育成する」などとなっています（図表Ⅱ-20）。

そのため、地域における意思決定の場への女性の参画を進めるとともに、女性の視点を取り入れた防災対策等のさらなる充実を図る必要があります。

施策の方向性

様々な分野で、多様な個性や価値観を持つ人材を生かすことが重要な課題となっており、行政や就労分野、地域活動等における女性の積極的な参画が求められています。

【政策・方針決定の場への女性の参画】

本市の関係機関の委員や市・学校における指導的な地位に占める女性の割合を高め、あらゆる施策に男女平等の視点が反映できるよう環境を整えます。また、女性管理職の登用に関し、男女平等に関する職員アンケート調査の結果等を踏まえ、改善を進めていきます。

【女性のキャリア形成支援】

ハローワークとも連携し、講座等を通じた就職情報の提供や相談等を行い、出産や子育て、介護等で離職した女性の再就職や起業を目指す女性への支援をします。

【地域活動・防災活動の場への女性の参画】

地域活動における女性のリーダーを育成するとともに、防災活動においては、平時から女性の参画を進め、災害時における避難所運営などに女性の視点を生かします。

図表Ⅱ－14 委員会・審議会等への女性の参画状況

	地方自治法(第202条の3) に定める審議会※1			地方自治法(第180の5) に定める委員会※2			その他審議会等		
	委員 総数	女性 委員数	割合	委員 総数	女性 委員数	割合 (%)	委員 総数	女性 委員数	割合
武蔵野市	538人	177人	32.9%	31人	9人	29.0%	1,238人	691人	55.8%
東京都 特別区合計	15,077人	4,277人	28.4%	389人	71人	18.3%	15,702人	5,450人	34.7%
東京都 市町村合計	13,932人	3,838人	27.5%	1,080人	166人	15.4%	13,083人	4,969人	38.0%
東京都 区市町村合計	29,009人	8,115人	28.0%	1,469人	237人	16.1%	28,785人	10,419人	36.2%
東京都	716人	215人	30.0%	92人	12人	13.0%	1,715人	478人	27.9%

※1 第二〇二条の三

- 1 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。
- 2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。
- 3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

※2 第一八〇条の五

- 1 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。
 - 一 教育委員会
 - 二 選挙管理委員会
 - 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあっては公平委員会
 - 四 監査委員
- 2 前項に掲げるもののほか、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、次のとおりである。
 - 一 公安委員会
 - 二 労働委員会
 - 三 収用委員会
 - 四 海区漁業調整委員会
 - 五 内水面漁場管理委員会
- 3 第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。
 - 一 農業委員会
 - 二 固定資産評価審査委員会

※3 武蔵野市の「地方自治法(第202条の3)に定める審議会」と「その他審議会等」における委員総数と女性委員数は、武蔵野市のデータに基づく。

資料：東京都生活文化局「区市町村の男女平等参画推進状況」(平成30年度)
(平成30年4月1日現在。東京都は平成29年4月1日現在)

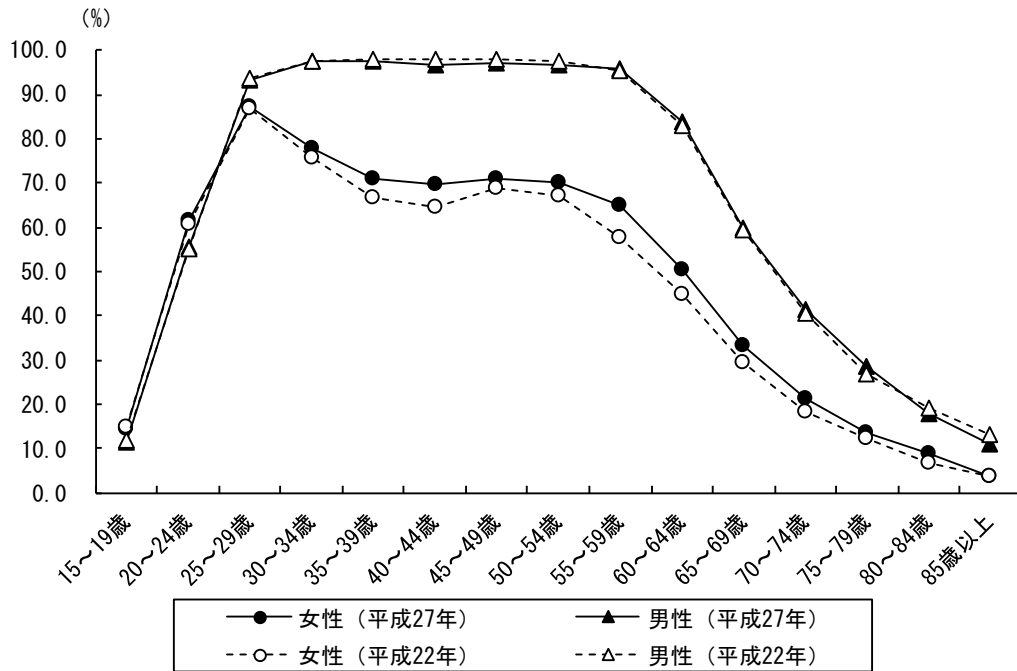
図表Ⅱ－15 庁内管理職※4に占める女性職員の割合(武蔵野市、区部、市部、東京都)

	武蔵野市	区部	市部	東京都
管理職総数	105人	2,407人	2,713人	3,265人
うち女性	12人	424人	466人	640人
女性の占める割合	11.4%	17.6%	17.2%	19.6%

※4 係長級は含まない。

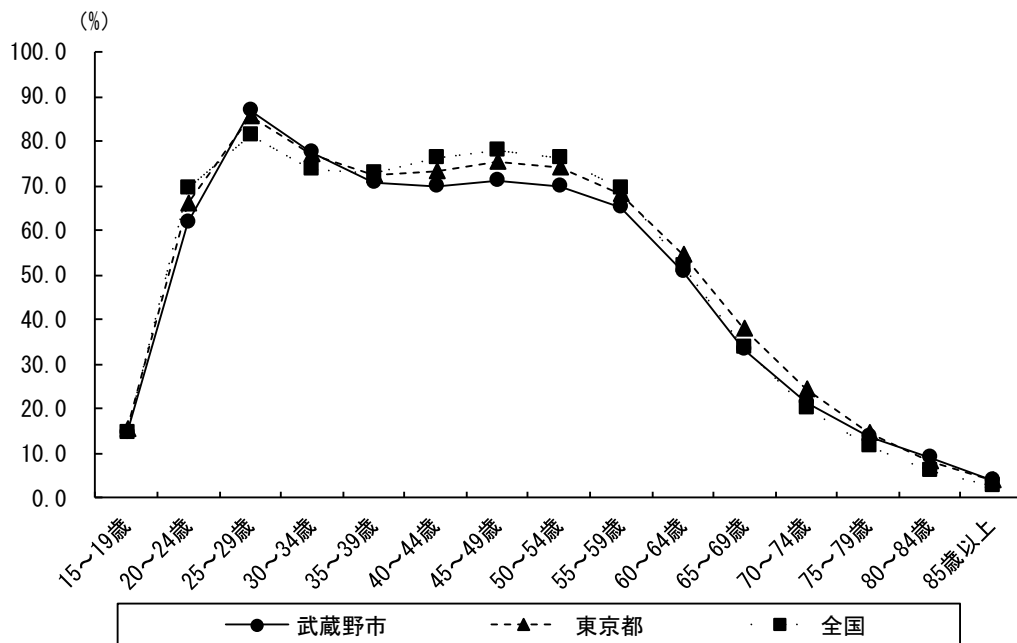
資料：東京都生活文化局「区市町村の男女平等参画推進状況」(平成30年度)
(武蔵野市、区部、市部は平成30年4月1日現在。東京都は平成29年4月1日現在)

図表Ⅱ-16 15歳以上の年齢階級別の労働力率の推移（武蔵野市）（性別）



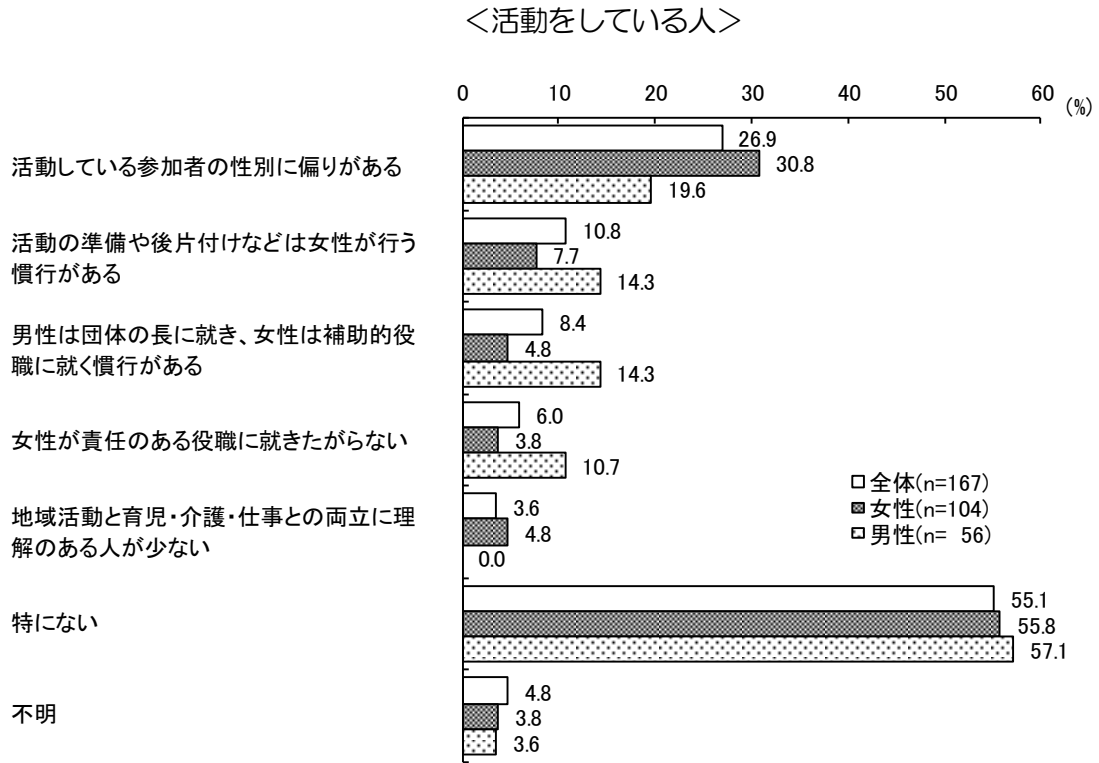
資料：総務省統計局「国勢調査」（平成22年、平成27年）

図表Ⅱ-17 15歳以上の年齢階級別女性の労働力率の推移（武蔵野市、東京都、全国）



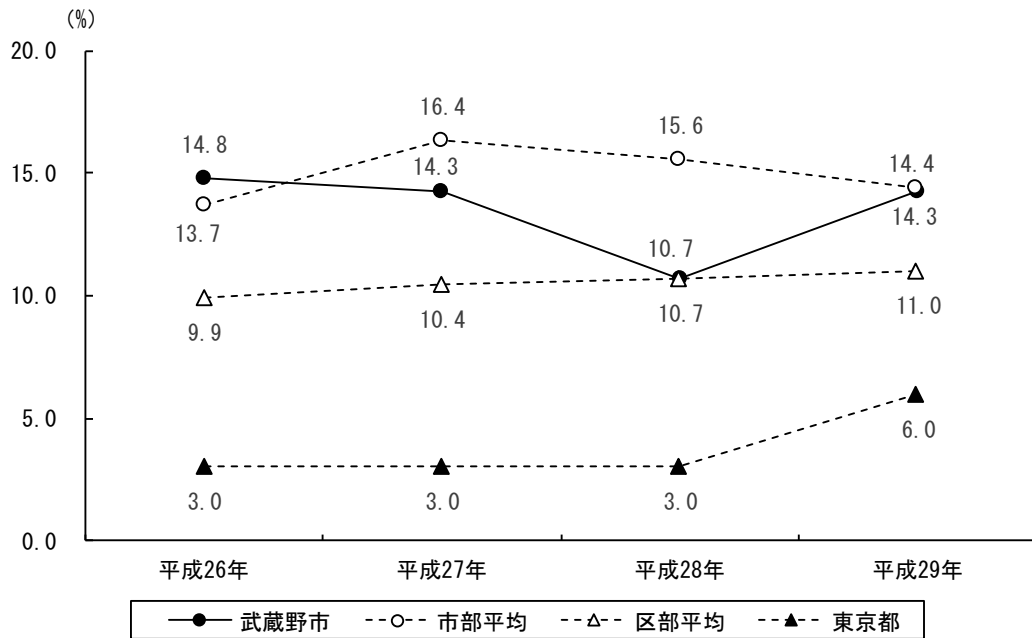
資料：総務省統計局「国勢調査」（平成27年）

図表Ⅱ-18 活動団体での課題（全体、性別：複数回答）



資料：「武蔵野市男女平等に関する意識調査」（平成 29 年度）

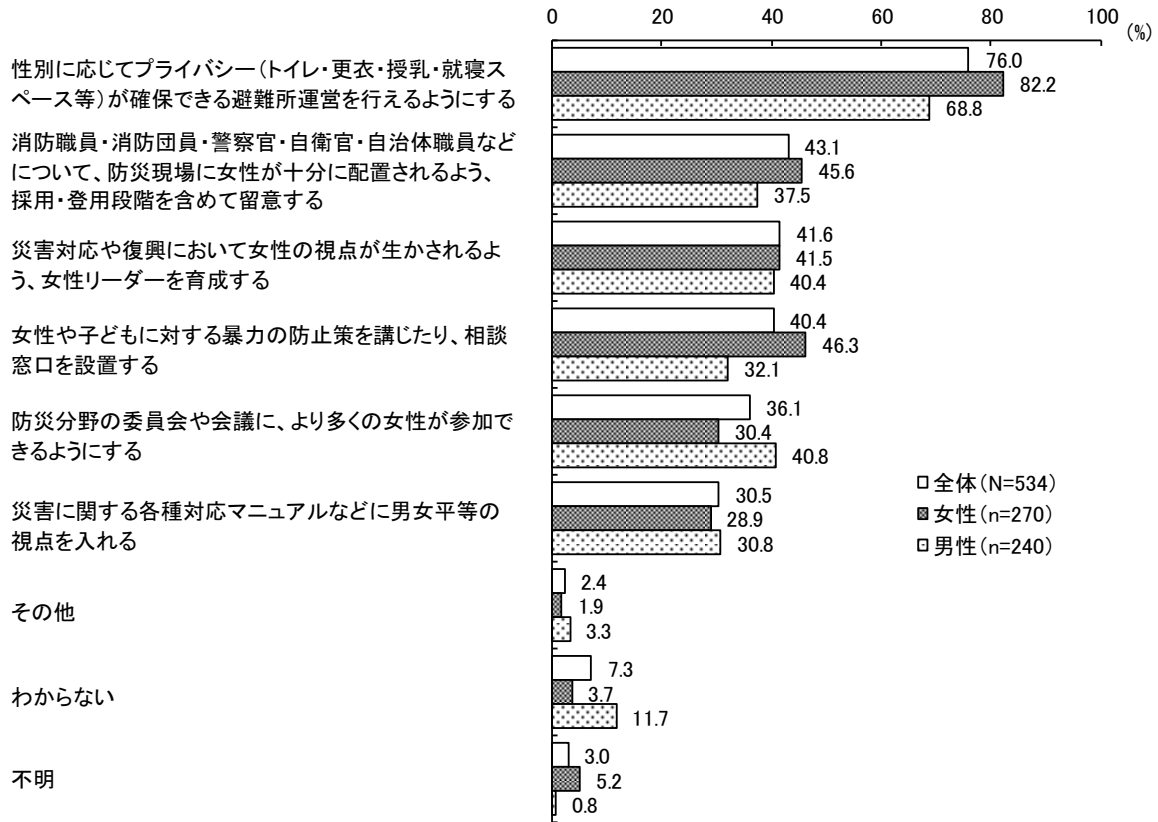
図表Ⅱ-19 市町村防災会議における女性委員の割合^{※5}（武蔵野市、市部、区部、東京都）



※5 市町村防災会議の総委員数には会長を含む。

資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（各年 4 月 1 日現在。平成 26 年から公表）

図表Ⅱ-20 災害対策に男女平等の視点を生かすために重要なこと（全体、性別：複数回答）



資料：「武蔵野市男女平等に関する意識調査」（平成 29 年度）

施策(1)政策・方針決定の場への女性の参画の促進(★)

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
44	市役所内の審議会等における女性委員の割合の向上	市が設置する各種委員会への女性委員の参画を促進する。	男女平等推進センター	市	継続
45	市役所の女性管理職の登用推進	女性職員が管理職を目指しやすい環境整備を進め、管理職挑戦への動機付けとなるよう、女性活躍に関する研修や講演会の実施、自主研究グループの活動支援等を行う。	人事課	市	充実
46	女性教員の管理職試験受験の推奨	女性教員の管理職選考の受験を推奨する。	指導課	市	継続

施策(2)女性の再就職支援・起業支援

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
47	就職・再就職に関する情報収集・提供やキャリア形成支援	女性の就職や再就職について支援講座を実施する。また、ハローワーク・東京しごとセンターと連携し、就職情報の提供や相談会の開催を検討する。	生活経済課 男女平等推進センター	市民	継続
48	地域に根ざした起業・就労・地域支援に関する情報の提供や育成支援	起業や就労支援のため地元企業やNPO等による市民活動についての情報提供や融資あっせん、事業費助成などの育成支援を行う。総合的な人材確保・養成機関である「地域包括ケア人材育成センター」において、介護サービス事業者及び障害福祉サービス事業者の求人情報を提供する。	生活経済課 市民活動推進課 地域支援課	市民 事業者等	継続

施策(3)女性の地域活動・防災活動への参画促進

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
49	地域リーダーの育成	地域福祉活動のリーダー養成を行う武蔵野市民社会福祉協議会の活動を支援するとともに、参加促進のための情報提供を行う。	地域支援課	市民	継続
50	地域防災への女性の参画	避難所の運営等における男女平等の推進を図るため、女性の視点を取り入れた避難所運営手引きの作成や訓練を実施する。	防災課	市民	充実

基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち

基本施策1 配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援

武蔵野市第二次配偶者暴力対策基本計画

現状と課題

本市では、11月12日～25日（25日は「女性に対する暴力国際撤廃日」）の「女性に対する暴力をなくす運動」期間における暴力防止に関する様々な啓発活動のほか、デートDV防止出前講座、相談事業などを実施してきました。庁内においては、庁内連携体制の構築や市職員への研修の開催、被害者の情報保護を目的とした住民情報系システムの改善などにも取り組んできました。

東京都福祉保健局によると、都内における配偶者暴力相談等件数は、区市町村では平成28（2016）年度まで増加し続けていますが、平成29（2017）年度には34,131件へとわずかに減少しています。一方で警視庁での相談件数は8,976件と都配偶者暴力相談支援センターでの件数を初めて超えました（図表Ⅲ-1）。

意識調査では、親しい関係にある男女間の暴力の認識状況について尋ねており、9つの暴力の項目のうち、「どんな場合でも暴力にあたると思う」と回答した割合は、『大声でどなる』で約3割、『配偶者等の外出などを制限する』で4割台と、暴力に対する正しい理解が進んでいません（図表Ⅲ-2）。

男女間の暴力を防止するために必要な市の施策については、全体では「窓口を増やすなど相談しやすい条件整備をする」が最も多く、「親しい間柄であっても暴力は人権侵害であるという意識の啓発をする」、「被害者に対する自立支援（子どもの養育、住宅の確保、就労支援）などを行う」が続いています（図表Ⅲ-3）。

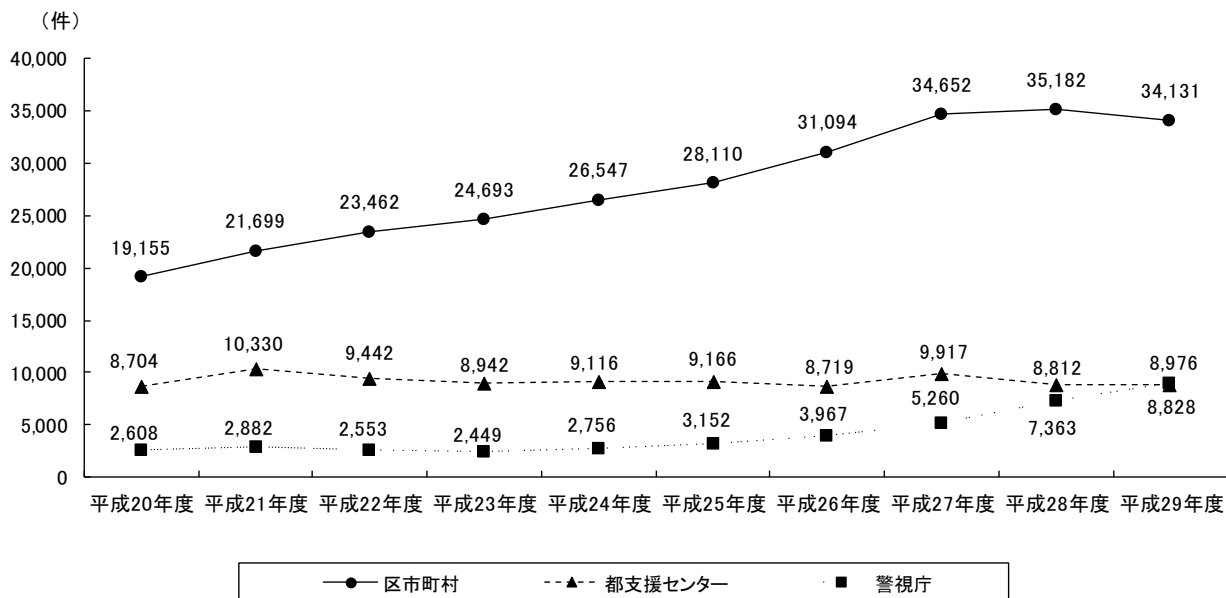
そのため、暴力の未然防止に向けた取組を実施し、相談事業の充実や被害者の自立支援、一時保護などの切れ目のない支援を充実する必要があります。また、職員の意識を高めるとともに、関係機関との情報共有や連携強化に努め、安全に配慮した支援体制を整える必要があります。

さらに、若い頃から暴力の防止意識を醸成するため、デートDV防止について、大学生はもとより、高校生、さらには中学生とより多くの若年層に向けて、啓発する必要があります。

施策の方向性

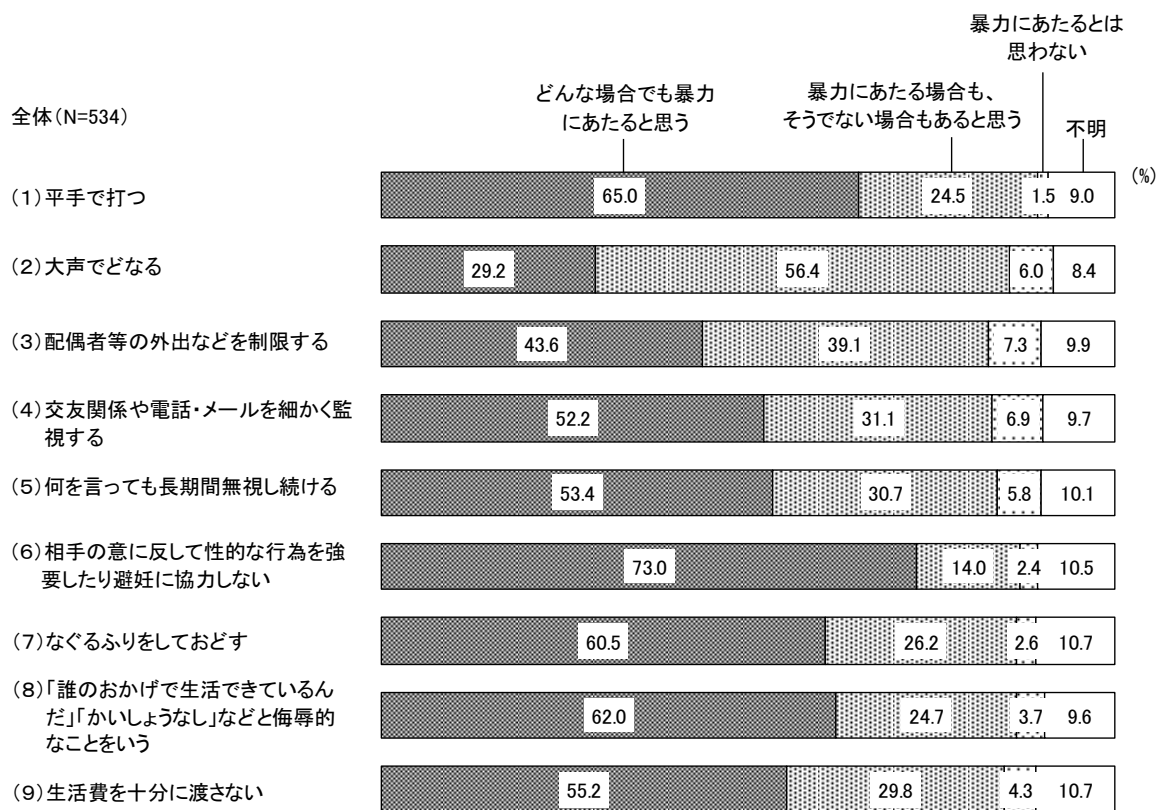
配偶者等からの暴力を許さない社会づくりに向け、講座等により啓発に取り組むとともに、相談体制を整備、充実し、早期発見・早期対応が図られるよう取り組みます。また、被害者が暴力から逃れ、安全で安心した生活を送れるように、職員の意識を高め、二次被害を防止するとともに、関係機関との連携を深め、被害者の意思を尊重した安全確保と自立支援を行います。さらに、暴力の未然防止と早期発見のために、主にデートDV防止について若年層に引き続き啓発をします。

図表Ⅲ－1 配偶者暴力相談等件数の推移（東京都）



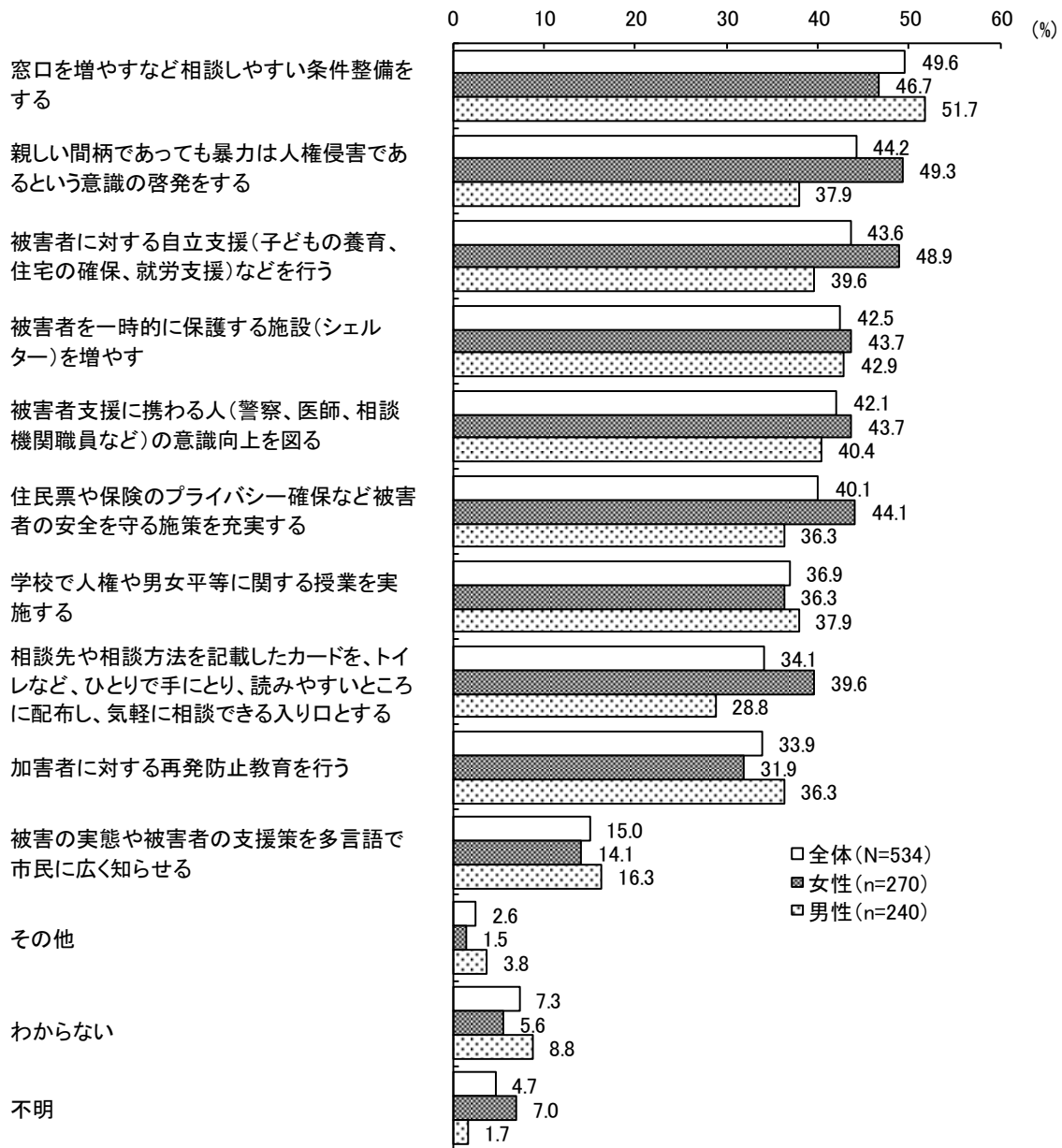
資料：東京都福祉保健局「東京都の配偶者暴力相談等件数の推移」（平成29年度）

図表Ⅲ－2 親しい関係にある男女間の暴力の認識（全体）



資料：「武蔵野市男女平等に関する意識調査」（平成29年度）

図表Ⅲ-3 男女間の暴力を防止するために必要な市の施策（全体、性別：複数回答）



資料：「武蔵野市男女平等に関する意識調査」（平成 29 年度）

施策(1)暴力の未然防止と早期発見(★)

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
51	配偶者等からの暴力の早期発見と発生防止	妊娠届時の面接や子ども家庭相談などを通して配偶者等からの暴力の早期発見と発生防止に努める。	子ども家庭支援センター 健康課	市民	充実
52	若年世代への意識啓発	センター企画運営委員会と連携し、市内の学校の協力を得て「デートDV防止」をテーマに出前講座を実施する。	男女平等推進センター	市民	継続
53	「女性に対する暴力をなくす運動」の実施	市民団体と連携し、「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、パネル展示や講座を実施する。	男女平等推進センター	市民	継続
54	男女平等推進情報誌「まなこ」における広報	男女平等推進情報誌「まなこ」において、DV防止啓発を継続して行う。	男女平等推進センター	市民	継続

施策(2)相談事業の充実(★)

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
55	女性相談窓口の実施	健康、法律、家庭相談等の担当部署との連携を強化して問題の迅速な解決を図る。利用しやすい総合相談窓口機能を整備する。	男女平等推進センター	市民	継続
56	配偶者暴力に関する相談体制の整備	ひとり親家庭相談と女性総合相談窓口相互の円滑な連携を図るため、つながり方や相談の流れなどの情報共有等を行い、関係部署間の連携を図る。高齢者や障害のある被害者の対応については、関係課と調整・連携の上、支援を行う。	男女平等推進センター 子ども家庭支援センター	市	継続
57	配偶者暴力に関する外国人相談者の情報保障	外国人相談者への対応として、東京都や武蔵野市国際交流協会など他機関との連携によりできるだけ母国語通訳の確保を目指す。	子ども家庭支援センター	市民	継続

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
58	配偶者暴力に関する相談窓口の周知	配偶者暴力被害者の早期相談を促すため、「女性相談カード」を市内公共施設等のトイレに貼付・配布し、相談窓口等を周知する。幅広い相談につなげるため、医療・民生委員など関係機関への窓口等の周知を図る。	男女平等推進センター 子ども家庭支援センター	市民	継続
59	男性のための相談に関する情報提供	男性からの家庭や夫婦関係に関する相談等については東京ウィメンズプラザ等の適切な相談窓口の情報提供を行う。	男女平等推進センター	市民	継続
60	相談事業の成果を他の事業へ生かす体制づくり	相談によって表面化する問題を全庁的な問題として取り上げ、関係部課の取組を推進する。	男女平等推進センター	市	継続

施策(3)安全の確保

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
61	被害者の安全の確保	迅速な対応が必要な場合は、東京都や警察等と連携し、一時保護するなど子どもも含めて被害者の安全確保を図る。	子ども家庭支援センター	市民	継続
62	被害者情報の保護	配偶者暴力被害者の安全を図るため、住民情報系システムにより、関係各課で情報共有し、加害者への情報の漏えいがないよう徹底した管理を行うとともに、引き続き、被害者保護の視点から職員研修を継続的に行う。	子ども家庭支援センター 情報管理課	市	継続

施策(4)自立支援

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
63	庁内ネットワークによる被害者への円滑な支援	被害者の庁内各課での手続きを円滑に支援するため、定期的に庁内連絡会を開催し、情報共有を図る。	子ども家庭支援センター	市	継続
64	被害者の立場に立った支援	被害者の精神状態等の安定や二次被害の防止を図るため、相談員による同行支援等を通じ一貫した支援を引き続き行う。	子ども家庭支援センター	市	継続
65	被害者へのカウンセリングの検討	配偶者暴力被害を含めた女性相談において、医療機関や関係機関との連携を深め、必要に応じてカウンセリングなどのメンタルケアを行う体制を検討する。	男女平等推進センター 子ども家庭支援センター	市 市民	継続
66	子どもに対する心理的援助	配偶者暴力が行われている家庭の子どもに対して、子ども家庭支援センター、学校、教育支援センター、保育園等関係機関と連携し子どもに対する継続的な心理的援助を行う。	男女平等推進センター 子ども家庭支援センター 教育支援課	市 市民	継続

施策(5)推進体制の整備

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
67	配偶者暴力被害者支援のための市内ネットワークの充実	武蔵野市配偶者等暴力被害者支援市内連絡会が、被害者支援のネットワークとして機能するよう、情報共有、研修、マニュアルの随時見直しなどを、引き続き行っていく。	子ども家庭支援センター	市	継続
68	東京都等との連携	東京都が行う近隣4市と管内警察との関係機関連絡会や相談員連絡会等において、関係機関との情報交換や連携を図る。	子ども家庭支援センター	市	継続
69	外部の関係機関との連携	被害者への迅速な対応を図るため、外部関係機関と市内各課との連携体制を検討する。	男女平等推進センター	市	見直し
70	相談関係職員研修の充実	人権尊重及び男女平等推進の視点に立った相談を行うため、啓発や研修を行う。	市民活動推進課 男女平等推進センター 子ども家庭支援センター	市	継続
71	相談担当職員の研修の充実	相談窓口等の相談員は他機関で実施する研修会等に積極的に参加し、継続的に支援スキルの向上を目指す。	子ども家庭支援センター	市	継続
72	配偶者暴力相談支援センターの機能充実	配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく、配偶者暴力相談支援センターの機能の充実について検討する。	男女平等推進センター 子ども家庭支援センター	市	継続

基本施策2 性に関するハラスメントやストーカー等への対策

現状と課題

本市では、「女性に対する暴力をなくす運動」において、関連図書展示や冊子の配布等を通して、様々な暴力防止のための啓発をしてきました。

東京都産業労働局によると東京都におけるセクシュアル・ハラスメント労働相談件数は、平成26（2014）年度から平成29（2017）年度にかけて、1,162件から1,569件へと増加しています。（図表Ⅲ－4）。

一方、警視庁によると、東京都におけるストーカー行為等に係る相談件数は、平成25（2013）年の1,466件から、増減はあるものの、平成29（2017）年では2,426件となっています（図表Ⅲ－5）。

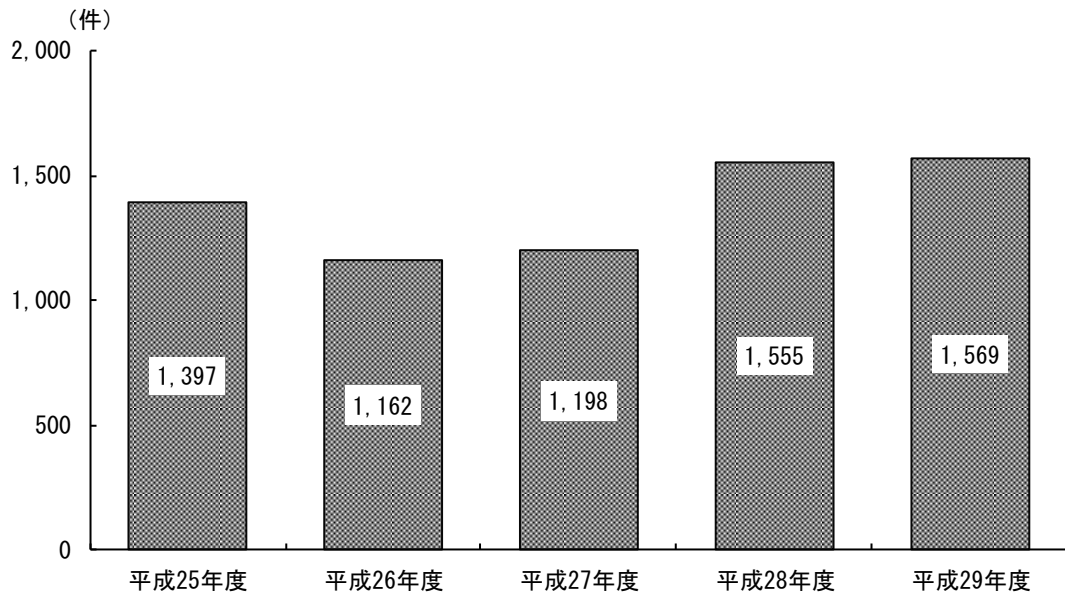
また、近年ではJKビジネスなどをはじめとした10代から20代の女性を狙った性的な暴力が多様化しており、若年層を狙った暴力の問題は依然として深刻な状況にあります。

そのため、性に関するハラスメントやストーカー行為はもとより、若年層に対する性的な暴力についても啓発するとともに、暴力の防止に向けた取組や被害者への支援が必要です。

施策の方向性

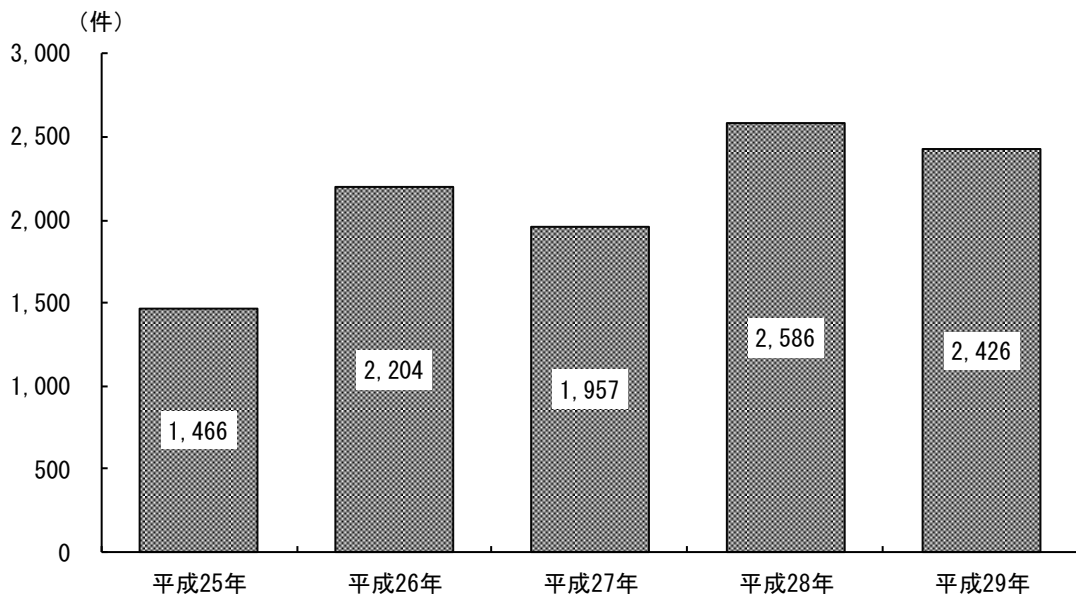
性に関するハラスメントやストーカー行為、性犯罪等は、人権侵害であり男女平等社会の実現を妨げるものであるとの認識に立ち、市内公共施設におけるパネル展示や、関連図書展示など様々な機会を通して、市民や事業者に対して啓発活動を実施します。また、被害者に対する支援とそのために必要な体制整備を進めます。

図表Ⅲ－４ セクシュアル・ハラスメント労働相談件数（東京都）



資料：東京都産業労働局「労働相談及びあっせんの概要」（平成29年度）

図表Ⅲ－５ ストーカー行為等に係る相談件数（東京都）



資料：警視庁「警視庁の統計」（各年）

施策(1)性に関するハラスメントやストーカー等への対策

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
73	性に関するハラスメントやストーカー、性暴力等の防止のための啓発	様々な機会を通して、事業者や市民に対して性に関するハラスメントやストーカー行為、性暴力等の防止についての啓発活動を行う。	男女平等推進センター	市民	継続
74	ストーカー行為等の被害者に対する支援	ストーカー行為等の規制に関する法律の一部改正に基づき、ストーカー行為等の被害者に対する支援に努める。	子ども家庭支援センター	市 市民	継続
75	「女性に対する暴力をなくす運動」の実施（事業53再掲）	市民団体と連携し、「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、パネル展示や講座を実施する。	男女平等推進センター	市民	継続
76	女性相談窓口の実施（事業55再掲）	健康、法律、家庭相談等の担当部署との連携を強化して問題の迅速な解決を図る。利用しやすい総合相談窓口機能を整備する。	男女平等推進センター	市民	継続
77	図書館における情報提供（事業4再掲）	男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動に合わせ、図書館で特設コーナーを設置するなど啓発に努める。	図書館	市民	継続

基本施策3 特に困難な状況にある人への支援

現状と課題

本市では、これまでひとり親家庭への各種手当や助成、ハローワーク等との連携による就労支援に加え、ひとり親家庭の子どもへの教育支援等を行ってきました。高齢者・障害者に対しては、「武蔵野市見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会」や「高齢者及び障害者虐待防止連絡会議」を通じ、孤立や虐待の防止に努めてきました。

武蔵野市の母子世帯・父子世帯数をみると、年度によって世帯数の変化はあるものの、母子世帯が約9割を占めています（図表Ⅲ－6）。厚生労働省の「全国ひとり親世帯等調査」によると、平成27（2015）年の母子世帯における世帯の平均年間収入（同居親族を含む世帯全員の収入）は348万円となっています（図表Ⅲ－7）。また「国民生活基礎調査」によると、平成27（2015）年の児童のいる世帯の平均所得は707.6万円となっています（図表Ⅲ－8）。

東京都福祉保健局の調査によると、東京都における高齢者虐待の状況は、平成28（2016）年度の養護者による被虐待高齢者の総数は2,486人であり、被虐待高齢者の性別は、女性が75.2%、男性が24.8%となっています（図表Ⅲ－9）。また、東京都における障害者虐待の状況は、平成28（2016）年度の養護者による被虐待障害者の人数は101人であり、被虐待障害者の性別は女性が66.3%、男性が33.7%となっています（図表Ⅲ－10）。

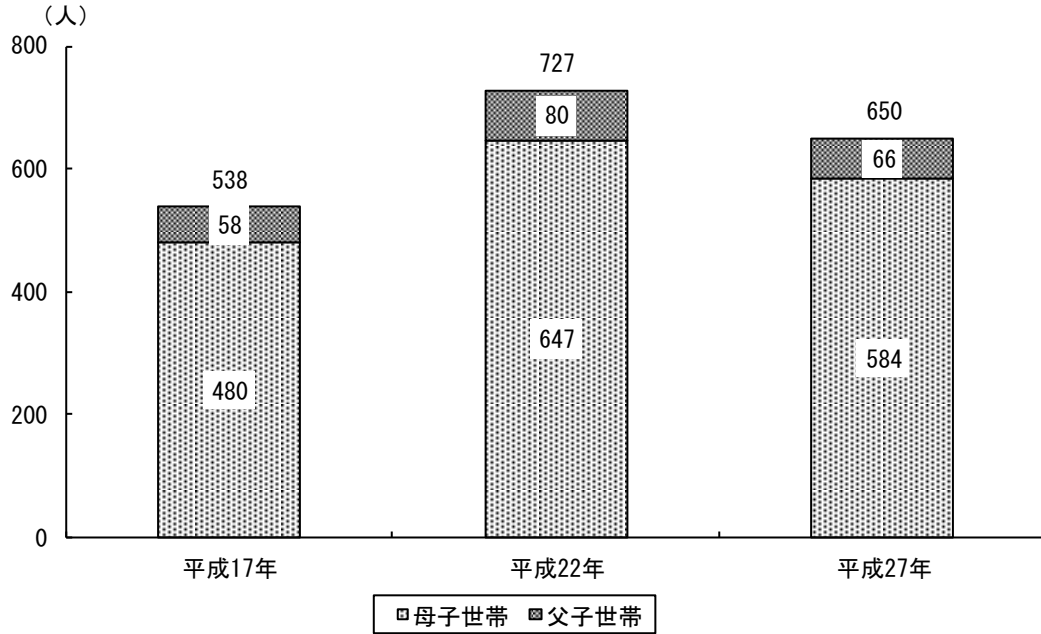
女性であることに加えひとり親であることにより経済的に厳しい状況に置かれているなど、複合的に困難を抱えている人へは、より多面的できめ細かい支援が求められます。そのため、ひとり親家庭については、それぞれの世帯の状況に応じた支援を充実するとともに、高齢者や障害者が安心して暮らすための支援と虐待防止に向けた取組を行う必要があります。

施策の方向性

ひとり親家庭への支援については、実態把握調査を踏まえ、ひとり親家庭の自立に向けた支援計画を策定し、子どもの学習支援なども含めた総合的・体系的な支援を行います。

高齢者・障害者への支援については、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう孤立防止や消費者被害防止に関する支援を行います。また、家族介護者の負担の増加等により、高齢者虐待や障害者虐待が多くなる恐れがあるため、虐待の未然防止や早期発見、早期支援の体制づくりを行います。

図表Ⅲ－6 母子世帯・父子世帯数（武蔵野市）



※「母子世帯」は、未婚、死別または離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯。
 ※「父子世帯」は、未婚、死別または離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯。
 ※平成22年、平成27年は、「他の世帯員がいる世帯を含む」世帯数。

資料：総務省統計局「国勢調査」（平成17年、平成22年、平成27年）

図表Ⅲ－7 母子世帯・父子世帯の状況（全国）

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数 [推計値]	123.2万世帯 (123.8万世帯)	18.7万世帯 (22.3万世帯)
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 79.5% (80.8%) 死別 8.0% (7.5%)	離婚 75.6% (74.3%) 死別 19.0% (16.8%)
3 就業状況	81.8% (80.6%)	85.4% (91.3%)
就業者のうち 正規の職員・従業員	44.2% (39.4%)	68.2% (67.2%)
うち 自営業	3.4% (2.6%)	18.2% (15.6%)
うち パート・アルバイト等	43.8% (47.4%)	6.4% (8.0%)
4 平均年間収入 [母又は父自身の収入]	243万円 (223万円)	420万円 (380万円)
5 平均年間就労収入 [母又は父自身の就労収入]	200万円 (181万円)	398万円 (360万円)
6 平均年間収入 [同居親族を含む世帯全員の収入]	348万円 (291万円)	573万円 (455万円)

※「平均収入」とは、生活保護法に基づく給付、児童扶養手当等の社会保障給付金、就労収入、別れた配偶者からの養育費、親からの仕送り、家賃・地代などを加えたすべての収入の額。

※（ ）内の値は、前回（平成23（2011）年度）調査結果を表している。

※「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成27（2015）年の1年間の収入。

※集計結果の構成割合については、原則として、「不詳」となる回答（無記入や誤記入等）がある場合は、分母となる総数に不詳数を含めて算出した値（比率）を表している。

資料：厚生労働省「平成28年度 全国ひとり親世帯等調査」（平成29年）

図表Ⅲ－8 各種世帯の1世帯あたり平均所得金額（全国）

	(万円)					
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
全世帯	538.0	548.2	537.2	528.9	541.9	545.4
高齢者世帯	307.2	303.6	309.1	300.5	297.3	308.1
児童のいる世帯	658.1	697.0	673.2	696.3	712.9	707.6

※「所得」とは、「稼働所得」、「財産所得」、「社会保障給付金」、「仕送り」、「企業年金・個人年金等」、「その他の所得」の合計。

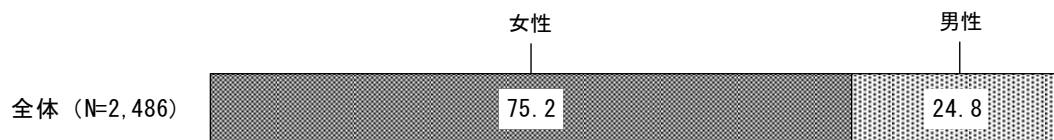
※平成22（2010）年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く。

※平成23（2011）年の数値は、福島県を除く。

※平成27（2015）年の数値は、熊本県を除く。

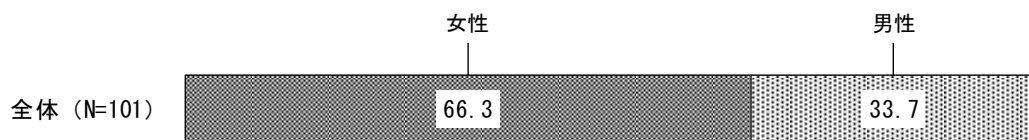
資料：厚生労働省「平成28年 国民生活基礎調査」（平成29年）

図表Ⅲ－9 被虐待高齢者の性別（東京都）



資料：東京都福祉保健局「平成28年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」（平成28年度）

図表Ⅲ－10 被虐待障害者の性別（東京都）



資料：東京都福祉保健局「平成28年度 都内における障害者虐待の状況（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）」（平成28年度）

施策(1)ひとり親家庭等への支援(★)

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
78	ひとり親家庭の自立促進計画の見直し	ひとり親家庭へ効果的な支援を行うため、第五次子どもプラン武蔵野の策定時に計画の見直しを行う。	子ども家庭支援センター	市	継続
79	ひとり親家庭への経済的支援	各種の手当、助成、福祉資金の貸付、就学援助により経済的な支援を行う。	子ども家庭支援センター 教育支援課	市民	継続
80	ひとり親家庭等への自立支援	職業訓練、求職支援、就業時のホームヘルプの提供など就労の支援を行う。また、生活困窮世帯の自立支援のため、伴走型の相談支援を行う。	子ども家庭支援センター 生活福祉課	市民	継続
81	自主グループの支援	ひとり親家庭の自立支援や孤立化防止のために相談や講座を通じて自主グループ支援などを検討する。	男女平等推進センター	市民	継続
82	ひとり親家庭等の子どもへの学習・生活支援	家庭訪問による学習・生活支援及び補習教室での学習支援を行う。	子ども家庭支援センター 生活福祉課	市民	新規
83	ひとり親家庭の自立に向けた就業支援	ひとり親家庭の親が、継続的、安定的に就業できるように、きめ細かい就労支援を行う。	子ども家庭支援センター	市民	継続

施策(2)高齢者・障害者の方への支援

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
84	「見守り・孤立防止ネットワーク」による安否確認体制の充実	「武蔵野市見守り・孤立防止ネットワーク」参加団体による、それぞれの通常業務の中での異変の発見・速やかな通報・相談窓口の周知の取組を進めるとともに、ひとり暮らし高齢者の増加等の課題に対応するため、連携強化を図る。	高齢者支援課 障害者福祉課	市民 事業者等	継続
85	虐待防止の推進	虐待の早期発見及び適切な援助を行うために、高齢者及び障害者虐待防止連絡会議の開催、介護サービス事業者及びケアマネジャーに対する虐待に関する研修等を実施する。	高齢者支援課 障害者福祉課	市民 事業者等	継続
86	消費者被害の防止対策の推進	消費生活センター・安全対策課・高齢者支援課・障害者福祉課等の連携により、消費者被害の対象となりやすい高齢者や障害者への注意喚起や消費生活相談、在宅介護・地域包括支援センター、地域活動支援センター等での出前講座や消費生活展等での啓発を行う。	生活経済課 高齢者支援課 障害者福祉課 安全対策課	市民	継続
87	心のバリアフリーの推進	共生社会の実現に向けて、地域において障害を正しく理解するための体系的な講習会を実施する。	障害者福祉課	市民 事業者等	継続

基本施策4 女性の生涯にわたる健康施策の推進

現状と課題

本市では、女性特有の疾病予防のため、乳がん・子宮がん検診を行っており、乳がん検診は、実施場所の増設や申込方法の変更等により、市民が受診しやすくなるような工夫を重ねてきました。そのため、乳がん検診の受診率は年々高くなっています。子宮がん検診は、対象者全員に勧奨し申込不要のため、乳がん検診に比べ受診率は高く維持していますが、年により変動があります。また、どちらも目標値である50%に達していません。乳がん・子宮がん検診の受診者数のさらなる増加対策が課題となっています。（図表Ⅲ-11）

また、本市では、母体ケアに関する事業や骨粗しょう症予防教室の実施、エイズ・性感染症などの防止に関する啓発活動などにも取り組んできました。武蔵野市の合計特殊出生率[※]は、平成19（2007）年から、おおむね上昇傾向にあり、平成27（2015）年には、1.20となりましたが、その後緩やかに低下しています（図表Ⅲ-12）。一方で、望まない妊娠や性感染症などの課題が依然として残っていることから、「性と生殖」に関する確かな情報や手段を知り、より自分の決定権を高められるよう、発達の段階に応じた包括的な性教育が求められています。

すべての人が、生涯にわたり心身ともに健康であることは、男女平等社会を実現するうえでも重要な視点です。そのため、それぞれの性を理解し尊重し合い、セクシュアリティに関することを自己決定できるよう、男女平等の視点から、正しい知識に関する情報提供をするとともに、生涯を通じた健康の保持増進を図る必要があります。特に、学校における発達段階に応じた意識啓発の方法については、関係各課と連携して検討していくことが求められます。

施策の方向性

お互いの性を理解し尊重し合うことができるよう支援するとともに、個人の自己決定権や権利としての健康が、生涯を通して保障されるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供や意識啓発に努めます。また、効果的な周知方法を検討します。

特に女性は、思春期、妊娠・出産期、更年期など各段階で身体的な変化が大きいことから、女性特有の疾病の予防や出産・産後の母体ケア等について理解し合うことができるよう取り組むとともに、各種健康診断について、効果的な広報手段を含め、受診率の向上を図ります。

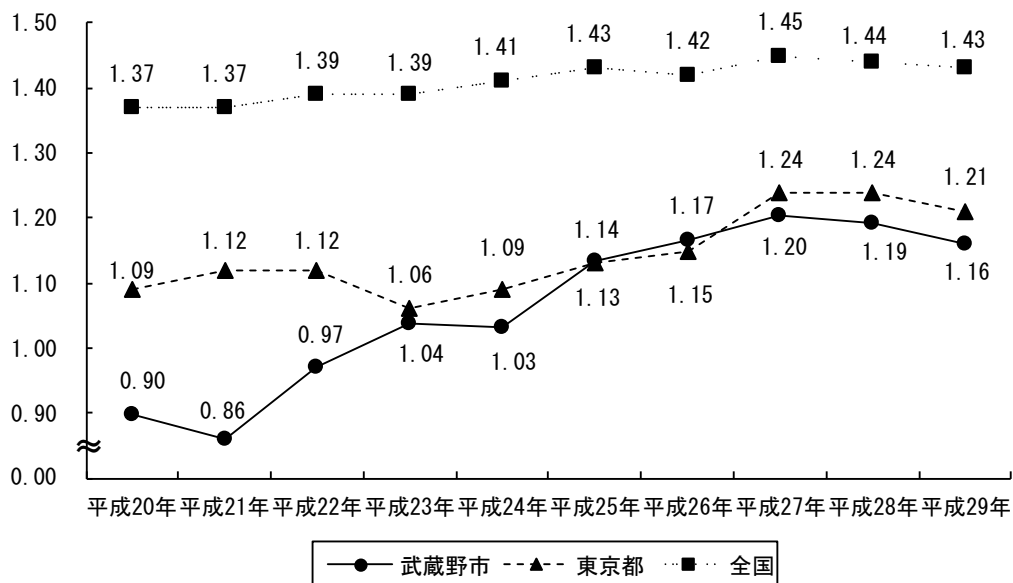
※合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当。

図表Ⅲ－11 乳がん・子宮がん検診受診率の推移（武蔵野市）

	(%)			
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
乳がん検診	12.4	13.4	13.7	14.4
子宮がん検診	31.5	34.7	30.9	34.7

資料：「武蔵野市第三次男女共同参画計画 推進状況調査報告書」（各年度）

図表Ⅲ－12 合計特殊出生率の推移（武蔵野市、東京都、全国）



資料：厚生労働省「人口動態統計」（各年）

施策(1)各種健康診断の充実

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
88	乳がん・子宮頸がん検診のあり方の検討と受診率向上	国の指針に基づき、精度の高い検診を実施し、新規受診者への啓発と受診率向上を目指す。また、乳がん自己検診法の普及について、乳幼児健診や女性対象の予防教室等で啓発を行う。	健康課	市民	継続
89	母体ケアに関する事業の実施	妊娠期から産後までの継続した支援を目的に、母子保健事業「ゆりかごむさしの」を実施。各事業を通じて母体の健康管理について啓発し、産後うつや早期発見や必要時関係機関との連携を図る。また、父親の母体への理解、子育ての参加促進を促す。	健康課	市民	充実
90	健康をおびやかす様々な問題についての啓発活動	エイズ、性感染症、薬物乱用などの防止について、他関連機関と連携し、情報共有・提供を行う。	健康課	市民	継続
91	骨粗しょう症予防事業の実施	骨粗しょう症予防教室を実施し、健康の保持増進を図る。	健康課	市民	継続

施策(2)リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
92	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供や啓発	男女平等推進センター等で、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供や啓発を行う。	男女平等推進センター	市民	継続
93	発達の段階を踏まえた性に関する指導の実施（事業9再掲）	子どもたちの発達の段階を踏まえて、学習指導要領に示された性に関する指導を行う。	指導課	市民	継続

基本目標Ⅳ 男女平等推進の体制づくりに取り組むまち

基本施策1 計画推進体制の整備・強化

現状と課題

本市では、平成 10（1998）年に「むさしのヒューマン・ネットワークセンター（現：男女平等推進センター）」を開設し、同センターを推進拠点として、男女平等の推進に向けた講座の開催や男女平等推進情報誌「まなこ」の発行、団体活動の支援や相談事業を行ってきました。平成 29（2017）年には、「男女平等推進条例」を制定し、本市における男女平等推進に向けて、様々な取組を進めています。

意識調査によると、武蔵野市の男女平等推進に関する6つの施策すべてで、認知度（「内容まで一応知っている」と「聞いたことはある」の合計）は3割以下となっています（図表Ⅳ-1）。また、平成 24（2012）年度と比べると、『男女平等情報誌「まなこ」』は認知度が5ポイント程度高くなっていますが、『武蔵野市第三次男女共同参画計画』と『女性総合相談』では認知度が低くなっています（図Ⅳ-2）。

男女平等推進情報誌「まなこ」の特集記事として関心のあるテーマは、男女共に「仕事と介護・育児の両立、ワーク・ライフ・バランス」が最も多く、女性は「ひとり親支援、子どもの貧困」や「女性のためのキャリアプラン、起業、再就職支援」、男性は「男性の家事・育児・地域活動参加」が続いています（図Ⅳ-3）。

また、男女平等に関する団体への参加意向、ボランティア委員などへの実施意向は共に約1割にとどまっています（図表Ⅳ-4、図表Ⅳ-5）。

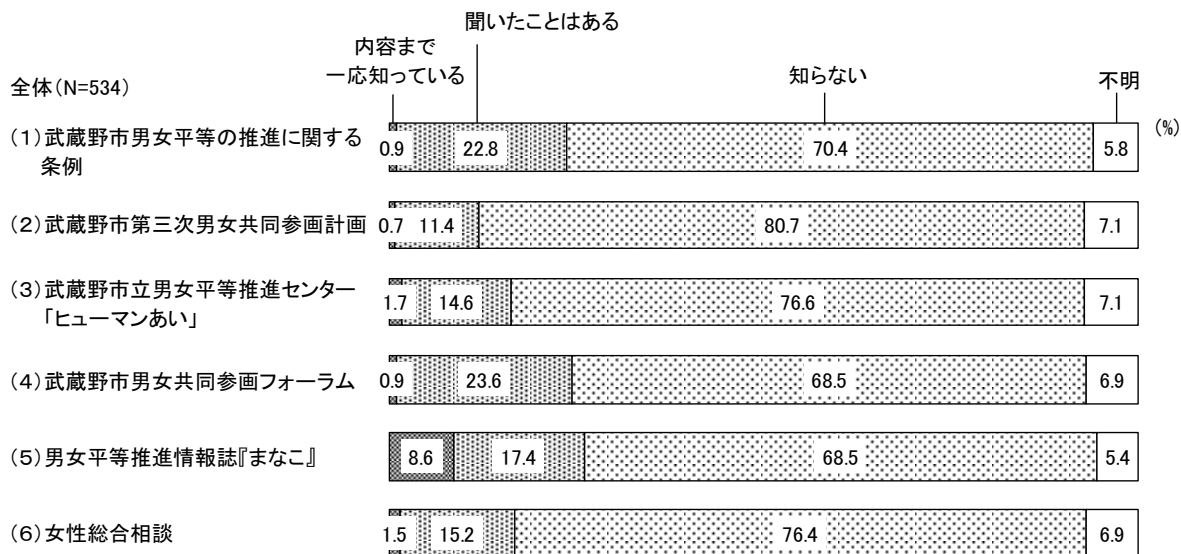
そのため、「まなこ」や男女平等推進センター「ヒューマンあい」の認知度を向上させ、広く周知し、市民参加を促すことで、より効果的に男女平等意識を啓発していくことが必要です。また、同センターの機能を充実させることにより、「男女平等推進条例」や推進計画、推進拠点を相互に関連させ、それぞれの特性を生かしつつ施策に取り組んでいくことが求められます。

施策の方向性

男女平等社会の実現のためには、市政のあらゆる分野において、男女平等の理念に配慮した各施策の展開がなされることが重要です。これまでのセンターの特徴である市民及び市民団体との協働・参画を基調に、市の男女平等推進施策の認知度を高め、関心を持ってもらうために、一層の情報提供をします。さらに、男女平等推進センター「ヒューマンあい」は、配偶者暴力相談支援センター機能の一部を担う等、専門性と総合性をあわせもつ男女平等を推進するための拠点施設として機能の充実を図ります。

そして、本計画を着実に実施するため、男女平等推進審議会及び市内推進会議を中心に、計画の進捗状況を点検・評価し、それに基づき各課において改善策を検討・実施することにより、課題の解決に向けて取り組みます。

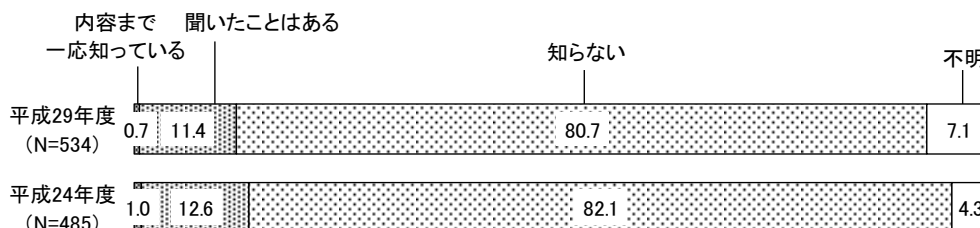
図表Ⅳ－１ 武蔵野市の施策の認知（全体）



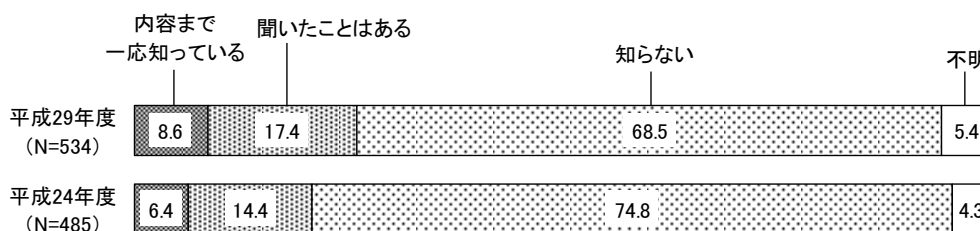
資料：「武蔵野市男女平等に関する意識調査」（平成 29 年度）

図表Ⅳ－２ 武蔵野市の施策の認知（全体）（平成 29 年度、平成 24 年度）

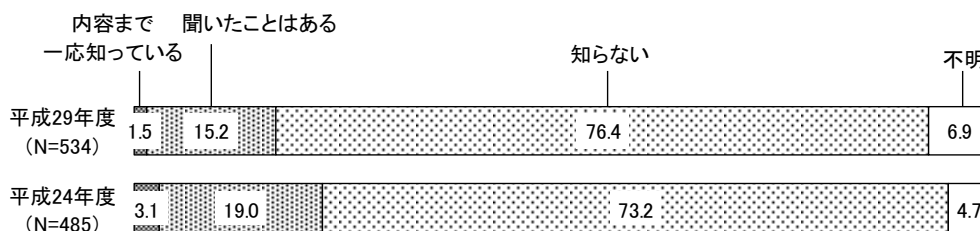
(1) 武蔵野市第三次男女共同参画計画



(2) 男女平等推進情報誌『まなこ』

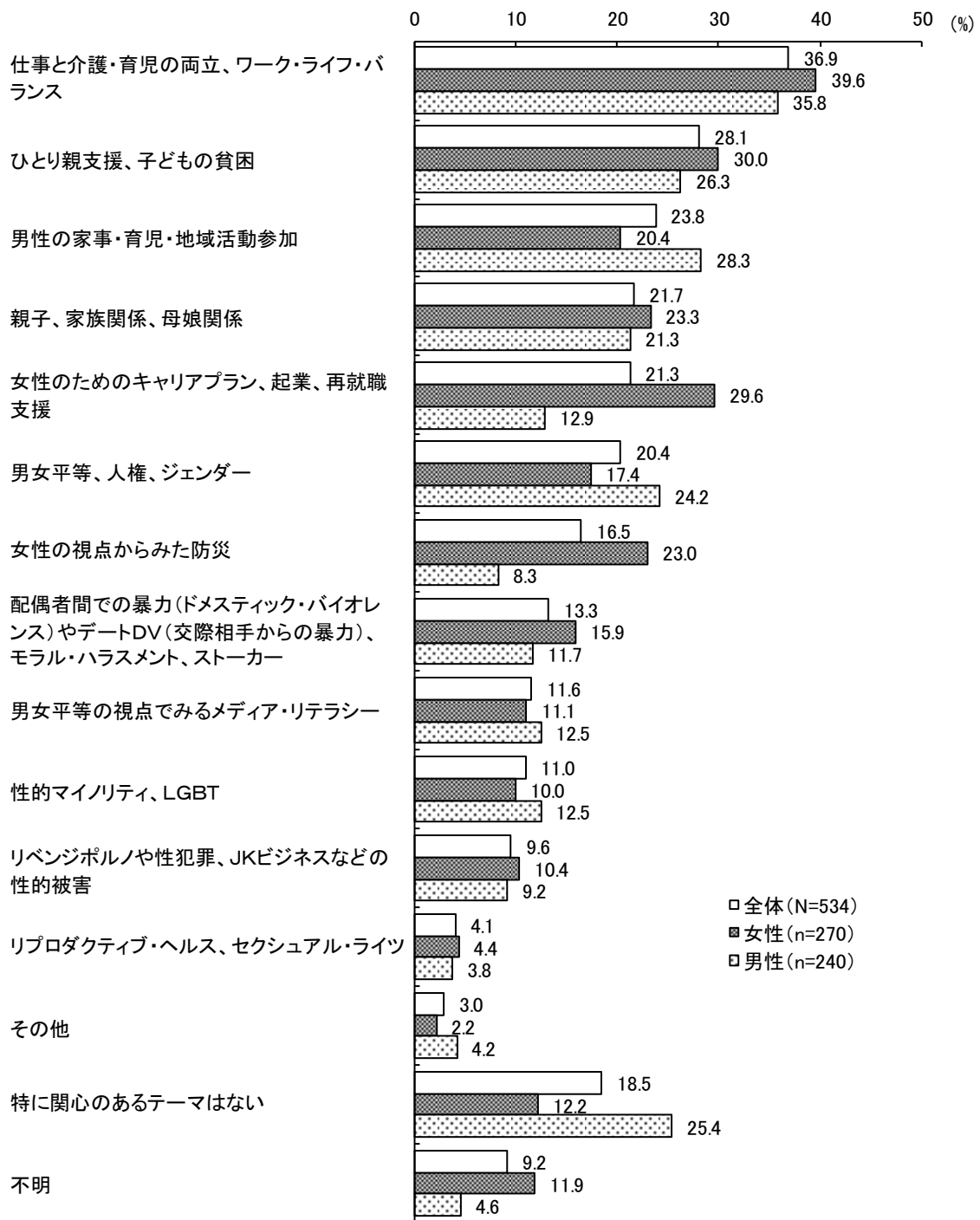


(3) 女性総合相談



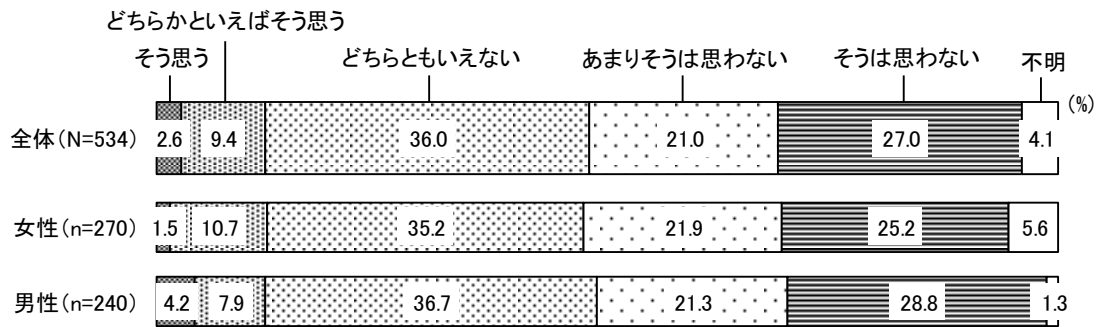
※項目名は、「武蔵野市男女平等に関する意識調査」に合わせている。
資料：「武蔵野市男女平等に関する意識調査」（平成 29 年度）、「武蔵野市男女共同参画に関する意識調査」（平成 24 年度）

図表Ⅳ-3 男女平等に関わる講座や「まなこ」の特集記事として関心のあるテーマ
(全体、性別：複数回答)



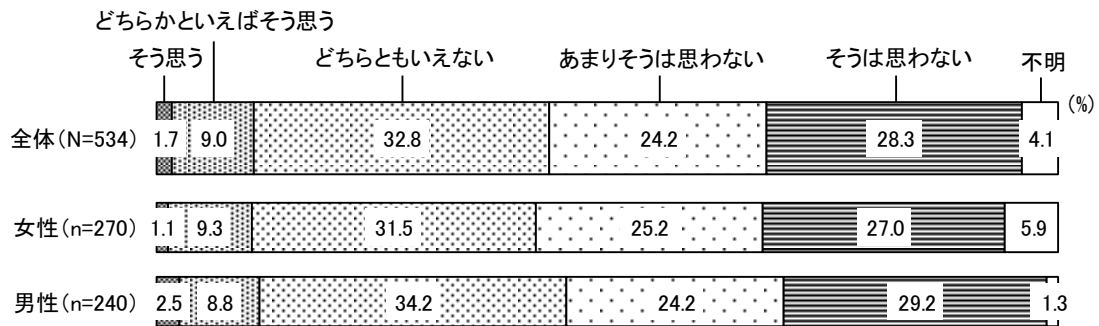
資料：「武蔵野市男女平等に関する意識調査」(平成 29 年度)

図表Ⅳ－４ 男女平等に関する団体への参加意向（全体、性別）



資料：「武蔵野市男女平等に関する意識調査」（平成 29 年度）

図表Ⅳ－５ ボランティア委員などへの実施意向（全体、性別）



資料：「武蔵野市男女平等に関する意識調査」（平成 29 年度）



男女平等推進情報誌「まなこ」



武蔵野市男女平等の推進に関する条例ガイドブック

施策(1)「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」の定着の推進

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
94	条例の理解に向けた取組	条例ガイドブック等を活用することにより、条例の周知・理解を図る。	男女平等推進センター	市民	新規

施策(2)市民参加による男女平等の推進

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
95	むさしの男女平等推進市民協議会など市民活動の支援	むさしの男女平等推進市民協議会をはじめ男女平等推進登録団体等に対し、補助・事業委託・情報提供等を通じて、活動の支援や連携の促進を図り、男女平等推進への理解を深め、良きパートナーとしての関係を築く。	男女平等推進センター	事業者等	継続
96	男女平等推進審議会の運営	計画策定及び計画の進捗状況の点検評価や課題解決のため男女平等推進審議会を設置運営する。	男女平等推進センター	事業者等	継続
97	男女平等推進センター企画運営委員会の運営	地域から広く意見を求めるため、市民や関係団体等から構成される企画運営委員会を設置し、協働・連携しながらセンター運営を行う。	男女平等推進センター	事業者等	新規

施策(3)庁内推進体制の整備

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
98	庁内推進会議の運営	計画の掲げる事業の進行管理を行い、男女平等推進審議会の提言を参考に、新たな課題解決に向け協議する。	男女平等推進センター	市	継続
99	事業の進捗状況調査及び市民への公開	市は進捗状況調査報告書を作成し、公表するとともに、男女平等推進審議会で報告する。	男女平等推進センター	市民	継続
100	人材育成の推進	市職員が男女平等推進に関する理解を深め、それぞれの業務について男女平等の視点でも捉えられるように各種研修を行う。	人事課 男女平等推進センター	市	継続

施策(4)男女平等推進センター「ヒューマンあい」の充実(★)

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
101	男女平等推進センター「ヒューマンあい」の機能充実	男女平等推進センター「ヒューマンあい」において、相談機能や配偶者暴力相談支援センター機能を担うなど男女平等の推進拠点として機能充実を図る。	男女平等推進センター	市	見直し
102	各種講座等の実施	男女平等推進に関する課題解決に向けた各種講座を、市民団体や関係機関との連携を図りながら実施する。	男女平等推進センター	市民	継続
103	講座修了者のフォローアップ支援	男女平等推進センター「ヒューマンあい」講座の参加者に、関連図書を紹介する、団体活動の情報提供を行うなど、フォローアップを図る。	男女平等推進センター	市民	継続

施策(5)男女平等推進情報誌等の発行と周知

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
104	男女平等推進情報誌「まなこ」の発行と周知（事業5再掲）	男女平等の推進を図るため、男女平等推進情報誌「まなこ」を発行するほか、市報でとりあげるなど広く周知を図ることで、認知度を向上させる。	男女平等推進センター	市民	継続

基本施策2 男女平等の視点に立った表現の浸透

現状と課題

本市の市立小中学校では、SNS東京ルールをもとにして、情報モラルを含む情報活用能力を、教科等を越えたすべての学習の基盤として育んだり、SNS学校ルールやSNS家庭ルールづくりなどを通して児童・生徒を対象とした情報モラルの教育の充実を行ってきました。また、市民を対象としてメディアにおけるジェンダー表現に関する講座を開催するなど、メディア・リテラシーを向上するための取組を行ってきました。

意識調査によると、メディアが発信する表現について感じることとして、「女性について、容姿や若さを強調している」が5割台、「伝えたい内容と関係がないのに、女性の性的側面を強調するなど行きすぎた表現が目立つ」が約3割で上位に挙がっています（図表Ⅳ-6）。

また、近年では、自治体の職員一人ひとりが男女平等の視点に立って行政刊行物等を作成するために、男女平等の視点に立った表現のガイドラインを作成している自治体も増えていきます。

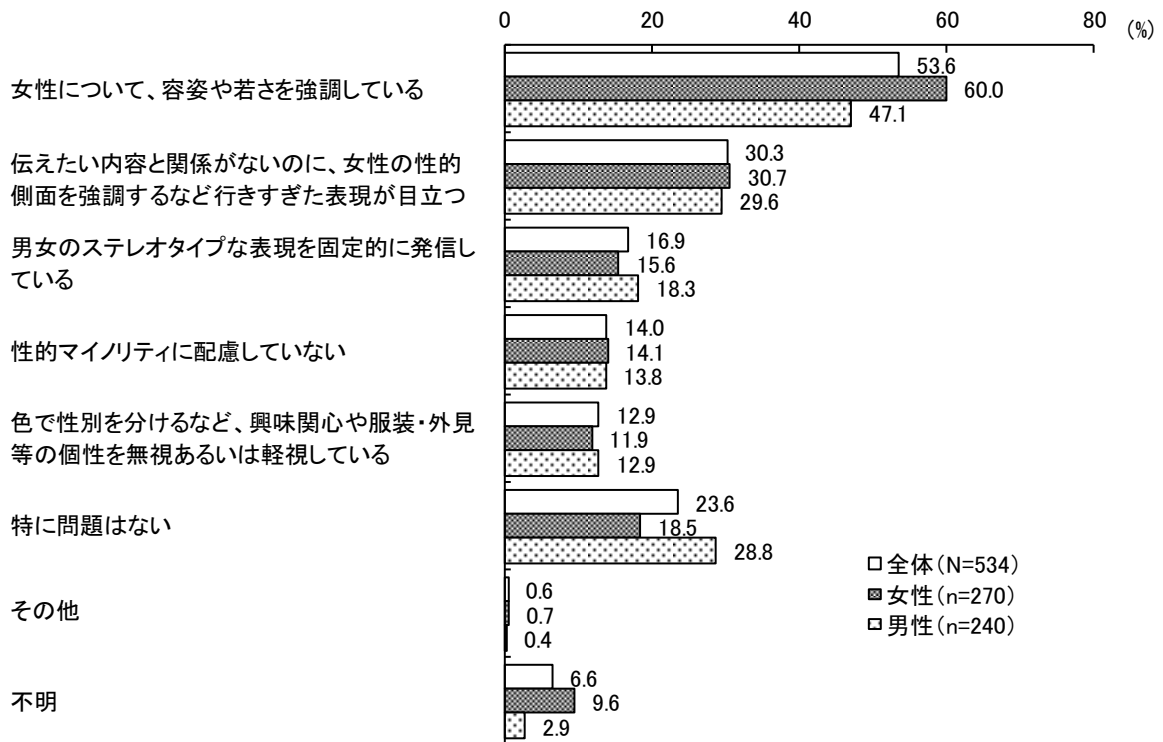
そのため、児童・生徒や学生らがメディア・リテラシーを向上できるよう、市立小中学校や市内の大学等において情報モラル教育等を引き続き行う必要があります。また、市の刊行物等において、男女平等の視点に立った適切な表現を用いることができるよう、男女平等の視点に立った表現のガイドラインを作成し、職員の意識を高めるとともに、市内の事業者にも啓発をしていく必要があります。

施策の方向性

マス・メディアをはじめとする各種メディアから届けられる多様で大量な情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力を身に付けていくために、子どもの頃からメディア・リテラシーの向上や情報モラルの理解ができるよう学校教育においても一層の取組を推進します。

さらに、多様な情報の中には、固定的な性別役割分担や人権侵害につながる表現なども存在するため、職員一人ひとりが男女平等の視点からこうした表現について問い直すことができるよう、メディア・リテラシーの向上のための取組を進めます。また、男女平等の視点に立った表現のガイドラインを作成し、市から発信する情報の表現に不適切なものがないか見直していくとともに、市内事業者にも啓発をしていきます。

図表Ⅳ-6 メディアが発信する表現について感じる事（全体、性別：複数回答）



資料：「武蔵野市男女平等に関する意識調査」（平成 29 年度）

施策(1)メディア・リテラシーの向上

	事業名	内容	主管課	対象者	区分
105	メディア・リテラシーを高める学習や講座の開催	地域の大学等の協力を得て講座等を開催するほか、公立学校においては、情報モラル教育の一層の充実を図る。	生涯学習スポーツ課 指導課 男女平等推進センター	市民	継続
106	行政刊行物の表現の見直し	市が発行する刊行物等について、「手引き」などを作成し、人権尊重、男女平等の視点から適切な表現をするよう努める。	秘書広報課 男女平等推進センター	市	充実

数值目標

1

前計画の目標値に対する達成状況

前計画の目標値に対する平成 29（2017）年度の達成状況は以下のとおりです。

基本目標	指標	現状値		目標値	目標値に対する 達成状況 平成 29 (2017) 年度
		平成 24 (2012) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	
基本目標 I 男女平等の意識を 育むまち	男女共同参画週間事業参 加団体(団体数)	9 団体	11 団体	15 団体	改善 ⇒
基本目標 II 生活と仕事が両立 でき、個性と能力を 発揮できるまち	ワーク・ライフ・バランスを知 っている人の割合(%)	41.1% ^{※1}	57.1%	50%	達成 ○
	市役所内の審議会等にお ける女性委員の割合(%)	45.9%	50.3% ^{※2}	50%	達成 ○
	市役所内における女性管理 職の割合(%)	6.8%	11.4% ^{※2}	20% ^{※3}	改善 ⇒
	市役所内における男性の育 児休業の取得率(%)	11.8%	55.0%	15% ^{※3}	達成 ○
	市役所内における男性の出 産支援休暇の取得率(%)	88.2%	95.0%	100% ^{※3}	改善 ⇒
	病後児保育(人・か所数)	8 人 2 か所	875 人 2 か所	2,637 人(延人数) 3 か所 ^{※3}	改善 ⇒
	一時保育事業(幼稚園型) (人・か所数)	30 人 5 か所	46,862 人 13 か所	67,194 人(延人数) 13 か所 ^{※3}	改善 ⇒
	一時保育事業(その他)(か 所数)	5 か所	5,965 人 6 か所	8,909 人(延人数) 7 か所 ^{※3}	改善 ⇒
	保育定員(認可保育所) (人・か所数)	1,391 人 15 か所	1,902 人 20 か所	2号(3歳以上)1,474 人 ^{※3} 3号(3歳未満)1,698 人 ^{※3}	—
基本目標 III 人権を尊重し、あら ゆる暴力を許さない まち	配偶者暴力防止法を知っ ている人の割合(%)	76.1% ^{※4}	35.0%	80%	減少 ⇐
	女性総合相談を知ってい る人の割合(%)	12.9%	16.7%	40%	改善 ⇒
	大学・高校におけるデートD V防止出前講座(校数)	1 校	5 校	6 校	改善 ⇒
	乳がん検診受診率(%)	15.3%	14.4%	50% ^{※5}	減少 ⇐
	子宮がん検診受診率(%)	31.9%	34.7%	50% ^{※5}	改善 ⇒
基本目標 IV 男女共同参画推進 の体制づくりに取り 組むまち	ヒューマン・ネットワークセン ターを知っている人の割合(%)	20.6%	16.3% ^{※6}	40%	減少 ⇐
	「まなこ」を知っている人の 割合(%)	20.8%	26.0%	40%	改善 ⇒

※1 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成 24 年) ※4 内閣府「男女間における暴力に関する報告書」(平成 24 年)
 ※2 平成 29(2017)年 4 月 1 日時点 ※5 目標年度は平成 29(2017)年度
 ※3 目標年次は平成 31(2019)年度 ※6 「男女平等推進センター」を知っている人の割合

達成 ○	目標値に対して現状値(平成 29(2017)年度)が達成している場合
改善 ⇒	目標値に対して未達成であるが、現状値(平成 29(2017)年度)が現状値(平成 24(2012)年度)に対して改善(上昇)している場合(目標値未設定の場合も含む)
減少 ⇐	目標値に対して未達成であり、現状値(平成 24(2012)年度)に対して減少(下降)している場合
—	平成 24(2012)年度の現状値と平成 29(2017)年度の現状値が比較できない場合 現状値と目標値が比較できない場合

2

目標値の設定

本計画で設定する目標値は以下のとおりです。

基本目標	指標	現状値	目標値	根拠及び確認	主管課
		平成 29 (2017)年度	平成 35 (2023)年度		
基本目標Ⅰ 男女平等の意識を 育むまち	男女共同参画週間事業参加 団体(団体数)	11 団体	15 団体	男女共同参画週 間事業報告書	男女平等推進 センター
基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立 でき、個性と能力を 発揮できるまち	ワーク・ライフ・バランスを知っ ている人の割合(%)	57.1%	70%	市民意識調査	男女平等推進 センター
	市役所内の審議会等におけ る女性委員の割合(%)	50.3%※ ¹	50%	男女平等推進計 画推進状況調査	男女平等推進 センター
	市役所職員一人当たりの年間 超過勤務時間数(時間) 新規	213.2 時間	改定特定事 業主行動計 画の数値目 標を目標とす る	特定事業主行動 計画	人事課
	市役所内における女性管理 職の割合(%)	11.4%※ ¹		特定事業主行動 計画	人事課
	市役所内における男性の育 児休業の取得率(%)	55.0%		特定事業主行動 計画	人事課
	市役所内における男性の出 産支援休暇の取得率(%)	95.0%		特定事業主行動 計画	人事課
	病後児保育(人・か所数)	875 人 2か所		第五子ど もプラン武蔵 野の数値目 標を目標とす る	子どもプラン武蔵野
	一時保育事業(幼稚園型) (人・か所数)	46,862 人 13 か所	子どもプラン武蔵野		子ども育成課
	一時保育事業(その他)(人・ か所数)	5,965 人 6か所	子どもプラン武蔵野		子ども育成課
保育定員(認可保育所)(人・ か所数)	1,902 人 20 か所	子どもプラン武蔵野	子ども育成課		
基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あら ゆる暴力を許さない まち	「DV防止法」を知っている人 の割合(%)	35.0%※ ²	60%	市民意識調査	男女平等推進 センター
	女性総合相談・法律相談を知 っている人の割合(%)	16.7%※ ³	25%	市民意識調査	男女平等推進 センター
	学校におけるデートDV防止 出前講座(校数)	4校	6校	男女平等推進計 画推進状況調査	男女平等推進 センター
	乳がん検診受診率(%)	14.4%	50%	健康推進計画	健康課
	子宮がん検診受診率(%)	34.7%	50%	健康推進計画	健康課
基本目標Ⅳ 男女平等推進の体 制づくりに取り組む まち	「男女平等の推進に関する条 例」を知っている人の割合(%) 新規	23.7%	50%	市民意識調査	男女平等推進 センター
	男女平等推進センターを知っ ている人の割合(%)	16.3%	25%	市民意識調査	男女平等推進 センター
	「まなこ」を知っている人の割 合(%)	26.0%	35%	市民意識調査	男女平等推進 センター

※ 1 平成 29(2017)年4月1日時点

※ 2 「配偶者暴力防止法」を知っている人の割合

※ 3 「女性総合相談」のみを知っている人の割合

資料編

- ①武蔵野市男女平等の推進に関する条例
- ②武蔵野市男女平等推進審議会委員名簿
- ③武蔵野市男女平等推進審議会協議経過
- ④武蔵野市立男女平等推進センター条例
- ⑤武蔵野市男女平等に関する意識調査概要
- ⑥男女平等に関する職員アンケート調査概要
- ⑦パブリックコメント並びに市民意見交換会の実施結果
- ⑧男女平等推進の主な動き
- ⑨男女共同参画社会基本法
- ⑩配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- ⑪女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- ⑫用語一覧

①武蔵野市男女平等の推進に関する条例

前文

我が国においては、個人の尊重と法の下での平等が日本国憲法でうたわれ、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に基づく国際社会における取組とも連動しつつ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。なかでも、男女共同参画社会基本法においては、男女共同参画社会の実現が21世紀の最重要課題と位置づけられている。

本市においても、昭和60年に婦人問題懇談会を設置し、以来「武蔵野市女性行動計画」をはじめ数次にわたる男女共同参画計画を策定し、総合的かつ計画的に男女平等を推進するための施策に取り組んできた。

また、都市文化や市民活動及び事業活動の持ち味を生かし、一人ひとりを大切に自治と連携のまちづくりを推進してきた。なかでも、昭和50年代における吉祥寺の環境浄化運動のさきがけとなる活動、平成10年以降の男女共同参画を推進する拠点施設の運営などにおいて、女性が積極的な役割を担ってきた経緯がある。

しかしながら、今なお、性別等による固定的な役割分担の意識、当該役割分担が反映された社会的慣行、性別等に起因する暴力、政策等への参画格差、賃金格差、教育格差等、多くの課題が残されている。少子高齢化、グローバル化、情報化などの変化が加速度的に進み、生き方や働き方が多様化する現代社会にあって、こうした課題は、生きがいを実感できる社会や活力ある社会の構築を阻害する要因となるものであり、課題解決のためには、教育や学習を含めた男女平等を推進するための様々な取組が必要である。

全ての人々が、互いの人権を尊重し、多様な性の在り方に関する理解を深めることで、性別等にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女平等社会を実現し、次世代につないでいくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女平等の推進について、基本理念を定め、武蔵野市(以下「市」という。)、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女平等の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって男女平等社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 性別等 男女の別だけではない多様な性の在り方(性自認(自らの性別に関する認識をいう。))及び性的指向(恋愛感情又は性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向をいう。))を含む。をいう。

(2) 男女平等 全ての人々が、性別等にかかわらず、その人権を尊重しつつ、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、あらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、責任を分かち合うことができることをいう。

(3) 市民 市内に住所を有し、市内の学校に在学し、市内の事務所若しくは事業所に勤務し、又は市内において活動する個人をいう。

(4) 事業者等 営利と非営利とを問わず、市内において活動を行う法人その他の団体及び市内において事業活動を行う個人をいう。

(5) 性別等による差別的取扱い 次に掲げる取扱いをいう。

ア 性別等を理由とする直接的かつ不合理な取扱い
イ 直接に差別的な条件、待遇差等を設けていないが、性別等による著しい不利益を被るおそれがある基準、慣行等を適用する取扱い

(6) 親密な関係における暴力等 次に掲げる行為をいう。

ア ドメスティック・バイオレンス(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力及び交際の相手方その他親密な関係にあり、若しくは親密な関係にあった者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。))又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)

イ ストーカー行為(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第3項に規定するストーカー行為をいう。)

(7) 性に関するハラスメント 相手の意思に反する性的な発言、行動等が、相手又は周囲の者に対し不快感を与え、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅

威を与えることをいう。

- (8) リプロダクティブ・ヘルス 人間の生殖システム並びにその機能及び活動過程の全ての側面において、単に疾病又は障害がないだけでなく、身体的、精神的及び社会的に完全に良好な状態であることをいう。
- (9) セクシュアル・ライツ 性に関することを自ら管理し、自由に、かつ、責任をもって決定でき、そのための情報及び手段を得ることができる基本的権利をいう。
- (10) メディア・リテラシー 新聞、テレビ、インターネットその他のメディアが伝える様々な情報を批判的に読み解き、主体的に取捨選択して活用する能力及び当該メディアを適切に選択して自ら情報を発信する能力をいう。
- (11) ポジティブ・アクション 性別等による格差を改善し、実質的な男女平等社会を実現するための積極的な措置をいう。

(基本理念)

第3条 市、市民及び事業者等は、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)に基づいて、男女平等社会の実現に向けた取組を推進するものとする。

- (1) 全ての人が、性犯罪、親密な関係における暴力等その他の性別等に起因する暴力(以下単に「性別等に起因する暴力」という。)、性別等による差別的取扱い、性に関するハラスメントその他の性別等に起因する人権侵害(以下単に「性別等に起因する人権侵害」という。)を受けることなく、個人として尊重されること。
- (2) 全ての人が、性別等による固定的な役割分担の意識並びに当該役割分担が反映された社会的な制度及び慣行にとらわれることなく、個人の能力及び個性を發揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。
- (3) 全ての人が、性別等にかかわらず、社会の平等な構成員として、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定への平等な参画を確保されること。
- (4) 全ての人が、性別等にかかわらず、それぞれの協力及び社会の支援の下に、家庭生活における活動と地域及び仕事の場における活動との調和のとれた生活を営むことができること。
- (5) 全ての人が、それぞれの性を理解し、及び尊重し合うとともに、リプロダクティブ・ヘルスに関する権利及びセクシュアル・ライツを認め合い、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (6) 全ての人が、国際社会及び国内における男女平等に係る取組を積極的に理解し、推進することができること。
- (7) 性別等に起因する困難を有する者だけでなく、知

的又は精神的な障害があること等に加えて当該困難を有することで複合的に困難な状況にある者への支援が行われるとともに、これらの者が安心して暮らせる環境の整備に向けた取組が行われること。

- (8) 保育、幼児教育、学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育及び学習の場において、男女平等社会を支える意識及び態度の形成に向けた取組が行われること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、男女平等を推進する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、男女平等の推進にあたっては、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者等と協働するものとする。
- 3 市は、率先して男女平等の推進に取り組むとともに、市民及び事業者等の模範となるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女平等に対する理解を深め、家庭、学校、地域、仕事の場その他の社会のあらゆる場において、男女平等を積極的に推進するよう努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する男女平等を推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念に基づき、その活動において男女平等を積極的に推進するよう努めるものとする。

- 2 事業者等は、市が実施する男女平等を推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(禁止事項)

第7条 市及び事業者等は、その事業及び活動において性別等による差別的取扱いを行い、又はその職場等において性に関するハラスメントを行わせてはならない。

- 2 市民は、性別等に起因する人権侵害を行ってはならない。

(公表される情報への配慮等)

第8条 市、市民及び事業者等は、情報を公表する際には、性別等による差別的取扱い若しくは性別等による固定的な役割分担の意識を助長し、若しくは是認させ、又は性別等に起因する暴力を誘発することのないよう配慮するものとする。

第2章 男女平等の推進に関する基本的施策

(男女平等推進計画の策定)

第9条 市長は、男女平等を推進する施策を総合的か

つ計画的に実施するため、武蔵野市男女平等推進計画(男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定により市が策定する計画をいう。以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市長は、推進計画の策定又は変更にあたっては、武蔵野市男女平等推進審議会(以下「審議会」という。)に諮問するものとする。
- 3 市長は、推進計画の策定又は変更にあたっては、市民及び事業者等の意見を反映することができるよう、適切な措置をとるものとする。
- 4 市長は、推進計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(推進計画の年次報告)

第10条 市長は、推進計画の実施状況について、年次報告を作成し、審議会の評価及び意見を添えて、これを公表するものとする。

(推進体制等)

第11条 市は、男女平等を推進する施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるものとする。

第12条 市は、武蔵野市立男女平等推進センター条例(平成27年12月武蔵野市条例第63号)第1条に規定する武蔵野市立男女平等推進センター(以下「センター」という。)を、男女平等を推進するための拠点とする。

- 2 市は、センターにおいて、男女平等に関する相談への対応を行うほか、男女平等を推進するための事業を行うものとする。
- 3 市は、センターのほか、男女平等に関する相談のうち、性別等に起因する暴力に関するものを受けるための窓口を設置する。
- 4 市は、前2項に規定する相談を受けたときは、必要に応じて関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第13条 市は、男女平等を推進する施策の策定及び変更に必要な調査研究を行うものとする。

(啓発、普及及び広報)

第14条 市は、市民及び事業者等に対して、男女平等の推進に必要な啓発、普及及び広報活動を実施するものとする。

- 2 市は、市民及び事業者等に対して、男女平等に関して、メディア・リテラシーの向上が図られるよう、必要な支援を行うものとする。

(市民及び事業者等の活動に対する支援)

第15条 市は、男女平等の推進に関する活動を行う市

民及び事業者等に対し、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

(性別等に起因する暴力の根絶及び被害者への支援)

第16条 市は、家庭、学校、地域、仕事の場その他の社会のあらゆる場における性別等に起因する暴力の根絶に向けて必要な措置を講ずるとともに、性別等に起因する暴力により被害を受けた者に対し、必要な支援を行うものとする。

(家庭生活と社会生活との調和)

第17条 市は、全ての人が、性別等にかかわらず、家庭生活における活動と地域及び仕事の場における活動との調和のとれた生活を営みながら、多様な生き方を選択し、実現できるよう必要な支援を行うものとする。

(セクシュアル・ライツへの配慮及びリプロダクティブ・ヘルスに関する支援)

第18条 市は、市民のセクシュアル・ライツに配慮するとともに、市民が生涯を通じてリプロダクティブ・ヘルスを実現し、かつ、保持できるよう、教育、啓発その他の必要な支援を行うものとする。

(教育及び学習に携わる者に対する支援)

第19条 市は、保育、幼児教育、学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育及び学習の場において、男女平等社会を支える意識及び態度の形成に向けた取組が行われるよう、当該教育及び学習に携わる者に対し必要な支援を行うものとする。

(防災施策における男女平等の推進)

第20条 市は、防災、災害対応、復興その他の災害に関するあらゆる局面において、男女平等の視点が確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(ポジティブ・アクション)

第21条 市は、第14条から前条までに定めるもののほか、社会のあらゆる分野における活動において、性別等による格差が生じていると認められる場合には、ポジティブ・アクションを講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女平等推進審議会

第22条 男女平等の推進について調査し、及び審議するため、審議会を設置する。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、及び答申する。

- (1) 推進計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 推進計画の実施状況の評価に関すること。
- (3) 市が実施する男女平等の推進に関する施策又は男女平等の推進に影響を及ぼすと認められる施

(武蔵野市立男女共同参画推進センター条例の一部改正)
4 武蔵野市立男女共同参画推進センター条例(平成27年12月武蔵野市条例第63号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
武蔵野市立男女共同参画推進センター条例	武蔵野市立男女平等推進センター条例	題名の改正
(設置) 第1条 武蔵野市(以下「市」という。)における <u>男女共同参画社会の実現</u> を目指し、 <u>男女共同参画</u> に関する施策の総合的な推進を図ることを目的として、 <u>武蔵野市立男女共同参画推進センター</u> (以下「センター」という。)を武蔵野市境2丁目3番7号に設置する。	(設置) 第1条 武蔵野市(以下「市」という。)における <u>男女平等社会の実現</u> を目指し、 <u>男女平等</u> に関する施策の総合的な推進を図ることを目的として、 <u>武蔵野市立男女平等推進センター</u> (以下「センター」という。)を武蔵野市境2丁目3番7号に設置する。	字句の改正 字句の改正 字句の改正
(事業) 第3条 センターは、第1条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。 (1) <u>男女共同参画</u> の推進に係る学習、研修その他啓発に関すること。 (2) <u>男女共同参画</u> の推進に係る情報の収集及び提供に関すること。 (3) <u>男女共同参画</u> の推進を目的とする市民及び団体の交流及び活動の支援に関すること。 (4) <u>男女共同参画</u> の推進に係る市民相談及び社会参加の促進に関すること。 (5) <u>男女共同参画</u>	(事業) 第3条 センターは、第1条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。 (1) <u>男女平等</u> の推進に係る学習、研修その他啓発に関すること。 (2) <u>男女平等</u> の推進に係る情報の収集及び提供に関すること。 (3) <u>男女平等</u> の推進を目的とする市民及び団体の交流及び活動の支援に関すること。 (4) <u>男女平等</u> の推進に係る市民相談及び社会参加の促進に関すること。 (5) <u>男女平等</u> の推	字句の改正 字句の改正 字句の改正 字句の改正 字句の改正

の推進に係る調査及び研究に関すること。	進に係る調査及び研究に関すること。 (6) <u>市が実施する男女平等の推進に関する施策又は男女平等の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情に関すること。</u>	号の追加
(6)及び(7) (使用の承認) 第7条(略) 2 (略) 3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、優先的にその使用を承認することができる。 (1) <u>男女共同参画</u> の推進を目的とする講演会、講習会その他の会議を実施するために使用する場合 (2) (略)	(7)及び(8) (使用の承認) 第7条(略) 2 (略) 3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、優先的にその使用を承認することができる。 (1) <u>男女平等</u> の推進を目的とする講演会、講習会その他の会議を実施するために使用する場合 (2) (略)	号の繰下げ
		字句の改正

②武蔵野市男女平等推進審議会委員名簿

任期：平成 29（2018）年4月1日から平成 31（2019）年3月31日まで

◎：会長 ○：副会長

No.	区分	氏名	主な職歴・所属
1	事業所関係	伊藤 隆子	商工会議所常議員（武蔵野硝子(株)代表取締役）
2	保健・医療	大田 静香	武蔵野市助産師会会長
3 ^{※1}	学校教育	小澤 泰斗	武蔵野市教育委員会統括指導主事
4	公募市民	菅野 昭彦	公募委員
5 ^{※2}	学校教育	木下 雅雄	武蔵野市教育委員会統括指導主事
6	学識	◎権丈 英子	亜細亜大学副学長
7	弁護士	○小林 智子	弁護士（かえで通り法律事務所）
8 ^{※3}	市民団体	竹内 寿恵子	むさしの男女平等推進市民協議会会長
9 ^{※3}	相談関係	中村 敏子	特定非営利活動法人 女性のスペース結 副代表理事
10 ^{※3}	福祉関係	三上 義樹	高齢者介護総合福祉施設緑寿園・緑寿園ケアセンター 施設長
11	公募市民	山田 睦美	公募委員

（50音順・敬称略）

※1 平成 30（2018）年4月1日から

※2 平成 30（2018）年3月31日まで

※3 平成 30（2018）年2月9日から

③武蔵野市男女平等推進審議会協議経過

回	日時	場所	検討内容	傍聴者数
1	平成 30 (2018)年 2月9日	男女平等推進セ ンター会議室	(1) 男女平等推進審議会の審議予定について (2) 計画策定の背景について (3) 計画の基本的な考え方と体系について (4) 平成 29 年度市民意識調査と職員意識調査に ついて	0名
2	5月10日	男女平等推進セ ンター会議室	(1) 計画策定のスケジュールと計画の体系について (2) 計画策定の前提となる武蔵野市の現状について (3) 新基本目標Ⅰ 男女平等意識に関する現状と 課題、施策 (4) 新基本目標Ⅳ 男女平等推進の体制づくり に関する現状と課題、施策	1名
3	6月25日	市民会館 第一学習室	(1) 計画策定のスケジュールと計画の体系について (2) 新基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性 と能力を發揮できるまちに関する現状と課 題、施策	1名
4	8月1日	男女平等推進セ ンター会議室	(1) 計画策定のスケジュールと計画の体系について (2) 新基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力 を許さないまちに関する現状と課題、施策	1名
5	9月13日	武蔵野プレイ スフォーラム	(1) 第四次男女平等推進計画策定にあたって (2) 第四次男女平等推進計画 提言書(骨子案) について	1名
6	10月12日	武蔵野プレイ スフォーラム	(1) 第四次男女平等推進計画 提言書(案)について	0名
7	11月5日	市民会館 第一学習室	(1) 第四次男女平等推進計画 提言書(案)について	0名
8	平成 31 (2019)年 1月30日	男女平等推進セ ンター会議室	(1) パブリックコメント・市民意見交換会の実施 について (2) 第四次男女平等推進計画 提言書(案)について	1名

④武蔵野市立男女平等推進センター条例

平成27年12月22日条例第63号
改正 平成29年3月22日条例第1号

(設置)

第1条 武蔵野市(以下「市」という。)における男女平等社会の実現を目指し、男女平等に関する施策の総合的な推進を図ることを目的として、武蔵野市立男女平等推進センター(以下「センター」という。)を武蔵野市境2丁目3番7号に設置する。

(管理)

第2条 センターは、武蔵野市長(以下「市長」という。)が管理する。

(事業)

第3条 センターは、第1条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 男女平等の推進に係る学習、研修その他啓発に関すること。
- (2) 男女平等の推進に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 男女平等の推進を目的とする市民及び団体の交流及び活動の支援に関すること。
- (4) 男女平等の推進に係る市民相談及び社会参加の促進に関すること。
- (5) 男女平等の推進に係る調査及び研究に関すること。
- (6) 市が実施する男女平等の推進に関する施策又は男女平等の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情に関すること。
- (7) センターの施設を利用に供すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(施設)

第4条 センターに設ける施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会議室
- (2) 相談室
- (3) 交流コーナー
- (4) 情報コーナー

(休館日)

第5条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 木曜日
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認

めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(開館時間)

第6条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用の承認)

第7条 会議室を使用しようとする者は、規則で定めるところにより申請し、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更し、又は取り消そうとするときも同様とする。

2 市長は、前項の承認をするときは、管理上必要な条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、優先的にその使用を承認することができる。

- (1) 男女平等の推進を目的とする講演会、講習会その他の会議を実施するために使用する場合
- (2) 市が事業で使用する場合

(使用の不承認)

第8条 市長は、会議室を使用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を承認しないことができる。

- (1) センターの施設又は当該施設に附帯する設備及び器具(以下「附属設備」という。)を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的とするとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理運営上支障があるとき。

(使用期間の制限)

第9条 会議室の使用期間は、同一の利用者(第7条第1項の規定により使用の承認を受けた者をいう。以下同じ。)が使用する場合又は同一の利用目的で使用する場合は、引き続き3日(休館日を除く。)を超えることはできない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第10条 会議室の使用料は、別表のとおりとする。

(使用料の減免)

第11条 市長は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の納付)

第12条 使用者は、第10条に規定する使用料を使用の承認の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の不還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の承認の取消し等)

第14条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、承認した事項を変更し、又は使用の承認を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

- (1) 第8条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) この条例、この条例に基づく規則その他の規程に違反したとき。
- (3) 使用の目的又は条件に違反したとき。
- (4) 係員の指示に従わないとき。
- (5) 不正又は偽りの行為により、使用の承認を受けたとき。
- (6) 災害、工事その他センターの管理上支障があると市長が認める事由によりセンターを使用することができなくなったとき。

2 前項の規定により承認した事項を変更し、又は使用の承認を取り消し、若しくは使用の中止を命じた場合(同項第6号に該当するときを除く。)において使用者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わないものとする。

(使用権の譲渡等の禁止)

第15条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の禁止)

第16条 使用者は、会議室に特別の設備を施し、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第17条 使用者は、その使用が終了したとき又は第14条第1項の規定により使用の承認を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、その使用した施設又は附属設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(損害賠償の義務)

第18条 センターの施設又は附属設備を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

2 前条第2項の規定は、前項に規定する者が同項に規定する義務を履行しない場合に準用するものとする。

(武蔵野市民会館の事業との連携)

第19条 市長は、必要があると認めるときは、武蔵野市立武蔵野市民会館条例(昭和59年10月武蔵野市条例第36号)第18条第1項に規定する武蔵野市立武蔵野市民会館運営委員会の意見を聴いて、第3条に規定するセンターの事業と同条例第4条に規定する武蔵野市立武蔵野市民会館の事業との連携を図るための措置を講ずるものとする。

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。(平成28年8月規則第95号で、同年10月1日から施行)

(準備行為)

2 第7条第1項の規定による申請、承認その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

付 則(平成29年3月22日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第10条関係)

区分	使用料
午前(午前9時から正午まで)	800円
午後(午後1時から午後5時まで)	1,200円
夜間(午後6時から午後10時まで)	1,400円
全日(午前9時から午後10時まで)	2,800円

備考

-
- 1 区分の欄に掲げる使用時間は、センターの管理上支障がないと市長が認める場合に限り、1時間未満の範囲内で延長することができる。この場合において、使用料の額は、使用の承認を受けた区分の欄に応じ、当該使用料の欄に定める額に当該額の10分の3に相当する額を加えた額とする。
 - 2 午前及び午後又は午後及び夜間の区分を引き続き使用する場合のこれらの区分の間の時間については、使用料を徴収しない。

⑤武蔵野市男女平等に関する意識調査概要

1 調査の目的

武蔵野市では「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」に基づき、男女平等の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、男女平等社会の実現を目指すため、平成 30（2018）年度末を目処に予定している「武蔵野市第四次男女平等推進計画」の策定のための基礎資料とすることを目的とする。

2 調査の設計

- (1) 調査対象 武蔵野市内在住の満 18 歳以上の市民
- (2) 調査者数 1,500 人（女性：750 人、男性：750 人）
- (3) 抽出方法 無作為抽出法
- (4) 調査方法 郵送による無記名アンケート（郵送での調査票返送に加え、ウェブ調査画面にアクセスし回答する手段を用意）
- (5) 調査期間 平成 29（2017）年 10 月 2 日（調査票発送）～16 日（返送締切）
- (6) 調査項目 質問項目 27 問＋プロフィール 6 問
 - ①日ごろの生活
 - ②仕事とワーク・ライフ・バランス
 - ③セクシュアル・マイノリティ
 - ④男女平等意識
 - ⑤男女間の暴力
 - ⑥市の施策

3 回収結果

- (1) 有効回収数 534 人（女性：270 人、男性：240 人、その他：2 人、性別無回答：22 人）
- (2) 有効回収率 35.6%

⑥男女平等に関する職員アンケート調査概要

1 調査の目的

男女平等に関する考え方や男女それぞれが働きやすい職場づくりに関する意識・実態を把握し、武蔵野市第四次男女平等推進計画策定及び特定事業主行動計画推進の基礎資料として活用することを目的とする。

2 調査の設計

- (1) 調査対象 特定職を除く全正規職員（派遣者、産休・育休取得者及び休職者含む）
- (2) 調査者数 945人（女性：465人、男性：480人）
※平成29（2017）年11月1日現在
- (3) 調査方法 職員ポータル（内部システム）のアンケート機能を使用（無記名）
職員ポータルを使用できない保育園、派遣者等にはアンケート用紙を交換便にて郵送し、回収を行う。
産休・育休取得者及び休職者にはアンケート用紙を交換便・郵送にて送付し、回収を行う。
- (4) 調査期間 平成29（2017）年11月27日～12月11日
- (5) 調査項目 質問項目36問＋プロフィール8問
 - ①日ごろの生活
 - ②仕事
 - ③育児や介護にともなう休業・休暇制度
 - ④ハラスメントやセクシュアル・マイノリティ
 - ⑤男女平等意識

3 回収結果

- (1) 有効回収数 493人（女性：251人、男性：240人、その他：1人、性別無回答：1人）
- (2) 有効回収率 52.2%

⑦パブリックコメント並びに市民意見交換会の実施結果

1 実施の趣旨

武蔵野市第四次男女平等推進計画（案）の中間のまとめについて、市民の皆様から幅広くご意見をいただき、さらに内容を深めて計画を作成するために実施。

2 パブリックコメント

- (1) 周知方法 市報 12月15日号、市HPに掲載。「武蔵野市第四次男女平等推進計画（案）中間のまとめ 概要版」を男女平等推進センター、市政資料コーナー、各市政センター・図書館・コミュニティセンターに配布、全文を男女平等推進センター、各図書館、市HPに閲覧用として配布。
- (2) 募集方法 電子メール、FAX、郵送、直接持参のいずれか
- (3) 募集期間 平成30（2018）年12月15日～12月28日
- (4) 応募状況 2人（3件） いずれも電子メールにて収受
- (5) 意見の要旨及び審議会での対応

テーマ	意見(要旨)	審議会の対応
基本目標 Ⅰ-3 性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくり	<p>基本目標1の基本施策3、(2)「性的マイリティ等への支援」が新規に追加されていることは問題である。この問題は、男女平等とは別物なので取組に紛れ混ませてはならない。支援を間違えると愛の無秩序を認めることになり、際限が無くなるので、公的な市政に携わる人は責任を伴うことを知らなければならない。</p> <p>正しい教育を促すことも一つの支援とする。可能であれば教育から見直して、真理を教えることだと思う。多様性という言葉をよく見かけるがそんな感覚で幅広く伝えていくべきではないでしょうか。間違った偏見はなくしていく環境を整えていくことが人々が幸せになれる自治体だと思います。</p>	<p>男女平等推進条例では、すべての人が、互いの人権を尊重し、多様な性の在り方に関する理解を深めることで、性別等にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女平等社会の実現を目指すことが定められています。</p> <p>そのためには、子どもの頃から多様な性について正しい理解を深め、尊重する意識づくりに向けた教育を推進するとともに、市と市民、事業者等に向けた意識啓発が求められています。また、相談窓口などの整備を含め、支援体制づくりを進めていく必要があると考えています。</p>
基本目標 Ⅲ-3 特に困難な状況にある人への支援	<p>多様化する社会の中で、学校や学習室や居場所だけでは解決できない課題があります。そのために、不登校の子どもたちの支援を進めることを目的にした「教育機会確保法」が、施行されました。施策(1)のひとり親家庭への支援欄に、現行の支援だけではなく、発生する交通費や授業料の負担の支援を明記していただくことをご検討ください。学校に通えなくても、子どもに教育を受ける権利を保障していただけるようお願いいたします。</p>	<p>男女平等推進条例の基本理念で、複合的に困難な状況にある方への支援と環境の整備に取り組むことが定められています。</p> <p>基本目標Ⅲ、基本施策3の施策の方向性に「ひとり親家庭の自立に向けた支援計画を策定し、子どもの学習支援なども含めた総合的・体系的な支援を行います。」と加筆するとともに、承ったご意見については、市に引き継ぎます。</p>

3 市民意見交換会

- (1) 周知方法 市報 12 月 15 日号、市HPに掲載。チラシを市内公共施設や関係団体に配布。
- (2) 日 時 平成 30 年 12 月 20 日 18 時 30 分～20 時 00 分
- (3) 会 場 武蔵野プレイス スペースC
- (4) 出席者 武蔵野男女平等推進審議会会長・副会長、市民部市民活動担当部長、市民部市民活動推進課男女平等推進担当課長
- (4) 参加人数 5人
- (5) 意見の要旨及び審議会での対応

テーマ	ご意見	審議会での対応
基本目標 I-1 男女平等の 意識づくり	事業番号5・105(「まなこ」の発行と周知)について、なぜ「まなこ」を全戸配布しないのか。予算がつけられるものなのに、なぜ予算をつけないのか。	ご意見のとおり、男女平等の意識づくりのため、「まなこ」を多くの市民の手に取っていただくことは重要です。「市報でとりあげるなど広く周知を図ることにより、認知度を上昇させる。」ことを施策の内容に加筆しました。
	「まなこ」を手にするのは、関心のある人だけである。関心のない人にも手に取ってもらうようにしてほしい。	
	「まなこ」を中学生に配布しているとのことだが、公立中学へ通う市民中学生は半分をきっている。小6を入れると%があがるため、6年生へも配布したほうがよい。	
	23 ページ本文7行目「5割程度と高くなっています」とあるが、5割という数字は高いのかどうか、評価基準がないので素人目にはわからない。	ご指摘をいただき、「特に女性は反対側の回答が5割程度であり、男性より高くなっています。」と本文を修正しました。
	23 ページ本文 13 行目「依然として少なくなっています」は減少傾向にあるようにも感じ取れる。	ご指摘をいただき、「依然として少ない状況です。」と本文を修正しました。
	24 ページの図表について、以前の調査結果との比較をしたほうがよい。年代別に比べることにより、いままでの施策の効果がみえるのではないか。自分たちの評価のためにもよいし、もし効果が出てなければ議論の余地があるということになる。また、年齢によってどれだけ意識が違いかはターゲットングにもいい。	ご意見のとおり、比較は有効であると思いますが、過去の調査とは、質問や項目に違いがあり比べることが難しい場合があります。図表 I-1 は、今回から始めた調査なので、比較がありません。図表 I-2 は、前回調査から大きな変化が見られないため、紙幅の関係もあり掲載を見合わせました。また、年代別の比較については、男女平等に関する意識調査報告書に掲載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。なお、市ホームページで報告書全文をご覧になれます。
基本目標 I-2 男女平等教育の推進	26 ページ「施策の方向性」の1行目について、「性別等に関わりなく」と述語の「男女平等教育を実施します」があわない。「性別等」をはっきりさせるために3ページ(1)はじめにの「多様な個人」にすれば、「性別等」の「等」がはっきりわかるのではないか。また、男女平等教育については、「男女平等」をとってしまえばいいのではないか。	ご意見として承りますが、「性別等」と「多様な個人」は同義であると捉えています。また、道徳教育、人権教育をとおして男女が互いに理解、協力し、高め合う「男女平等教育」を推進するとしており、そのままとします。

テーマ	ご意見	審議会での対応
基本目標 Ⅰ－3 性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくり	29 ページの基本施策3タイトルの「それぞれの性」は、意味がわからない。初めて読む人にはやさしくない。	ご意見を承り、「性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくり」と改めました。
	29 ページ、「性について悩んだことのある人の割合」の部分がわかりにくい。文章としての並びが、並び替えたほうがひっかからないのではないかと。	ご指摘をいただき、「性的指向や性自認など性について悩んだことのある人」と加筆、修正しました。
	29 ページで「性的マイノリティの人々の人権を守るために必要な方策」の部分で、「3割台と高くなっています」と評価しているが、30 ページの下の図を見ると、上から3つ目までが高く、4つ目の「正しい理解を深めるための啓発活動を行政が行う」が低いということだと思うが、高い低いの判断基準がよくわからない。3割を超えたから何なのか、わからない。	ご指摘のとおり、割合の数値を評価することを避け、性的マイノリティの人々の人権を守る方策について、必要と思われる順番を示すことに留めました。
基本目標 Ⅰ－3 性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくり	29 ページの性の多様性についての教育について、これからだとは思いますが、現に足りていない。地域のほうでは受け入れているが、学校のほうがなかなか受け入れる体制になっていない。放課後の活動の指導者が理解してくれるところからはじめるしかない。目標を決めるようなかたちで行わないと、教育のほうも変わらない。はっきりと方向づけてほしい。	子どもの頃から性の多様性に関する正しい理解を深め、尊重する意識づくりに向けた教育が重要であると考えております。各学校においては、子どもたちのニーズに基づいた個別的支援を、教育相談と連携しながら行っています。承ったご意見は、市に引き継ぎます。
	スクールカウンセラーが全く理解を示してくれなかったという事例を実際に聞いている。何かフィードバックできる仕組みがあるとよい。	
	31 ページの理解の促進に学校教育が入っていない。学校での啓蒙、理解促進を入れてほしい。もしくは、28 ページとうまく融合させ、LGBTのことを入れられないか。	基本目標Ⅰ－2－(1)男女平等の視点に立った学校教育の推進において、性の多様性に関する理解の促進が含まれているものと考えています。
	パートナーシップ制度のことについて、審議会にはLGBTの専門家の方がいなく、例えばフランスのパックス(連帯市民協約)のことについて知っている人もいないのではないかと。専門家も含めたところで検討してほしい。	パートナーシップ制度を検討する際には、専門家の意見を伺いながら慎重に進めるべきと認識しています。
基本目標 Ⅱ－4 あらゆる分野における女性の活躍の推進	51 ページについて、地域活動における女性のリーダーの育成が書いてあるが、地域防災推進委員をやっていると、実際には女性のリーダーを育てられていないと感じている。ここに書いてあるレベルでは状況が変わらないように思える。いまのままでは、いざ避難所が開いたときに、常に指導者は男性、下働きは女性となるであろうことが予想される。女性リーダーがきちんと育てられるよう、しっかりと明記してほしい。	男女平等推進計画推進状況調査において、目標値を設定し、女性リーダーの拡充に取り組んでおります。承ったご意見の方向性は同じと捉えており、市に引き継ぎます。

テーマ	ご意見	審議会での対応
基本目標 Ⅲ－１ 配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援	<p>27 ページの図表について、デートDV教育や性に関する相談機能充実の数値はそれほど高くないが、一般の人はあまり意識していないからであり、実際に現場で働いていると、若年の被害者は多いように感じる。普通にしていたらそれほど関係ないかもしれないが、確実にいるし、気をつけなければいけない。</p> <p>そのため、その底上げをしながら、市民の人に意識してもらってほしい。学校教育はとても大事であり、「まなこ」を全戸配布できないなら、小中学校の保護者に対して伝えたい。</p>	<p>ご指摘のとおり、若年層も含めて、講座等による啓発、相談体制を整備、充実し、暴力の未然防止と早期発見が図られるよう取り組む必要があると捉えています。</p> <p>「まなこ」では、DV防止啓発を継続的に取り上げており、市立中学校全生徒に配布しています。</p>
	<p>デートDVについては、若い世代には少し認知度があがってきてはいるが、今の母親世代に、そのような見識がない。保護者にも伝えていけるツールがあったらいい。また、子どもには小学校の時代から伝えてほしい。女性は妊娠するとその後の人生が大きく変わってしまう。子供のころからの教育は必要である。</p>	<p>承った意見の方向性は同じであると捉えています。今後とも、暴力の未然防止と早期発見のため、講座や様々な展示を行う際の参考として、市に引き継ぎます。</p>
	<p>58 ページの下の図表にも表れているが、大声でどなることが暴力にあたるかを知らない人はまだ多く、講演会等で初めて気づいて相談にくる人もいる。一般化は中々ないので、暴力を関係ないと思っている人たちにどう周知していくかが大事である。</p>	<p>承ったご意見の方向性は同じと捉えています。</p>
基本目標 Ⅲ－１ 配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援	<p>男女共同参画とは別かもしれないが、婦人相談員は常勤のほうがいいのではないかと。その予算をつけていただきたい。</p>	<p>専門性の高い経験豊富な婦人相談員が、配偶者等からの暴力の未然防止と早期発見に取り組んでおり、男女平等推進センターとの情報共有や連携強化により、迅速な解決を図っています。承ったご意見は、市に引き継ぎます。</p>
	<p>国分寺市に常勤の相談員がいる。また、区部はほとんど常勤で、市部は常勤が少ない。とても差が出てしまう。非常勤だと、2年ごとなど頻繁に相談員が変わったり、着任したばかりだとよくわからないことも多く、差が出てしまうことも多い。待遇面をよくして、相談員を育てていく土壌があったほうがよい。市部と区部を調べて、検討していただけたらと思う。</p>	
基本目標 Ⅲ－２ 性に関するハラスメントやストーカー等への対策	<p>基本目標の中に、市役所の中でのセクハラ根絶を入れてほしい。数値としては多くないが、被害を言えずに黙っているケースもあるし、社会的にも問題になっているため、セクハラがなくなるよう取組を進めていただきたい。</p>	<p>市では、職場におけるセクハラ方針を定め、セクハラは人としての尊厳や権威を傷つける人権侵害だと定義しています。承ったご意見の方向性は同じであり、市に伝えます。</p>
	<p>市役所のセクハラ相談窓口について、外部の人も入れてほしい。内部だけで処理するのは問題があると思っている。</p>	
	<p>中高生の望まない妊娠は、JKビジネスなどの片手間のできるアルバイト等からそのような道に進んでいるケースもある。しかし、保護者は「うちの子は関係ない」と思っている。学校教育の場で、LGBTや性の多様性、ハラスメント、性教育などの話を伝えていただきたい。</p>	<p>本計画でもJKビジネス等の若年層に対する性的な暴力についての啓発を進めると記載しています。保護者層への周知についても重要であると記載しておりますので、暴力の防止に向けた取組を進めていく参考として市に引き継ぎます。</p>

テーマ	ご意見	審議会での対応
基本目標 Ⅲ－３ 特に困難な状況にある人への支援	<p>学校に行きづらい子供の居場所を作りたいという思いがある。自身も不登校の小6の親であるが、当事者になった時に、市にはどこにも行く居場所がなかったというのが、自分の中で大きい問題となった。母子家庭のため派遣切りになってしまい、仕事も失った。東京の東の方に、フリースクール東京シューレがあるが、私立学校並にお金がかかるのと、距離的な問題で子が通えなかった。</p> <p>子が公立の学校に行けなくなったときに、平等な教育を受ける場所が市にない。他の地域に行くためにはお金がかかる。市につくりたいという思いもあるが、計画のひとり親支援のなかに、助成金制度をつくってほしい。公立に通っている子供へは支援がある。フリースクールに通う子にはない。</p> <p>67 ページの本文には、経済的自立のことしか入ってなく、それ以上のいろいろな支援が必要だということが出ていないので、それがわかるような文章にしてほしい。</p>	<p>承ったご意見の方向性は同じと捉えています。</p> <p>基本目標Ⅲ、基本施策3の施策の方向性に、「ひとり親家庭の自立に向けた支援計画を策定し、子どもの学習支援なども含めた総合的・体系的な支援を行います。」と加筆を行いました。</p>
基本目標 Ⅲ－４ 女性の生涯にわたる健康施策の推進	<p>事業番号 88(乳がん・子宮頸がん検診のあり方検討と受診率向上)について、乳がん検診は有料(1000円)である。1000円が市から出ないのか。数年前に無料で乳がん検診を受けられるという手紙が届いたが、都や国から補助金が出たため無料にできたと聞いた。無料にしたら受診率が上がるのではないかと聞いた。</p>	<p>女性が生涯にわたり心身ともに健康であることは、男女平等社会を実現するうえでも重要な視点です。ご意見として承り、施策の方向性に「各種健康診断について、効果的な広報手段を含め、受診率の向上を図ります。」と加筆しました。</p>

⑧男女平等推進の主な動き

	国連関係	国・都	武蔵野市
1970年代	<p>1975年6月(昭和50年) 国際婦人年 世界会議(メキシコシティ) ○世界行動計画 採択 ○1976～85年の10年を「国連婦人の10年」と宣言</p> <p>1979年12月(昭和54年) ○女子差別撤廃条約 採択</p>	<p>1975年9月(昭和50年) ○総理府婦人問題担当室 設置</p> <p>1976年6月(昭和51年) ○「民法」一部改正 (離婚時の氏使用可能等)</p> <p>1977年1月(昭和52年) ○国内行動計画 策定</p> <p>1977年10月(昭和52年) ○国内行動計画 前期重点目標 発表</p> <p>1978年11月(昭和53年) 東京都 ○「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定</p>	
1980年代	<p>1980年7月(昭和55年) 「国連婦人の10年」 世界会議(コペンハーゲン) ○国連婦人の10年後半期行動プログラム 採択</p> <p>1981年2月(昭和56年) ○ILO第156号条約 (家族的責任を有する労働者条約) 第67回ILO総会で採択</p> <p>1985年7月(昭和60年) 「国連婦人の10年」最終年 世界会議(ナイロビ) ○婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略 採択</p>	<p>1980年7月(昭和55年) ○女子差別撤廃条約 署名</p> <p>1981年5月(昭和56年) ○国内行動計画 後期重点目標 決定</p> <p>1983年1月(昭和58年) 東京都 ○婦人問題解決のための新東京都行動計画 「男女の平等と共同参加へのとうきょうプラン」策定</p> <p>1984年5月(昭和59年) ○「国籍法・戸籍法」一部改正・施行 (父系血統主義から父母両系血統主義へ)</p> <p>1985年6月(昭和60年) ○女子差別撤廃条約 批准(72番目) ○「男女雇用機会均等法」成立</p> <p>1986年4月(昭和61年) ○「男女雇用機会均等法」施行</p> <p>1987年5月(昭和62年) ○西暦2000年に向けての新しい国内行動計画 策定</p>	<p>1985年4月(昭和60年) ○婦人行動計画関連事項の担当 決定 …(市民活動課)</p> <p>1985年10月(昭和60年) ○婦人問題懇談会(第一期) 設置</p> <p>1986年7月(昭和61年) ○婦人問題に関する意識調査 実施</p> <p>1986年12月(昭和61年) ○婦人問題懇談会(第一期) 報告書提出</p> <p>1987年6月(昭和62年) ○婦人問題懇談会(第二期) 設置</p> <p>1987年9月(昭和62年) ○婦人問題に関する意識調査 実施</p> <p>1989年4月(平成元年) ○児童婦人部児童婦人室婦人問題担当 設置</p> <p>1989年10月(平成元年) ○婦人問題関係者会議 開催</p>
1990年代	<p>1990年3月(平成2年) 国連経済社会理事会 ○婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する 第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論 採択</p>		<p>1990年2月(平成2年) ○第1回女性親善使節団 シンガポール・マレーシアへ派遣 ○婦人団体名簿 発行</p> <p>1990年9月(平成2年) ○『武蔵野市女性行動計画』策定</p> <p>1990年12月(平成2年) ○『統計に見る武蔵野の女性』発行</p>

	国連関係	国・都	武蔵野市
		1991年3月(平成3年) 東京都 ○女性問題解決のための東京都行動計画 「21世紀へ 男女平等推進とうきょうプラン」策定	1991年2月(平成3年) ○平成2年度女性関係行政推進会議 開催 ○女性行動計画推進市民会議(第一期) 発足 ○女性情報誌『まなこ』第1号発行
		1991年5月(平成3年) ○西暦2000年に向けての新国内行動計画 (第一次改定) 策定	1991年12月(平成3年) ○第2回女性親善使節団 タイ王国へ派遣
		1992年4月(平成4年) ○「育児休業法」施行	1992年3月(平成4年) ○女性行動計画推進市民会議報告書(第一期) 提出
			1992年5月(平成4年) ○平成4年度女性関係行政推進会議 開催
			1992年7月(平成4年) ○女性行動計画推進市民会議(第二期) 発足
			1992年10月(平成4年) ○第3回女性親善使節団 中国へ派遣
		1993年6月(平成5年) ○「パートタイム労働法」成立	1993年2月(平成5年) ○女性問題に関する意識調査 実施
			1993年9月(平成5年) ○女性行動計画推進市民会議報告書(第二期) 提出
		1993年12月(平成5年) ○「パートタイム労働法」施行	1993年11月(平成5年) ○第4回女性親善使節団 韓国へ派遣
			1994年3月(平成6年) ○「むさしのヒューマン・プラザ」(仮称)基本構想検討委員会 発足
			1994年4月(平成6年) ○児童婦人部児童婦人室婦人計画係 改称
		1994年7月(平成6年) ○総理府男女共同参画室 設置	1994年5月(平成6年) ○平成6年度女性関係行政推進会議 開催
1994年9月(平成6年) 世界人口・開発会議(カイロ) ○リプロダクティブ・ヘルス/ライツを打ち出した 行動計画を採択			1994年10月(平成6年) ○第5回女性親善使節団 インドネシアへ派遣
1995年9月(平成7年) 第4回世界女性会議(北京) ○北京宣言及び行動綱領 採択		1995年6月(平成7年) ○「育児休業法」改正 (介護休業に関する規定を追加) ○ILO第156号条約 批准(23番目) (家族的責任を有する労働者条約)	1995年8月(平成7年) ○女性NGOフォーラム視察団 北京へ派遣
		1995年10月(平成7年) ○(改正)「育児・介護休業法」一部施行	
		1995年11月(平成7年) ○東京ウイメンズプラザ 開館	
			1996年3月(平成8年) ○「むさしのヒューマン・プラザ」(仮称)基本構想検討委員会報告書 提出
			1996年4月(平成8年) ○児童女性部児童女性課女性計画係 改称
			1996年5月(平成8年) ○平成8年度女性関係行政推進会議 開催
			1996年7月(平成8年) ○女性行動計画推進市民会議(第三期) 発足
		1996年12月(平成8年) ○男女共同参画2000年プラン 策定	1997年1月(平成9年) ○女性問題に関する意識調査 実施
			1997年4月(平成9年) ○女性団体活動補助金制度 開始
			1997年5月(平成9年) ○平成9年度第1回女性関係行政推進会議 開催

	国連関係	国・都	武蔵野市
		1997年6月(平成9年) ○「男女雇用機会均等法」「労働基準法」 「育児・介護休業法」改正	1997年10月(平成9年) ○女性行動計画推進市民会議報告書(第三期)提出
			1997年12月(平成9年) ○平成9年度第2回女性関係行政推進会議開催
		1998年3月(平成10年) 東京都 ○男女平等推進のための東京都行動計画 「男女が平等に参画するまち東京プラン」策定	1998年3月(平成10年) ○『武蔵野市第二次女性行動計画』策定
			1998年5月(平成10年) ○平成10年度第1回女性関係行政推進会議開催
			1998年6月(平成10年) ○女性行動計画推進市民会議(第四期)発足
			1998年11月(平成10年) ○むさしのヒューマン・ネットワークセンター開設
		1999年4月(平成11年) ○(改正)「男女雇用機会均等法」 「労働基準法」「育児・介護休業法」施行	1999年5月(平成11年) ○平成11年度第1回女性関係行政推進会議開催
		1999年6月(平成11年) ○「男女共同参画社会基本法」成立・施行	
2000年代		2000年3月(平成12年) ○「東京都男女平等参画基本条例」成立・施行	2000年3月(平成12年) ○女性行動計画推進市民会議報告書(第四期)提出
	2000年6月(平成12年) 国連特別総会 女性2000年会議(ニューヨーク)		2000年6月(平成12年) ○平成12年度第1回女性関係行政推進会議開催
		2000年11月(平成12年) ○「ストーカー行為等規制法」施行	
		2000年12月(平成12年) ○男女共同参画基本計画策定	
		2001年1月(平成13年) ○内閣府男女共同参画局設置	
		2001年4月(平成13年) ○「配偶者暴力防止法」成立	2001年5月(平成13年) ○平成13年度第1回女性関係行政推進会議開催
			2001年7月(平成13年) ○女性行動計画推進市民会議(第五期)発足
		2002年1月(平成14年) 東京都 ○男女平等参画のための東京都行動計画 「チャンス&サポート東京プラン2002」策定	
		2002年4月(平成14年) 東京都 ○配偶者暴力相談支援センター業務を開始 ○(改正)「育児・介護休業法」施行	2002年4月(平成14年) ○企画政策室市民活動センター男女共同参画担当設置
			2002年6月(平成14年) ○平成14年度第1回女性関係行政推進会議開催
			2002年8月(平成14年) ○男女共同参画に関する意識調査実施
			2003年1月(平成15年) ○女性行動計画推進市民会議報告書(第五期)提出
			2003年6月(平成15年) ○平成15年度第1回女性関係行政推進会議開催
		2003年7月(平成15年) ○「次世代育成支援対策推進法」成立 ○「少子化社会対策基本法」成立	
		2004年6月(平成16年) ○「配偶者暴力防止法」一部改正	2004年4月(平成16年) ○『武蔵野市男女共同参画計画』策定
		2004年7月(平成16年) ○「性同一性障害者特例法」施行	
		2004年12月(平成16年) ○「育児・介護休業法」一部改正	2004年11月(平成16年) ○平成16年度第1回男女共同参画推進会議開催
		2005年4月(平成17年) ○(改正)「育児・介護休業法」施行	

	国連関係	国・都	武蔵野市
			2012年7月(平成24年) ○平成24年度第1回男女共同参画庁内推進会議 開催
			2012年10月(平成24年) ○男女共同参画推進委員会 発足 ○市民部市民活動推進課男女共同参画担当 改称
			2012年11月(平成24年) ○男女共同参画に関する市民意識調査 実施
		2013年2月(平成25年) ○若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言	2013年2月(平成25年) ○男女共同参画に関する職員アンケート調査 実施
	2013年3月(平成25年) ○第57回国連婦人の地位委員会 合意決議及び決議 採択	2013年5月(平成25年) ○「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」策定	
		2013年6月(平成25年) ○「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」成立 ○「配偶者暴力防止法」一部改正 26	2013年6月(平成25年) ○男女共同参画フォーラム 実施(第1回)
		2013年7月(平成25年) ○「ストーカー規制法」改正	2013年7月(平成25年) ○平成25年度第1回男女共同参画庁内推進会議 開催
		2013年12月(平成25年) ○(改正)「民法」施行 (嫡出子と嫡出でない子の相続分の同等化)	2013年11月(平成25年) ○武蔵野市第三次男女共同参画計画に向けた委員会報告書 提出
	2014年3月(平成26年) ○第58回国連婦人の地位委員会 合意決議及び決議 採択	2014年1月(平成26年) ○(改正)「配偶者暴力防止法」施行	2014年1月(平成26年) ○「武蔵野市第三次男女共同参画計画」(「武蔵野市配偶者暴力対策基本計画」を包含) 策定
		2014年4月(平成27年) ○「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)」発効 ○「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」施行	2014年8月(平成26年) ○平成26年度男女共同参画庁内推進会議 開催
		2014年9月(平成26年) ○女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム 開催	
		2014年10月(平成26年) ○「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置	2014年10月(平成26年) ○平成26年度男女共同参画推進委員会 発足
		2014年11月(平成26年) ○「リベンジポルノ被害防止法」成立・施行	
	2015年3月(平成27年) ○国連「北京+20」 ○第59回国連婦人の地位委員会 宣言及び決議 採択		2015年2月(平成27年) ○武蔵野市男女共同参画基本条例(仮称)庁内検討会 設置
		2015年6月(平成27年) ○「女性活躍加速のための重点方針2015」策定	2015年6月(平成27年) ○平成27年度男女共同参画庁内推進会議 開催
	2015年8月(平成27年) ○UN Women 日本事務所 開設	2015年8月(平成27年) ○女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム 開催 ○「女性活躍推進法」制定	
	2015年9月(平成27年) ○「国連持続可能な開発サミット」開催 ○「持続可能な開発目標(SDG's)」採択	2015年9月(平成27年) ○「女性活躍推進法」一部施行	2015年10月(平成27年) ○平成27年度武蔵野市男女共同参画推進委員会設置
		2015年12月(平成27年) ○「第4次男女共同参画基本計画」策定	2015年11月(平成27年) ○男女共同参画基本条例(仮称)検討委員会 発足
		2016年2月(平成28年) 東京都 ○「東京都女性活躍推進白書」策定	
	2016年3月(平成28年) ○第60回国連婦人の地位委員会 合意決議及び決議 採択	2016年3月(平成28年) ○「育児・介護休業法」一部改正 ○「男女雇用機会均等法」一部改正	
		2016年4月(平成28年) ○「女性活躍推進法」全面施行	

	国連関係	国・都	武蔵野市
		2016年5月(平成28年) ○「女性活躍加速のための重点方針2016」策定	2016年7月(平成28年) ○平成28年度男女共同参画庁内推進会議 開催
			2016年10月(平成28年) ○武蔵野市立男女共同参画推進センター条例 施行 ○市民部市民活動推進課男女共同参画推進センター 設置 ○むさしのヒューマン・ネットワークセンターを市民会館に移転「男女共同参画推進センター」に改称
		2016年12月(平成28年) ○「ストーカー規制法」一部改正 ○国際女性会議 WAW! 開催	2016年11月(平成28年) ○平成28年度男女共同参画推進委員会 発足
		2017年1月(平成29年) ○(改正)「育児・介護休業法」施行 ○(改正)「男女雇用機会均等法」施行 ○(改正)「ストーカー規制法」一部施行	2017年1月(平成29年) ○女性総合相談を平日夜間・休日のみ開始
	2017年3月(平成29年) ○第61回国連婦人の地位委員会 合意決議及び決議 採択	2017年3月(平成29年) ○「育児・介護休業法」一部改正 東京都 ○「東京都男女平等参画推進総合計画」策定	2017年3月(平成29年) ○「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」成立
		2017年6月(平成29年) ○「女性活躍加速のための重点方針2017」策定 ○(改正)「ストーカー規制法」全面施行 ○「刑法」一部改正	2017年4月(平成29年) ○「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」施行 ○「男女平等推進センター」に改称 ○女性総合相談を市民相談係より移管 ○男女平等推進審議会 発足
		2017年7月(平成29年) ○(改正)「刑法」施行 (強姦罪から強制性交等罪へ、非親告罪化等)	2017年7月(平成29年) ○平成29年度男女平等庁内推進会議 開催
		2017年10月(平成29年) ○(改正)「育児・介護休業法」施行	2017年10月(平成29年) ○「武蔵野市男女平等に関する意識調査」実施
		2017年11月(平成29年) ○国際女性会議 WAW! 開催	2017年11月(平成29年) ○男女平等に関する職員アンケート調査 実施
			2017年12月(平成29年) ○むさしのにじいろ電話相談(臨時) 実施
	2018年3月(平成30年) ○第62回国連婦人の地位委員会 合意決議及び決議 採択	2018年5月(平成30年) ○「政治分野における男女共同参画推進法」成立・施行	
		2018年6月(平成30年) ○「女性活躍加速のための重点方針2018」策定	2018年6月(平成30年) ○平成30年度男女平等庁内推進会議 開催
		2018年10月(平成30年) 東京都 ○「オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」成立	
			2019年3月(平成31年) ○「武蔵野市第四次男女平等推進計画」(「武蔵野市第二次配偶者暴力対策基本計画」、「武蔵野市女性活躍推進計画」を包含) 策定

⑨男女共同参画社会基本法

平成十一年法律第七十八号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、も

って男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の

救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一

性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月一六日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年一月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

⑩配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成十三年法律第三十一号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保

護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
 - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、

又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
 - 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
 - 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法

律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道府県警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受け

た者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠として住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠として住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装

置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による

命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその

事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会えることができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するも

のとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄

写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回

復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該

関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過

した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

⑪女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成二十七年法律第六十四号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事

業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三

百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主につい

ては、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七

年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求められることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位

にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務

の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実

施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第四項の規定に違反した者

二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項の規定に違反した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十六の次に次の一号を加える。

二十の二十七 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成三十八年三月三十一日	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第五条第一項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。
--------------	--

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和三十二年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

⑫用語一覧

(※)は市独自事業

行	用語	説明
あ	SNS	ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。
	SDGs	平成 13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成 27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28(2016)年から平成 42(2030)年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っている。
	M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。
	LGBT	性的マイノリティの総称の一つ。レズビアン(L、女性の同性愛)、ゲイ(G、男性の同性愛)、バイセクシュアル(B、両性愛)、トランスジェンダー(T、からだの性とこころの性が一致しない人)の頭文字を取っている。
	お父さんお帰りなさいパーティー	武蔵野市民社会福祉協議会独自事業。主に定年前後の男性に地域活動への参加を呼び掛けることを目的に、地域のボランティア団体や趣味活動の団体等の紹介を行っている。「長いお勤めご苦労さまです。ようこそ地域へお帰りなさい！」という気持ちを込め、「お父さんお帰りなさい」の名称となった。「おとぼ」の愛称で平成 12(2000)年度から年1回開催している。ボランティアセンター武蔵野が「お父さんお帰りなさいパーティー実行委員会」を組織し、企画・運営にあたっている。
か	キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達(社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程)を促す教育のこと。
	こうのとりの学級(※)	初産の妊婦とそのパートナーを対象に、親となる心構えを伝え、妊娠中の不安の解消等を目的に講座を実施。
	心のバリアフリー	様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことである。そのためには、一人ひとりが具体的な行動を起こし継続することが必要である。
	固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
	こんにちは赤ちゃん訪問	出生通知票等により対象者を把握し、保健師または助産師が産婦の健康保持と乳児の健康な発育のために訪問指導を実施。
さ	JKビジネス	児童の性を売り物とする営業の一つで、主として「JK」、すなわち「女子高校生」などの児童を雇い、表向きには性的サービスを行わない健全な営業を装いながら、「裏オプション」等と称し、性的なサービスを客に提供させるものこと。

行	用語	説明
さ	ジェンダー・ギャップ指数	GGI(Gender Gap Index)と略され、世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済、教育、政治及び保健の4つの分野のデータから算出される。0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、次のデータから算出される。(経済分野は労働力率、同じ仕事の賃金の同等性、所得の推計値、管理職に占める比率、専門職に占める比率、教育分野は識字率、初等・中等・高等教育の各在学率、健康分野は新生児の男女比率、健康寿命、政治分野は国会議員に占める比率、閣僚の比率、最近 50 年の国家元首の在任年数)
	女性相談(※)	女性総合相談と女性法律相談の総称。女性総合相談は、女性が暮らしの中で抱える様々な悩みについて、女性の専門相談員が話を伺い、解決に向けて一緒に考える。女性法律相談では、離婚・扶養(養育)・相続などの法律的な対応や手続きについて女性弁護士が相談に応じる。
	女性に対する暴力をなくす運動	夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカ行行為等女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化すること、また、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的に、毎年 11 月 12 日から 11 月 25 日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」としている。
	性的マイノリティ	同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々のこと。「性」は、生物学的な性別や性自認(自らの性別に関する認識)、性的指向(恋愛感情または性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向)などの様々な要素からなると考えられている。
	性に関するハラスメント	セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなど、相手の意思に反する性的な発言、行動等が、相手または周囲の者に対し不快感を与え、尊厳を傷つけ、不利益を与え、または脅威を与えること。
	SOGI	Sexual Orientation(性的指向)とGender Identity(性自認)の頭文字をとった表現。
た	男女共同参画週間	男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法(平成 11(1999)年6月 23 日法律第 78 号)の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成 13(2001)年度から始まった。毎年6月 23 日から6月 29 日までの全国的な運動のこと。
	地域子ども館あそべえ(※)	保護者を含めた地域社会全体で子どもを育てるという考え方にに基づき、小学生の放課後を充実させるための施策の1つとして、学校の教室、校庭、図書室を利用した開放事業を行っている。早朝、放課後、土曜日、学校長期休業中の開放によって、小学生の安全な居場所を提供し、異年齢児童の交流を図っている。
	地域福祉ファシリテーター	住民の立場から、地域の福祉課題や地域の中で支援を必要としている人を発見し、自らが持つ能力や人脈、社会資源を生かしながら、具体的な「新たな支え合い」活動を企画・実施する中核となる人々のこと。
	地域包括ケア人材育成センター	福祉サービスの拡充や地域福祉活動の推進に向け、専門職や地域の担い手も含めた福祉人材の確保と養成を目的に、平成 30(2018)年 12 月 1 日に開設。介護の仕事に就こうとしている方に資格取得の支援を行うほか、既に働いている方への研修・相談や様々な情報提供、そして、福祉に関わる事業所や団体を支援する。運営は福祉公社に委託。
	デートDV	恋人同士の間で起こる暴力のこと。殴る・蹴るといった暴力だけでなく、ひどい言葉で傷つけることや交友関係を制限すること、避妊に協力しないことなども含まれる。

行	用語	説明
な	にじいる相談(※)	性的マイノリティ当事者やその周りの人々、支援者等を対象に、性に関する悩み等を伺い、解決に向けて一緒に考える相談事業。
は	配偶者からの暴力(DV)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成 25(2013)年 7月3日公布、平成 26(2014)年1月3日施行)では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下「身体に対する暴力等」という。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義している。
	配偶者暴力相談支援センター	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく、被害者支援の中心的役割を果たす機能の名称。都道府県は実施義務があるが市町村は努力義務。配偶者暴力相談支援センターの機能は①相談や相談機関の紹介 ②カウンセリング ③被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護 ④自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助 ⑤被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助 ⑥保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助。
	ヒューマンあい	市民から公募し採択された、武蔵野市立男女平等推進センターの愛称。「ヒューマン」には性別にとらわれない多様性の視点が、「あい」には、愛・会い・眼(まなこ)の意味が込められている。「ヒューマン」と「あい」を重ねた「ヒューマンあい」が、地域の人権をまもり、男女平等を推進して、人々との出会いの拠点施設になるよう命名された。
	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を受けたい方(ファミリー会員)と、育児の援助をしてくださる方(サポート会員)が会員となり、相互援助活動を行う会員組織。センターのアドバイザーが両会員のマッチング、調整等を行い支援する。
	ファミリーデー(※)	平成 27(2015)年度に策定した「武蔵野市第二次特定事業主行動計画前期計画」における子育てと仕事の両立支援の取組の一環として、職員の家族などを職場に招き、市の仕事や職場について理解を深めてもらうとともに、職員が自らの「仕事と生活の調和」を考える機会とするもの。
ま	まなこ	平成3(1991)年に創刊された、武蔵野市の男女平等推進情報誌。男女平等社会の実現を目指し、地域社会における様々な問題を解決するために、企画・取材・編集を市民と協働で行っている。人やまちや文化や地球を、男女平等推進の視点＝「まなこ(眼)」で見えていこうという思いで名付けられた。
	武蔵野市見守り・孤立防止ネットワーク	一人暮らしの高齢者や子ども等の異変を早期に発見し、早期に対応できるようにするため、関係機関、事業者で構成するネットワークを構築。定期的に連絡会議を開催しながら、地域における見守り、孤立防止の体制を整備している。
	メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

行	用語	説明
や	ゆりかごむさしの	武蔵野市母子保健事業の愛称。母子健康手帳交付時の面接から始まり、各種健診、相談事業を行う中で、妊娠期から子育て期まで一人ひとりに寄り添い、地域で安心して生活していただけるようサポートをしている。
ら	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)	平成6(1994年)の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7(1995年)の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」とは、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。また、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。
わ	ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいう。

武蔵野市第四次男女平等推進計画

平成 31 (2019)年 3 月

編集・発行：武蔵野市市民部市民活動推進課



武蔵野市立男女平等推進センター ヒューマンあい

〒180-0022 武蔵野市境 2-3-7

Tel 0422-37-3410 Fax 0422-38-6239

Mail danjo@city.musashino.lg.jp